



資料 1

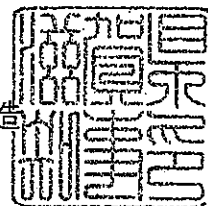
滋水第 413 号

令和 5 年(2023 年)4 月 24 日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖海区漁場計画の作成について (諮問)

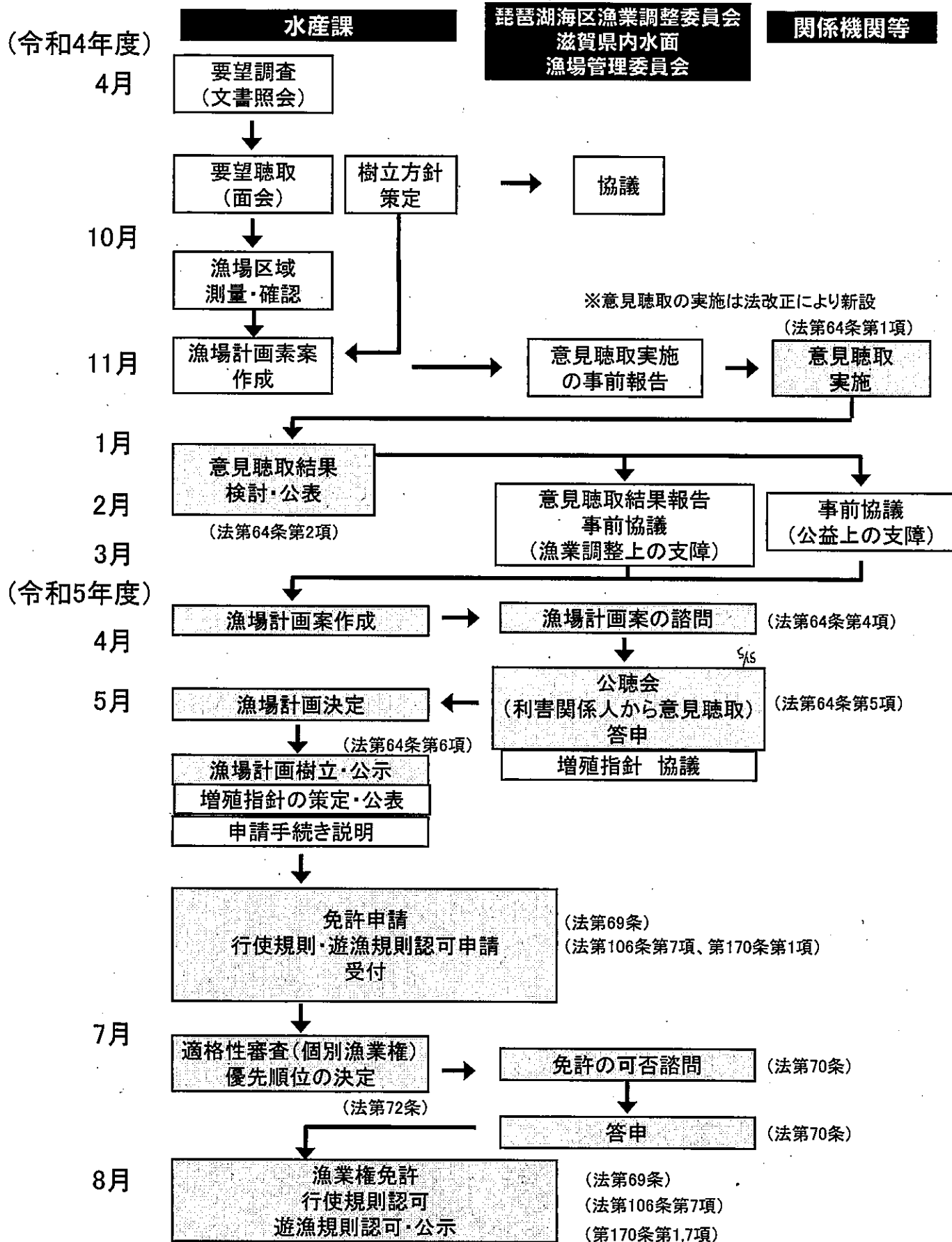
本県における漁業生産力を維持発展させるため、琵琶湖海区漁場計画を別紙(案)のとおり作成することについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 64 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。



令和5年(2023年) 漁業権切替スケジュール

2023/4/24更新

法定 手続	その他 手続
----------	-----------



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。



琵琶湖海区漁場計画（案）

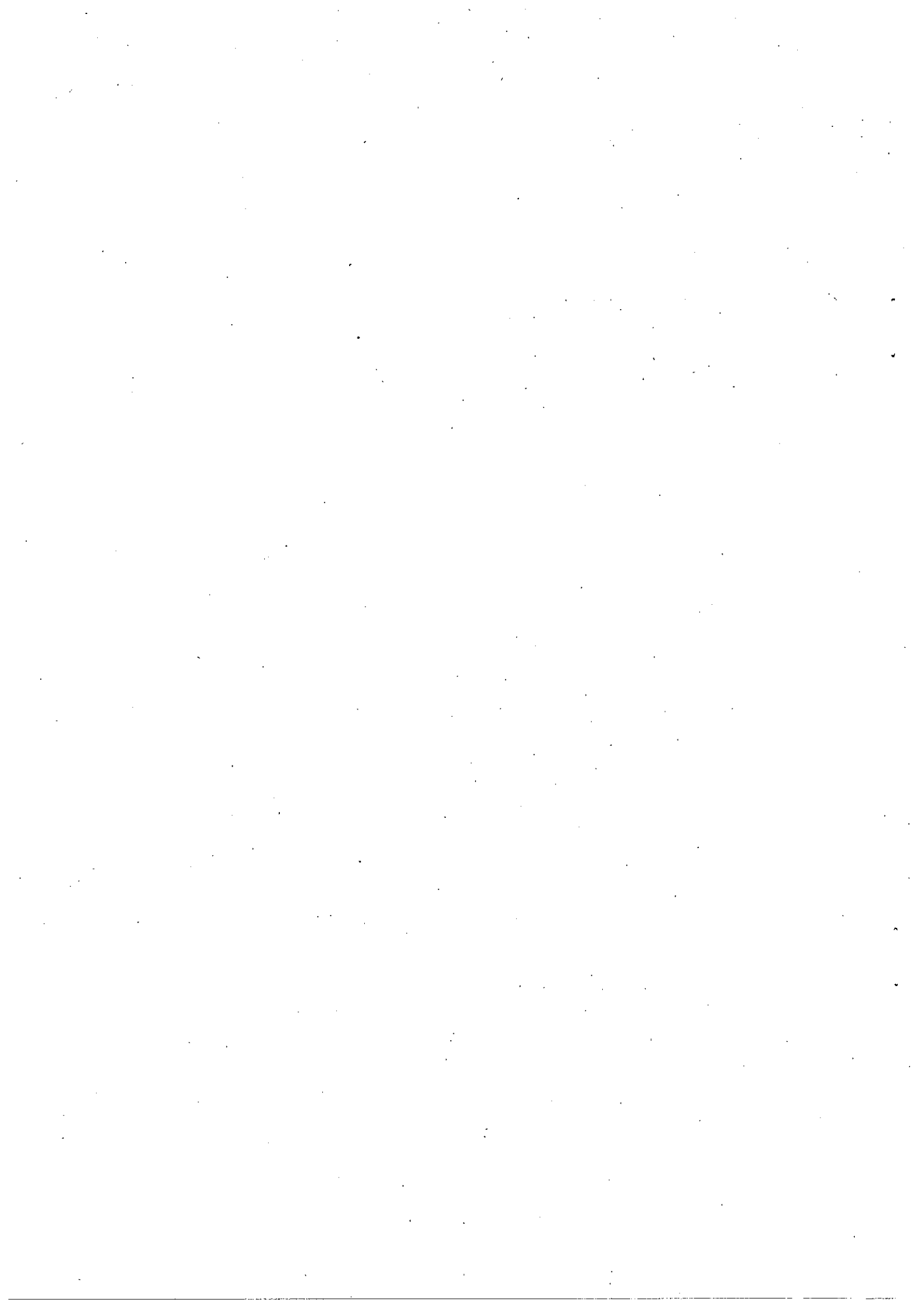
1. 漁業権に関する事項

○ 第1種共同漁業	1頁
○ 第2種共同漁業（小型定置網漁業）	3頁
○ " （やな四手網漁業）	30頁
○ 第5種共同漁業	33頁
○ 第1種区画漁業（真珠養殖業）	34頁
○ " （真珠母貝養殖業）	40頁
○ " （小割式魚類養殖業）	42頁

2. 漁場図

○ 第1種共同漁業	45頁
○ 第2種共同漁業（小型定置網漁業）	46頁
○ " （やな四手網漁業）	73頁
○ 第5種共同漁業	77頁
○ 第1種区画漁業（真珠養殖業）	79頁
○ " （真珠母貝養殖業）	84頁
○ " （小割式魚類養殖業）	86頁

3. 漁場計画（案）に関する説明資料	89頁
--------------------	-------	-----



1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第1号	近江八幡市地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒 (イ)北緯35度14分18.6秒東経136度02分52.0秒 (ウ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒 (エ)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒	第1種共同漁業権 (しじみ、いけち、から貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	
共第2号	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒 (イ)北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒 (ウ)北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 (エ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒	第1種共同漁業権 (しじみ、いけち、から貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市堅田一丁目～二丁目、本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、衣川一丁目～三丁目、真野一丁目～六丁目、野洲市のうち旧中主町の区域	

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
共第 3 号	近江八幡 市、野洲 市地先	次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸 線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 33.6 秒東経 135 度 59 分 13.4 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.8 秒東経 135 度 58 分 11.2 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 46.2 秒東経 136 度 01 分 06.7 秒	第 1 種共 同漁業権 (しじ み、いけ ちょう 貝、から す貝、た にし漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島 町、長命寺町、佐波 江町、牧町、大津 市、野洲市のうち 旧中主町の区域	

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 101号	高島市鵜川地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 16 分 04.4 秒 東経 135 度 59 分 40.5 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 53.9 秒 東経 135 度 59 分 50.5 秒 (ウ)北緯 35 度 16 分 03.8 秒 東経 136 度 00 分 04.2 秒 (エ)北緯 35 度 16 分 12.5 秒 東経 135 度 59 分 54.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 102号	大津市北小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 37.4 秒 東経 135 度 58 分 57.8 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 26.2 秒 東経 135 度 59 分 05.7 秒 (ウ)北緯 35 度 15 分 35.3 秒 東経 135 度 59 分 22.5 秒 (エ)北緯 35 度 15 分 45.3 秒 東経 135 度 59 分 12.3 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 103 号	大津市北 小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 03.5 秒 東経 135 度 58 分 37.6 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 10.0 秒 東経 135 度 58 分 30.4 秒 (ウ)北緯 35 度 15 分 14.5 秒 東経 135 度 58 分 33.2 秒 (エ)北緯 35 度 15 分 11.4 秒 東経 135 度 58 分 43.7 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団 体 漁 業 権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
共 第 104 号	大津市南 比良地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 53.0 秒 東経 135 度 56 分 28.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 47.8 秒 東経 135 度 56 分 42.2 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 28.3 秒 東経 135 度 56 分 21.9 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 41.9 秒 東経 135 度 56 分 15.5 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団 体 漁 業 権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 105号	大津市八屋戸地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 16.1 秒東経 135 度 55 分 04.7 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 13.2 秒東経 135 度 55 分 14.4 秒 (ウ)北緯 35 度 11 分 19.5 秒東経 135 度 55 分 16.7 秒 (エ)北緯 35 度 11 分 22.3 秒東経 135 度 55 分 07.4 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 106号	大津市八屋戸地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 47.7 秒東経 135 度 55 分 17.4 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 54.0 秒東経 135 度 55 分 02.7 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 58.6 秒東経 135 度 55 分 06.9 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 56.7 秒東経 135 度 55 分 20.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 107号	大津市和邇北浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 28.3 秒東経 135 度 55 分 12.0 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 32.1 秒東経 135 度 55 分 10.4 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 38.8 秒東経 135 度 55 分 27.0 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 28.6 秒東経 135 度 55 分 29.7 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 108号	大津市和邇北浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 07.5 秒東経 135 度 55 分 29.8 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.4 秒東経 135 度 55 分 38.2 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 18.5 秒東経 135 度 55 分 32.2 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 09.8 秒東経 135 度 55 分 24.5 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鶴川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 109号	大津市和 邇中浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 45.0 秒東経 135 度 55 分 37.4 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 47.5 秒東経 135 度 55 分 34.8 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 00.3 秒東経 135 度 55 分 45.7 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 52.1 秒東経 135 度 55 分 52.9 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
共 第 110号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 16.4 秒東経 135 度 56 分 06.5 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 12.2 秒東経 135 度 56 分 19.8 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 04.3 秒東経 135 度 56 分 13.1 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 14.0 秒東経 135 度 56 分 03.8 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 111 号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 55.8 秒東経 135 度 56 分 09.5 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 42.1 秒東経 135 度 56 分 06.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 49.8 秒東経 135 度 55 分 47.6 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 02.3 秒東経 135 度 55 分 53.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
共 第 112 号	大津市小 野地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 34.0 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 39.1 秒東経 135 度 56 分 07.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 26.5 秒東経 135 度 56 分 04.6 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 34.6 秒東経 135 度 55 分 33.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 113号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 15.7 秒東経 135 度 55 分 44.9 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 16.3 秒東経 135 度 56 分 05.3 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 24.4 秒東経 135 度 56 分 05.2 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 20.9 秒東経 135 度 55 分 44.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 114号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 58.3 秒東経 135 度 55 分 49.2 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 02.2 秒東経 135 度 55 分 46.9 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 11.6 秒東経 135 度 56 分 04.5 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 04.1 秒東経 135 度 56 分 08.5 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 115 号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 51.6 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 50.0 秒東経 135 度 55 分 50.6 秒 (ウ)北緯 35 度 07 分 54.8 秒東経 135 度 56 分 12.4 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 46.7 秒東経 135 度 56 分 14.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 116 号	大津市柳が崎地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 52 分 07.2 秒 (イ)北緯 35 度 01 分 55.7 秒東経 135 度 52 分 28.2 秒 (ウ)北緯 35 度 01 分 42.7 秒東経 135 度 52 分 27.2 秒 (エ)北緯 35 度 01 分 38.2 秒東経 135 度 52 分 09.4 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁目～五丁目、浜町、三井寺町、観音寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一丁目～六丁目、比叡辻一丁目～三丁目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 117号	草津市北山田町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 01 分 53.9 秒東経 135 度 54 分 46.8 秒 (イ)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 54 分 32.7 秒 (ウ)北緯 35 度 01 分 58.9 秒東経 135 度 53 分 54.9 秒 (エ)北緯 35 度 02 分 07.6 秒東経 135 度 54 分 25.7 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 10 年 8 月 31 日 まで	団 体 漁 業 権	草津市北山田町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 118号	草津市志那町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 03 分 13.6 秒東経 135 度 55 分 21.9 秒 (イ)北緯 35 度 03 分 18.8 秒東経 135 度 55 分 02.4 秒 (ウ)北緯 35 度 03 分 09.0 秒東経 135 度 54 分 47.2 秒 (エ)北緯 35 度 02 分 53.0 秒東経 135 度 54 分 43.5 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日 まで	団 体 漁 業 権	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 119 号	草津市下那中町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 03 分 27.0 秒 東経 135 度 55 分 38.9 秒 (イ)北緯 35 度 03 分 34.0 秒 東経 135 度 55 分 25.4 秒 (ウ)北緯 35 度 03 分 52.1 秒 東経 135 度 55 分 28.9 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 02.1 秒 東経 135 度 55 分 32.4 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 120 号	草津市下物町地先	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 30.4 秒 東経 135 度 55 分 54.0 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 52.8 秒 東経 135 度 55 分 54.1 秒 (ウ)北緯 35 度 05 分 01.8 秒 東経 135 度 56 分 01.9 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 56.6 秒 東経 135 度 56 分 15.4 秒 (オ)北緯 35 度 04 分 42.4 秒 東経 135 度 56 分 04.8 秒 (カ)北緯 35 度 04 分 31.4 秒 東経 135 度 56 分 05.1 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市赤野井町、杉江町、山賀町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 121 号	守山市水保町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 06 分 59.0 秒 東経 135 度 56 分 26.9 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 00.8 秒 東経 135 度 56 分 02.3 秒 (ウ)北緯 35 度 07 分 13.2 秒 東経 135 度 56 分 08.7 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 05.3 秒 東経 135 度 56 分 30.8 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 122 号	守山市今浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 26.4 秒 東経 135 度 56 分 15.8 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 50.6 秒 東経 135 度 56 分 33.6 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 10.1 秒 東経 135 度 57 分 05.5 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 07.2 秒 東経 135 度 57 分 30.3 秒 (オ)北緯 35 度 07 分 49.2 秒 東経 135 度 57 分 28.2 秒 (カ)北緯 35 度 07 分 51.3 秒 東経 135 度 57 分 05.6 秒 (キ)北緯 35 度 07 分 18.8 秒 東経 135 度 56 分 31.7 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	小型定置網の統数は 4 統以内とすること。 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 123 号	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 47.0 秒 東経 135 度 58 分 41.1 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 03.7 秒 東経 135 度 58 分 16.9 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 10.2 秒 東経 135 度 58 分 22.8 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 53.5 秒 東経 135 度 58 分 47.0 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日 まで	団 体 漁 業 権	野 洲 市 吉 川、 守 山 市 小 浜 町	漁 具 は 漁 船 の 航 行 に 配 慮 し 設 置 す る こ と。 漁 具 の 延 長 は 500 m 以 内 と す る こ と。
共 第 124 号	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 09.7 秒 東経 135 度 58 分 44.8 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 22.8 秒 東経 135 度 58 分 22.1 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 29.9 秒 東経 135 度 58 分 26.7 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 16.9 秒 東経 135 度 58 分 49.4 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日 まで	団 体 漁 業 権	野 洲 市 吉 川、 守 山 市 小 浜 町	漁 具 は 漁 船 の 航 行 に 配 慮 し 設 置 す る こ と。 漁 具 の 延 長 は 500 m 以 内 と す る こ と。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 125号	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 42.1 秒東経 135 度 58 分 36.7 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 48.6 秒東経 135 度 58 分 42.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 33.6 秒東経 135 度 59 分 00.9 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 27.2 秒東経 135 度 58 分 54.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野洲市吉川、守山市小浜町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 126号	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 41.9 秒東経 135 度 59 分 07.2 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 44.0 秒東経 135 度 59 分 17.2 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 59.7 秒東経 135 度 59 分 12.0 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 57.8 秒東経 135 度 58 分 53.6 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野洲市吉川	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 127号	野洲市吉川、菖蒲地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 40.1 秒 東経 135 度 59 分 25.4 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 00.1 秒 東経 135 度 59 分 32.0 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 03.0 秒 東経 135 度 59 分 55.6 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 36.0 秒 東経 135 度 59 分 46.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野洲市吉川、菖蒲、須原	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 128号	近江八幡市佐波江町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 00.3 秒 東経 136 度 01 分 58.8 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 19.7 秒 東経 136 度 02 分 00.9 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 20.3 秒 東経 136 度 01 分 52.2 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 00.9 秒 東経 136 度 01 分 50.2 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市のうち沖島町を除く区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 129号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 20.9 秒東経 136 度 03 分 31.1 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.5 秒東経 136 度 03 分 28.8 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 14.4 秒東経 136 度 03 分 06.4 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 30.6 秒東経 136 度 03 分 11.5 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 130号	近江八幡市白王町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 56.3 秒東経 136 度 05 分 01.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 04.3 秒東経 136 度 04 分 40.3 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 11.2 秒東経 136 度 04 分 45.4 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 03.1 秒東経 136 度 05 分 03.9 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 131号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分23.6秒東経136度08分14.6秒 (イ)北緯35度12分21.5秒東経136度02分53.4秒 (ウ)北緯35度12分37.7秒東経136度02分54.0秒 (エ)北緯35度12分28.0秒東経136度08分14.6秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 第 132号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分38.8秒東経136度03分57.0秒 (イ)北緯35度12分55.2秒東経136度03分45.5秒 (ウ)北緯35度13分00.0秒東経136度04分06.0秒 (エ)北緯35度12分42.1秒東経136度04分06.0秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 133号	東近江市 栗見新田 町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 21.0 秒 東経 136 度 05 分 59.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 35.7 秒 東経 136 度 05 分 46.8 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 42.0 秒 東経 136 度 05 分 57.8 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 27.3 秒 東経 136 度 06 分 10.1 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	東近江市のうち旧 能登川町の区域	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
共 第 134号	東近江市 栗見出在 家町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 51.1 秒 東経 136 度 06 分 08.3 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 44.4 秒 東経 136 度 05 分 57.1 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 59.0 秒 東経 136 度 05 分 44.3 秒 (エ)北緯 35 度 13 分 05.7 秒 東経 136 度 05 分 55.5 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	東近江市のうち旧 能登川町の区域	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 135 号	長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平方町、朝日町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 21 分 17.5 秒東経 136 度 16 分 39.9 秒 (イ)北緯 35 度 21 分 17.1 秒東経 136 度 16 分 22.1 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 04.9 秒東経 136 度 15 分 59.5 秒 (エ)北緯 35 度 22 分 23.8 秒東経 136 度 16 分 05.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧長浜市の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とする。
共 第 136 号	長浜市公園町、南呉服町、祇園町、相撲町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 22 分 39.1 秒東経 136 度 15 分 34.3 秒 (イ)北緯 35 度 22 分 33.6 秒東経 136 度 15 分 15.7 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 58.0 秒東経 136 度 14 分 35.6 秒 (エ)北緯 35 度 23 分 14.2 秒東経 136 度 14 分 37.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧長浜市の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 137号	長浜市南浜町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 23 分 13.0 秒 東経 136 度 13 分 58.4 秒 (イ)北緯 35 度 22 分 53.6 秒 東経 136 度 13 分 49.7 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 57.5 秒 東経 136 度 13 分 29.9 秒 (エ)北緯 35 度 23 分 14.7 秒 東経 136 度 13 分 36.6 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 138号	長浜市八木浜町、下八木町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 23 分 57.9 秒 東経 136 度 12 分 23.6 秒 (イ)北緯 35 度 24 分 08.4 秒 東経 136 度 12 分 13.7 秒 (ウ)北緯 35 度 24 分 18.6 秒 東経 136 度 12 分 33.9 秒 (エ)北緯 35 度 24 分 10.1 秒 東経 136 度 12 分 42.1 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 139号	長浜市安養寺町、益田町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 24 分 41.9 秒東経 136 度 11 分 16.7 秒 (イ)北緯 35 度 24 分 49.2 秒東経 136 度 11 分 12.1 秒 (ウ)北緯 35 度 25 分 00.3 秒東経 136 度 11 分 31.7 秒 (エ)北緯 35 度 24 分 52.9 秒東経 136 度 11 分 36.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 140号	長浜市湖北町延勝寺地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 25 分 23.0 秒東経 136 度 11 分 47.6 秒 (イ)北緯 35 度 25 分 19.4 秒東経 136 度 11 分 37.6 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 04.8 秒東経 136 度 11 分 15.2 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 07.9 秒東経 136 度 11 分 42.7 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 141号	長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 25 分 37.2 秒東経 136 度 10 分 36.2 秒 (イ)北緯 35 度 25 分 43.5 秒東経 136 度 10 分 58.7 秒 (ウ)北緯 35 度 25 分 34.1 秒東経 136 度 11 分 03.5 秒 (エ)北緯 35 度 25 分 27.8 秒東経 136 度 10 分 41.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 142号	長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 26 分 07.9 秒東経 136 度 11 分 42.7 秒 (イ)北緯 35 度 26 分 06.6 秒東経 136 度 11 分 30.9 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 22.8 秒東経 136 度 11 分 15.1 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 24.2 秒東経 136 度 11 分 26.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 143号	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 26 分 46.9 秒東経 136 度 10 分 23.8 秒 (イ)北緯 35 度 26 分 55.3 秒東経 136 度 10 分 24.3 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 55.3 秒東経 136 度 10 分 48.1 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 46.9 秒東経 136 度 10 分 47.6 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 144号	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 27 分 19.7 秒東経 136 度 10 分 31.7 秒 (イ)北緯 35 度 27 分 29.4 秒東経 136 度 10 分 39.0 秒 (ウ)北緯 35 度 27 分 19.4 秒東経 136 度 10 分 59.4 秒 (エ)北緯 35 度 27 分 09.6 秒東経 136 度 10 分 52.1 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 145号	長浜市高月町片山地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 27 分 40.4 秒東経 136 度 11 分 23.6 秒 (イ)北緯 35 度 27 分 37.4 秒東経 136 度 11 分 00.1 秒 (ウ)北緯 35 度 27 分 48.7 秒東経 136 度 10 分 58.3 秒 (エ)北緯 35 度 27 分 51.7 秒東経 136 度 11 分 21.8 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 146号	長浜市西浅井町大浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 28 分 15.4 秒東経 136 度 06 分 38.4 秒 (イ)北緯 35 度 28 分 12.0 秒東経 136 度 06 分 53.7 秒 (ウ)北緯 35 度 28 分 18.3 秒東経 136 度 06 分 55.4 秒 (エ)北緯 35 度 28 分 21.7 秒東経 136 度 06 分 40.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 147号	長浜市西 浅井町大 浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分59.4秒東経136度06分25.5秒 (イ)北緯35度27分58.5秒東経136度06分31.0秒 (ウ)北緯35度27分50.7秒東経136度06分28.5秒 (エ)北緯35度27分51.3秒東経136度06分24.4秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 148号	高島市マ キノ町海 津地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分35.5秒東経136度04分30.9秒 (イ)北緯35度27分41.9秒東経136度04分29.8秒 (ウ)北緯35度27分41.0秒東経136度04分49.2秒 (エ)北緯35度27分34.6秒東経136度04分50.5秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 149 号	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 27 分 23.8 秒東経 136 度 04 分 32.9 秒 (イ)北緯 35 度 27 分 19.5 秒東経 136 度 04 分 17.8 秒 (ウ)北緯 35 度 27 分 37.3 秒東経 136 度 04 分 08.2 秒 (エ)北緯 35 度 27 分 41.6 秒東経 136 度 04 分 23.2 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 150 号	高島市マキノ町知内地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 27 分 08.9 秒東経 136 度 03 分 34.9 秒 (イ)北緯 35 度 27 分 02.4 秒東経 136 度 03 分 57.3 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 56.7 秒東経 136 度 03 分 56.6 秒 (エ)北緯 35 度 27 分 02.6 秒東経 136 度 03 分 36.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 151号	高島市マキノ町知内地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 26 分 52.3 秒 東経 136 度 03 分 21.9 秒 (イ)北緯 35 度 26 分 41.3 秒 東経 136 度 03 分 30.3 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 38.8 秒 東経 136 度 03 分 25.2 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 51.8 秒 東経 136 度 03 分 15.3 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 152号	高島市新旭町饗庭地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 22 分 58.6 秒 東経 136 度 02 分 13.2 秒 (イ)北緯 35 度 22 分 55.1 秒 東経 136 度 02 分 17.3 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 42.5 秒 東経 136 度 02 分 15.4 秒 (エ)北緯 35 度 22 分 40.7 秒 東経 136 度 02 分 29.2 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市新旭町饗庭、新旭町針江、新旭町旭深溝、新旭町安井川、新旭町旭、新旭町新庄	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 153号	高島市安曇川町南船木地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 18 分 55.0 秒 東経 136 度 03 分 58.0 秒 (イ)北緯 35 度 18 分 57.4 秒 東経 136 度 04 分 11.5 秒 (ウ)北緯 35 度 18 分 39.9 秒 東経 136 度 04 分 15.6 秒 (エ)北緯 35 度 18 分 36.9 秒 東経 136 度 04 分 06.5 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 154号	高島市安曇川町横江浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 18 分 04.6 秒 東経 136 度 03 分 10.8 秒 (イ)北緯 35 度 18 分 15.5 秒 東経 136 度 02 分 48.7 秒 (ウ)北緯 35 度 18 分 34.5 秒 東経 136 度 03 分 12.0 秒 (エ)北緯 35 度 18 分 17.2 秒 東経 136 度 03 分 26.7 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 201 号	米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川	天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域	第 2 種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	米原市上多良	操業期間中、20 日に 1 日以上簀を撤去すること。
共 第 202 号	長浜市南浜町地先姉川	姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流 50m から下流川尻までの区域	第 2 種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市南浜町	操業期間中、20 日に 1 日以上簀を撤去すること。
共 第 203 号	長浜市落合町地先高時川	高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流 100m から下流 70m までの区域	第 2 種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市落合町	操業期間中、20 日に 1 日以上簀を撤去すること。

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
共 第 204号	長浜市西浅 井町塩津浜 地先大川	大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字 下河原地先に設置された田用水野 田湯堰から下流同市西浅井町塩津 浜地先野田橋までの区域	第2種共同漁業 権（あゆ、ます、 はす、うぐいやな 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	団体漁業権	長浜市西浅 井町塩津 浜、西浅井 町岩熊	操業期間中、20日に1日以 上贄を撤去すること。
共 第 205号	高島市マキ ノ町知内地 先知内川	知内川筋、高島市マキノ町知内地 先、県道海津今津線の大川橋の上 流150mから下流川尻までの区域	第2種共同漁業 権（あゆ、ます、 はす、うぐいやな 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	団体漁業権	高島市マキ ノ町知内	操業期間中、20日に1日以 上贄を撤去すること。
共 第 206号	高島市今津 町浜分地先 石田川	石田川筋、高島市今津町浜分地先、 浜分橋の下流77mから下流川尻 までの区域	第2種共同漁業 権（あゆ、ます、 はす、うぐいやな 漁業）	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	団体漁業権	高島市今津 町浜分	操業期間中、20日に1日以 上贄を撤去すること。

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
共 第 207号	高島市安曇 川町北船木 地先安曇川 (北流)	安曇川(北流)筋、高島市安曇川町 北船木地先、北川橋の上流 300m から下流川尻までの区域	第 2 種共同漁業 権(あゆ、ます、 はす、うぐいやな 漁業、あゆ四手網 漁業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇 川町北船木	操業期間中、20 日に 1 日以 上簀を撤去すること。毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 間にコアユ 30,000 尾以上を やなの上流へ放流するこ と。
共 第 208号	高島市安曇 川町北船木、 安曇川町南 船木地先安 曇川(南流)	安曇川(南流)筋、高島市安曇川町 北船木地先、本庄橋の上流 550m から下流川尻までの区域	第 2 種共同漁業 権(あゆ、ます、 はす、うぐいやな 漁業、あゆ四手網 漁業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇 川町北船木	操業期間中、20 日に 1 日以 上簀を撤去すること。毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 間にコアユ 70,000 尾以上を やなの上流へ放流するこ と。

公示 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 501号	草津市志那 町地先(平 湖、柳平湖)	草津市志那町地先にある平湖、柳 平湖一円	第5種共同漁業権 (こい、ふな、もろ こその他雑魚漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	草津市志那町、志 那中町、下寺町、 下物町、下笠町	
共 第 502号	近江八幡市 牧町地先(北 沢沼)	近江八幡市牧町地先にある通称北 沢沼一円および同沼から琵琶湖に 通ずる井堰までの水路	第5種共同漁業権 (こい、ふな、もろ こその他雑魚漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市牧町	
共 第 503号	米原市朝妻 筑摩地先(蓮 池)	米原市朝妻筑摩字横震地先にある 通称蓮池一円	第5種共同漁業権 (こい、ふな、もろ こその他雑魚漁業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年9月1 日から令和15年 8月31日まで	団体漁業権	米原市朝妻筑摩	

(1) 区画漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1号	大津市本堅田、今堅田、今堅田地先(堅田内湖)	大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4.51号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同3.4.1号浜大津和通線と重複する区域は除く。 除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒 (イ)北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒 (ウ)北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒 (エ)北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒 (オ)北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒 (カ)北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒 (キ)北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒 (ク)北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒 (ケ)北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒 (コ)北緯35度06分54.7秒東経135度55分15.0秒 (サ)北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒 (シ)北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒 (ス)北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒 (セ)北緯35度06分56.6秒東経135度55分13.9秒 (ソ)北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目	漁場の使用面積は19,000㎡以内とする。と。 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第2号	草津市志那町地先(平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	草津市志那町	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
区第3号	守山市山賀町地先(赤野井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度04分34.5秒東経135度56分33.1秒 (イ)北緯35度04分32.6秒東経135度56分31.3秒 (ウ)北緯35度04分34.5秒東経135度56分28.2秒 (エ)北緯35度04分36.4秒東経135度56分29.9秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	守山市杉江町、山賀町、草津市下物町	—

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区第 4 号	守山市山 賀町地先 (赤野井 湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 34.9 秒東経 135 度 56 分 43.7 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 32.2 秒東経 135 度 56 分 41.4 秒 (ウ)北緯 35 度 04 分 35.1 秒東経 135 度 56 分 36.6 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 37.7 秒東経 135 度 56 分 38.9 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	守山市杉江町、山 賀町、草津市下物 町	—
区第 5 号	守山市山 賀町地先 (赤野井 湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 45.0 秒東経 135 度 56 分 41.3 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 46.3 秒東経 135 度 56 分 37.7 秒 (ウ)北緯 35 度 04 分 49.3 秒東経 135 度 56 分 39.2 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 48.0 秒東経 135 度 56 分 42.8 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	守山市杉江町、山 賀町、草津市下物 町	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第6号	守山市木浜町先 (木浜埋立地に ある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	第1種区画漁業権 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	守山市木浜町	-
区第7号	近江八幡市円山町先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分34.2秒東経136度06分30.1秒 (イ)北緯35度09分31.6秒東経136度06分27.8秒 (ウ)北緯35度09分32.5秒東経136度06分26.2秒 (エ)北緯35度09分35.1秒東経136度06分28.5秒	第1種区画漁業権 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市円山町、安土町下豊浦	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区第 8 号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 29.2 秒東経 136 度 06 分 38.3 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 27.1 秒東経 136 度 06 分 41.5 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 24.3 秒東経 136 度 06 分 38.8 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 26.4 秒東経 136 度 06 分 35.6 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町 下豊浦	-
区第 9 号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 27.1 秒東経 136 度 06 分 41.5 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 26.1 秒東経 136 度 06 分 43.2 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 23.3 秒東経 136 度 06 分 40.5 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 24.3 秒東経 136 度 06 分 38.8 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町 常楽寺	-

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第10号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 (ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 (イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 (ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 (エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 (オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町下豊浦	-
区第11号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町下豊浦	-

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第201号	草津市志那町地先(平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	草津市志那町	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
区第202号	守山市木浜地先(木浜埋立地にある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	守山市木浜町	-

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第203号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 (イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 (ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 (エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 (オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町下豊浦	-
区第204号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町下豊浦	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区 第 1301 号	近江八幡 市沖島町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 33.4 秒東経 136 度 05 分 25.4 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 34.8 秒東経 136 度 05 分 23.5 秒 (ウ)北緯 35 度 11 分 32.4 秒東経 136 度 05 分 20.8 秒 (エ)北緯 35 度 11 分 31.0 秒東経 136 度 05 分 22.7 秒	第 1 種区 画漁業権 (小割式 魚類養殖 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	—
区 第 1302 号	近江八幡 市沖島町 地先	次のアとイとを結んだ線以北のかまくど湾一円 (ア)北緯 35 度 11 分 53.3 秒東経 136 度 05 分 14.6 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 46.1 秒東経 136 度 05 分 24.0 秒	第 1 種区 画漁業権 (小割式 魚類養殖 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1303号	長浜市西浅井町菅浦地先	次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾 (ア)北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒 (イ)北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒	第1種区画漁業権(小割式魚類養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	漁場の使用面積は7,000㎡以内とするこ と。
区第1304号	長浜市西浅井町菅浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度28分15.8秒東経136度07分22.4秒 (イ)北緯35度28分20.5秒東経136度07分24.1秒 (ウ)北緯35度28分19.6秒東経136度07分27.5秒 (エ)北緯35度28分15.0秒東経136度07分25.8秒	第1種区画漁業権(小割式魚類養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	漁場の使用面積は1,000㎡以内とするこ と。

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

3 漁業の免許予定日

令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

令和5年5月30日から同年7月31日まで

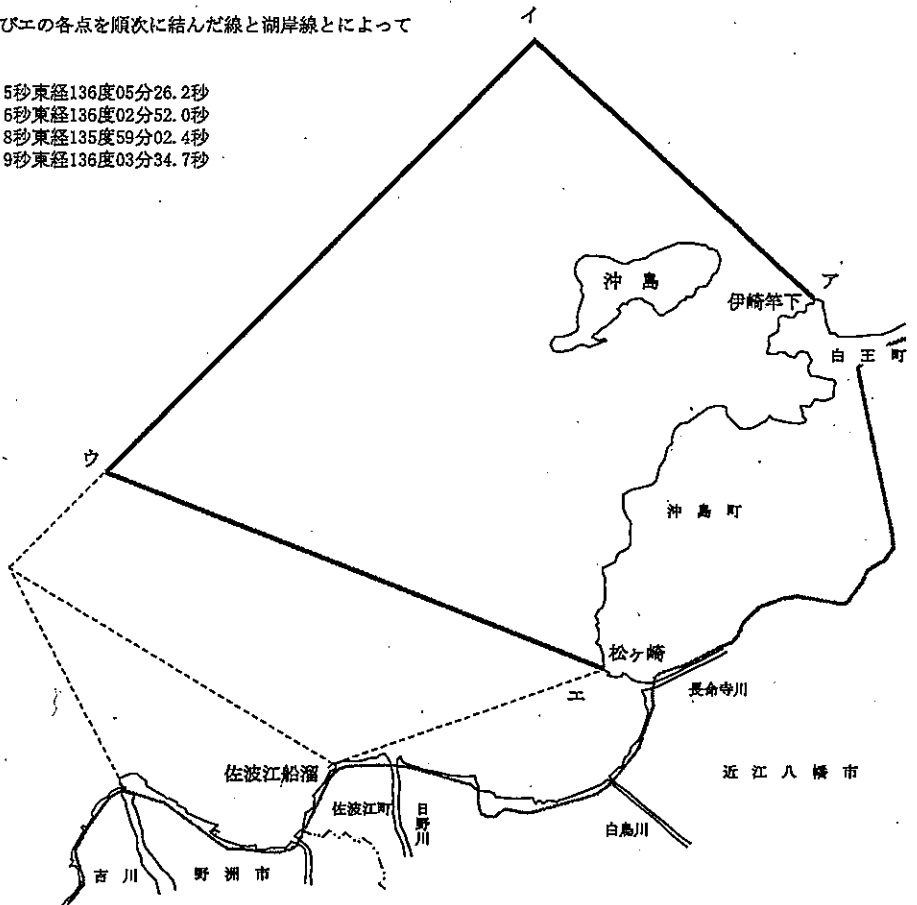
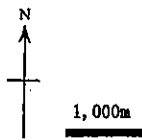
5 類似漁業権以外の漁業権

共第117号、共第120号、共第122号、共第135号、共第136号、共第138号、共第141号、共第143号、共第144号

第1種共同漁業権（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第1号
 漁場の位置 近江八幡市地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって
 囲まれた区域

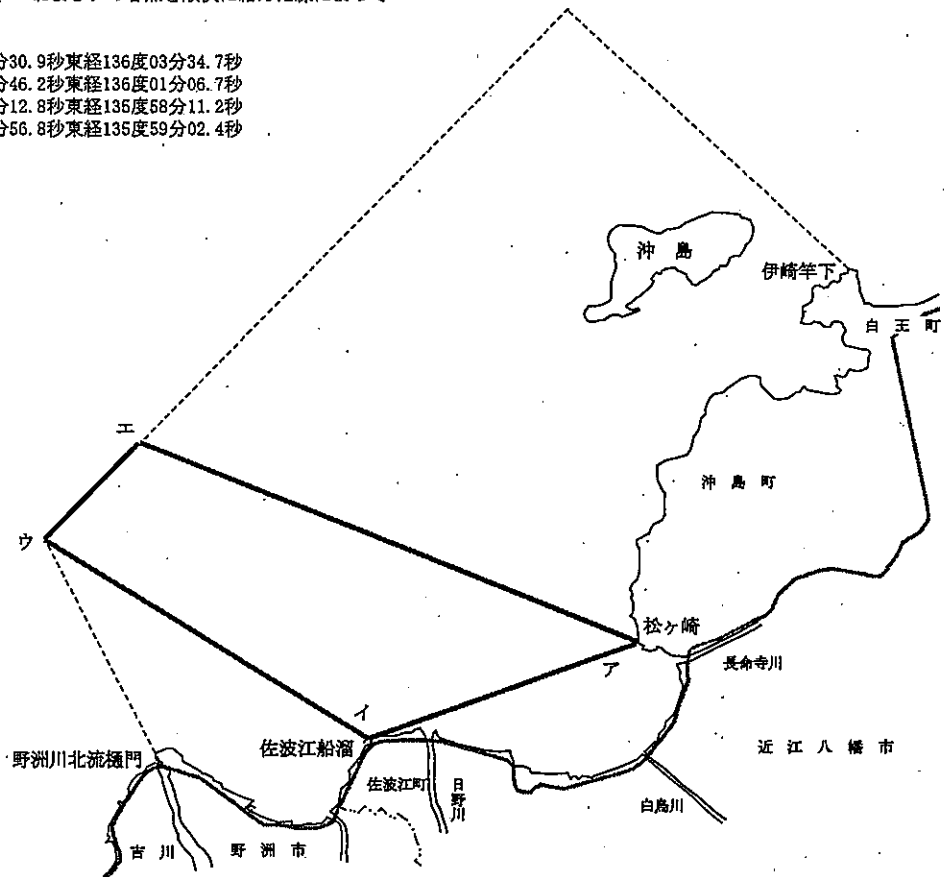
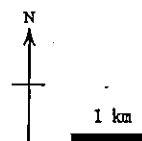
- ア 北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒
- イ 北緯35度14分13.6秒東経136度02分52.0秒
- ウ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒
- エ 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒



第1種共同漁業権（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第2号
 漁場の位置 近江八幡市、野洲市地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって
 囲まれた区域

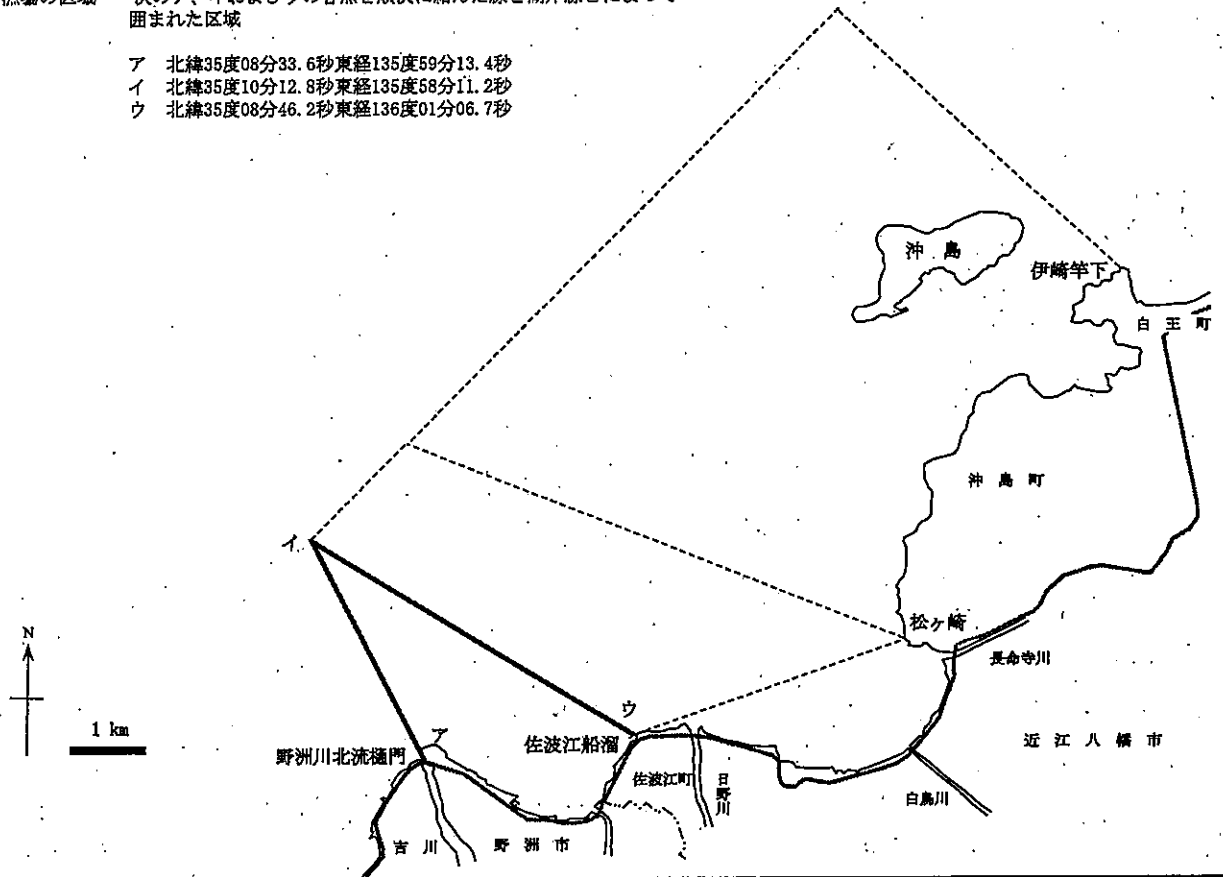
- ア 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒
- イ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒
- ウ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
- エ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒



第1種共同漁業権（しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第3号
 漁場の位置 近江八幡市、野洲市地先
 漁場の区域 次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度08分33.6秒東経135度59分13.4秒
 イ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
 ウ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒

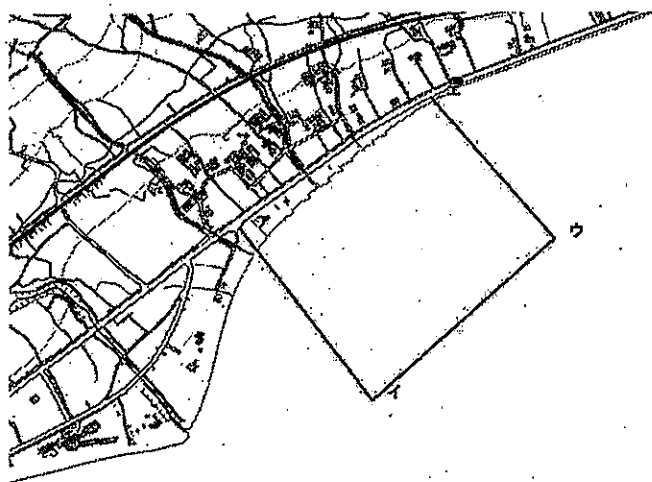


第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第101号
 漁場の位置 高島市鶺鴒川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度16分04.4秒 東経135度59分40.5秒
 イ 北緯35度16分53.9秒 東経135度59分50.5秒
 ウ 北緯35度16分03.8秒 東経136度00分04.2秒
 エ 北緯35度16分12.5秒 東経135度59分54.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



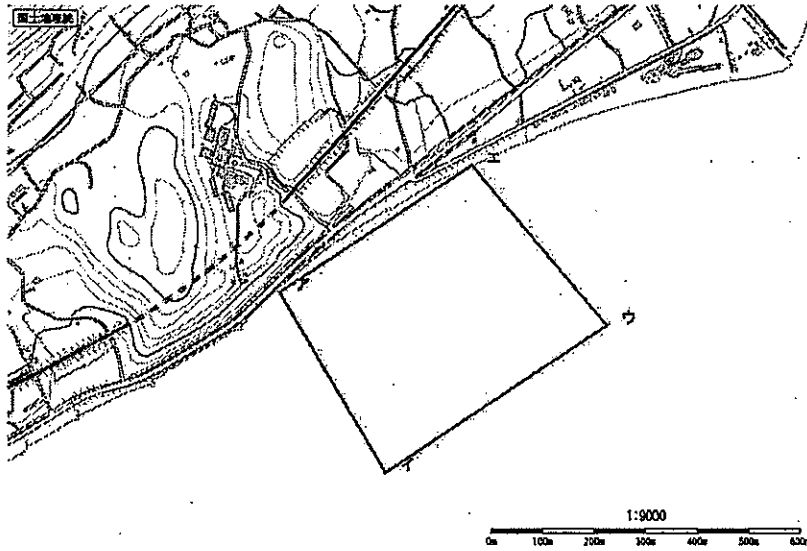
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第102号
 漁場の位置 大津市北小松地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度15分37.4秒 東経135度58分57.8秒
 イ 北緯35度15分26.2秒 東経135度59分05.7秒
 ウ 北緯35度15分35.3秒 東経135度59分22.5秒
 エ 北緯35度15分45.3秒 東経135度59分12.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



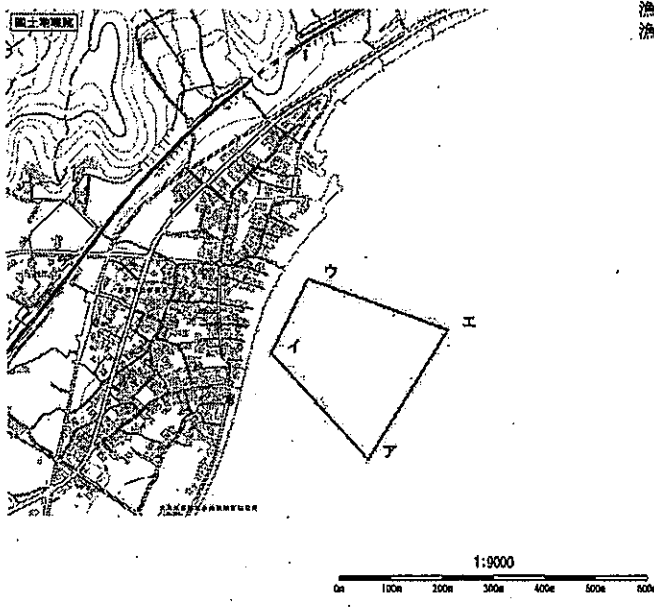
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

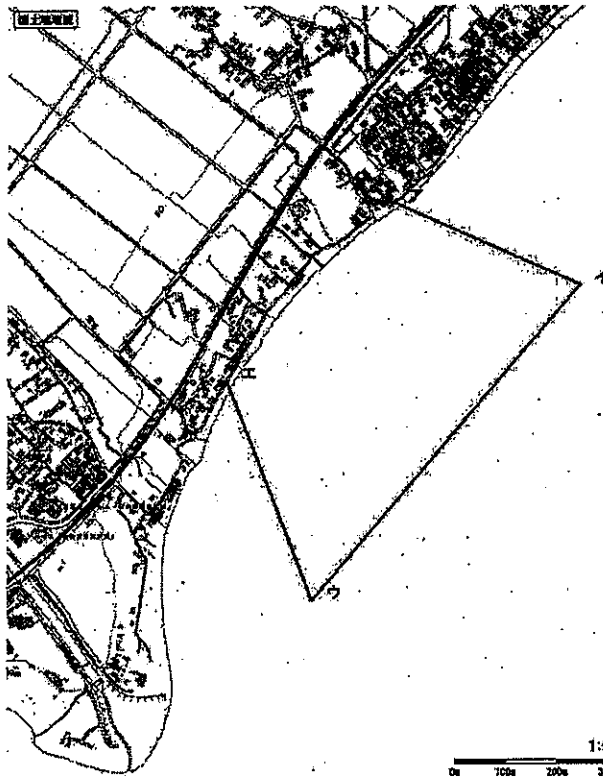
免許番号 共第103号
 漁場の位置 大津市北小松地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度15分03.5秒 東経135度58分37.6秒
 イ 北緯35度15分10.0秒 東経135度58分30.4秒
 ウ 北緯35度15分14.5秒 東経135度58分33.2秒
 エ 北緯35度15分11.4秒 東経135度58分43.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第104号
 漁場の位置 大津市南比良地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度12分53.0秒 東経135度56分28.1秒
 イ 北緯35度12分47.8秒 東経135度56分42.2秒
 ウ 北緯35度12分28.3秒 東経135度56分21.9秒
 エ 北緯35度12分41.9秒 東経135度56分15.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

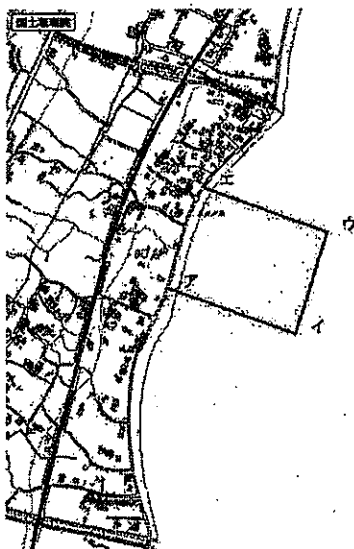
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第105号
 漁場の位置 大津市八屋戸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度11分16.1秒 東経135度55分04.7秒
 イ 北緯35度11分13.2秒 東経135度55分14.4秒
 ウ 北緯35度11分19.5秒 東経135度55分16.7秒
 エ 北緯35度11分22.3秒 東経135度55分07.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



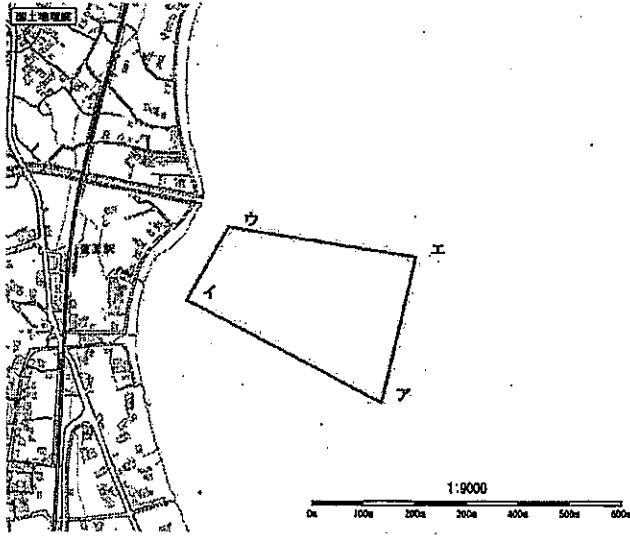
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第106号
 漁場の位置 大津市八屋戸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度10分47.7秒 東経135度55分17.4秒
- イ 北緯35度10分54.0秒 東経135度55分02.7秒
- ウ 北緯35度10分58.6秒 東経135度55分05.9秒
- エ 北緯35度10分56.7秒 東経135度55分20.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



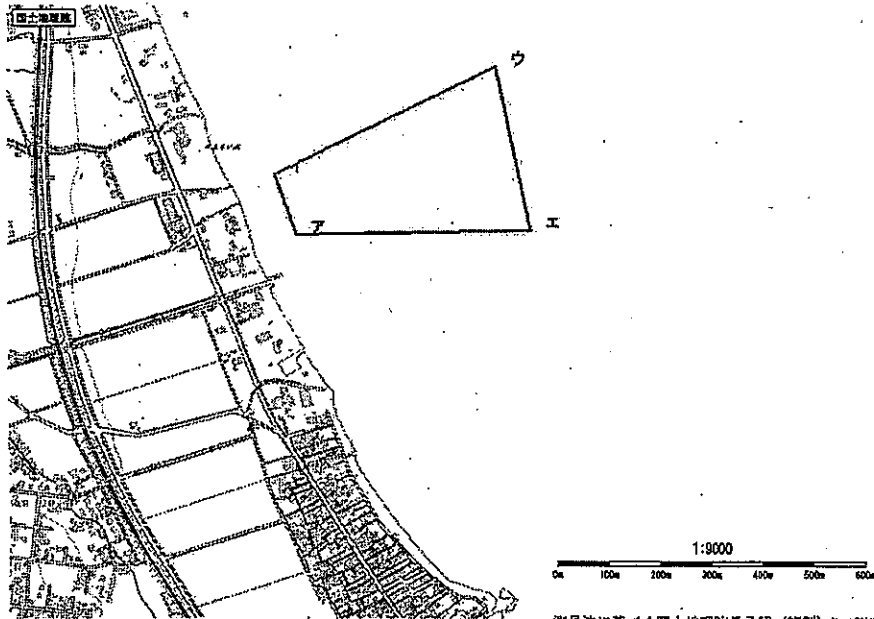
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第107号
 漁場の位置 大津市和邇北浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度10分28.3秒 東経135度55分12.0秒
- イ 北緯35度10分32.1秒 東経135度55分10.4秒
- ウ 北緯35度10分38.8秒 東経135度55分27.0秒
- エ 北緯35度10分28.6秒 東経135度55分29.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



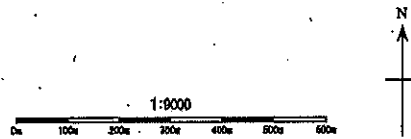
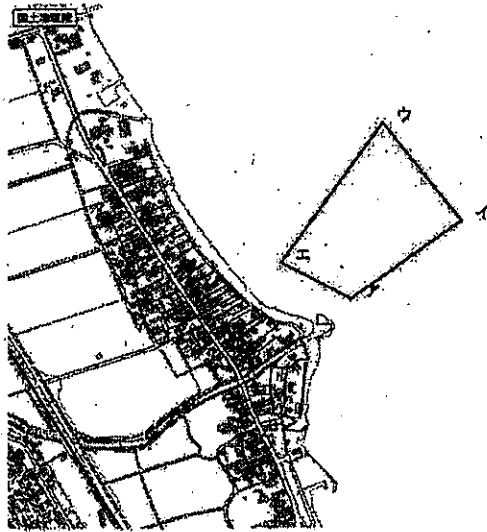
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第108号
 漁場の位置 大津市和運北浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分07.5秒 東経135度55分29.8秒
 イ 北緯35度10分12.4秒 東経135度55分38.2秒
 ウ 北緯35度10分18.5秒 東経135度55分32.2秒
 エ 北緯35度10分09.8秒 東経135度55分24.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



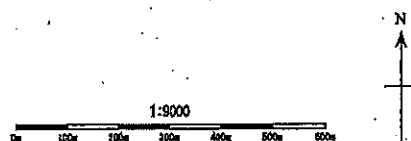
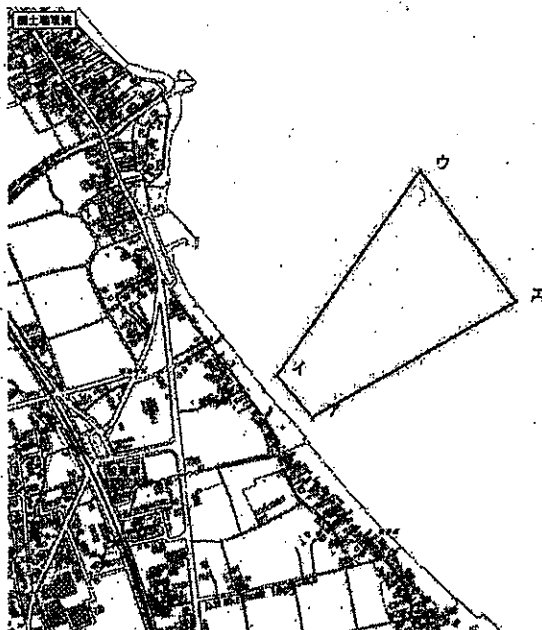
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第109号
 漁場の位置 大津市和運中浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度09分45.0秒 東経135度55分37.4秒
 イ 北緯35度09分47.5秒 東経135度55分34.8秒
 ウ 北緯35度10分00.3秒 東経135度55分45.7秒
 エ 北緯35度09分52.1秒 東経135度55分52.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

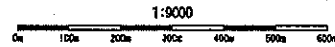
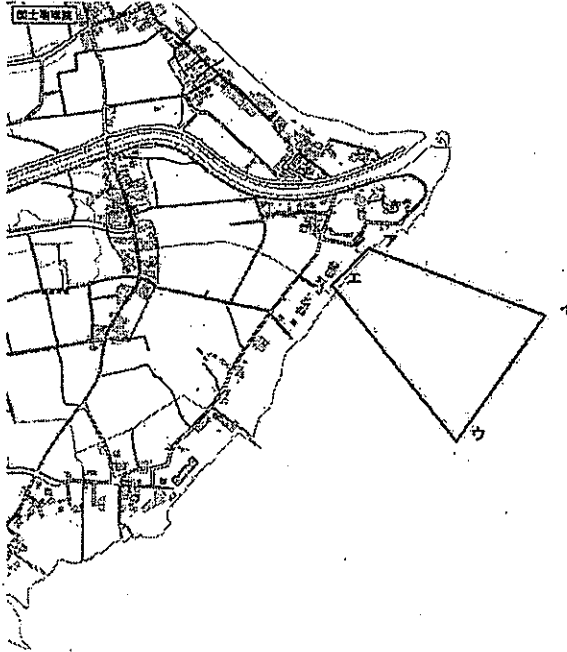
免許番号 共第110号

漁場の位置 大津市和運今宿地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度09分16.4秒 東経135度56分06.5秒
- イ 北緯35度09分12.2秒 東経135度56分19.8秒
- ウ 北緯35度09分04.3秒 東経135度56分13.1秒
- エ 北緯35度09分14.0秒 東経135度56分03.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

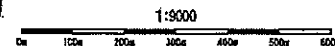
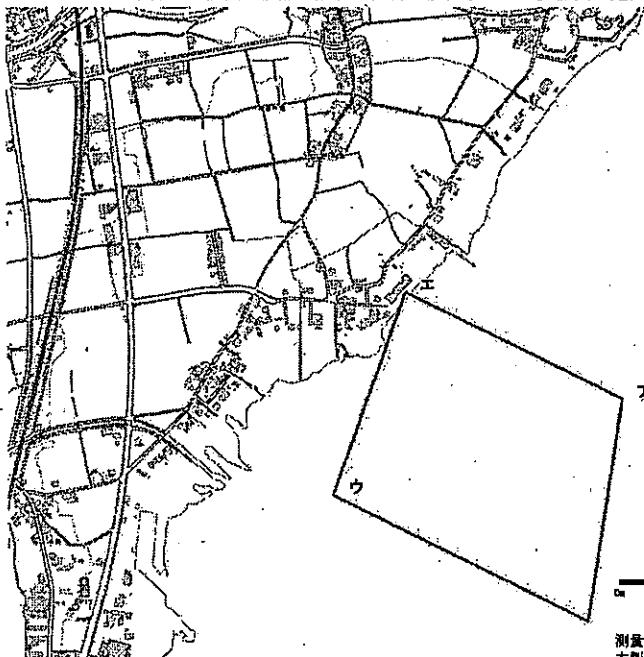
免許番号 共第111号

漁場の位置 大津市和運今宿地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度08分55.8秒 東経135度56分09.5秒
- イ 北緯35度08分42.1秒 東経135度56分06.8秒
- ウ 北緯35度08分49.8秒 東経135度55分47.6秒
- エ 北緯35度09分02.3秒 東経135度55分53.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



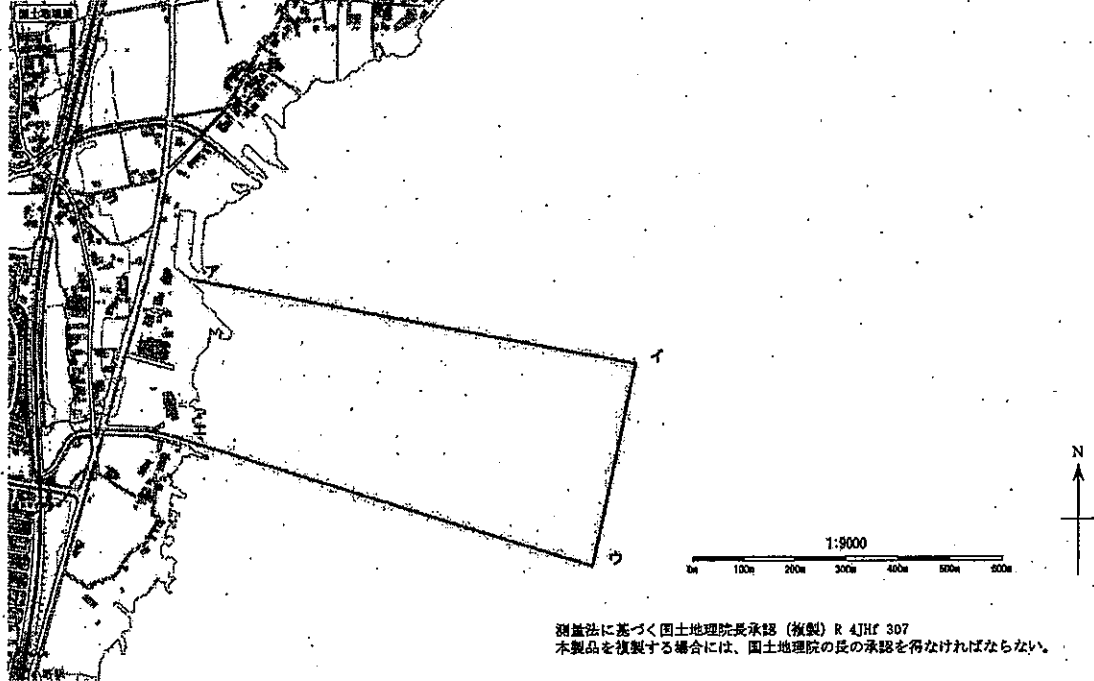
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第112号
 漁場の位置 大津市小野地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度08分44.5秒 東経135度55分34.0秒
 イ 北緯35度08分39.1秒 東経135度56分07.8秒
 ウ 北緯35度08分26.5秒 東経135度56分04.6秒
 エ 北緯35度08分34.6秒 東経135度55分33.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



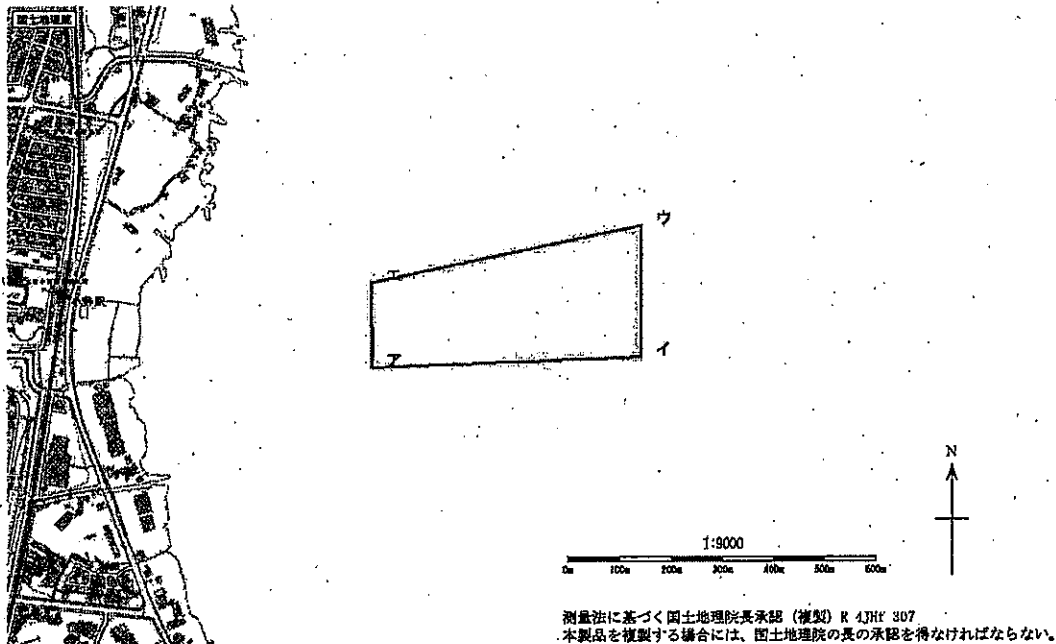
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHc 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第113号
 漁場の位置 大津市真野地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分15.7秒 東経135度55分44.9秒
 イ 北緯35度08分16.3秒 東経135度56分05.3秒
 ウ 北緯35度08分24.4秒 東経135度56分05.2秒
 エ 北緯35度08分20.9秒 東経135度55分44.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



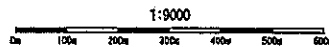
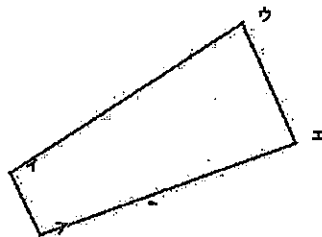
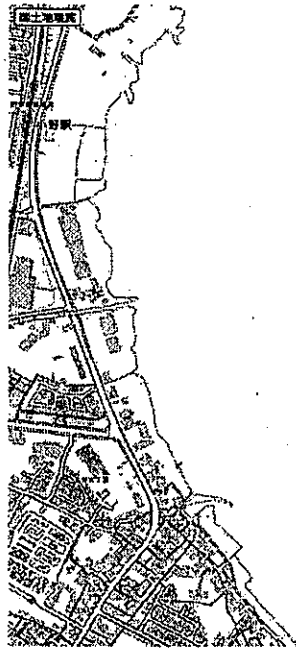
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHc 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第114号
漁場の位置 大津市真野地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度07分58.3秒 東経135度55分49.2秒
イ 北緯35度08分02.2秒 東経135度55分46.9秒
ウ 北緯35度08分11.6秒 東経135度56分04.5秒
エ 北緯35度08分04.1秒 東経135度56分08.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



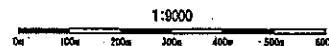
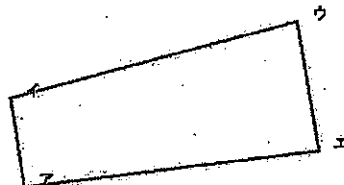
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第115号
漁場の位置 大津市真野地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度07分44.5秒 東経135度55分51.6秒
イ 北緯35度07分50.0秒 東経135度55分50.6秒
ウ 北緯35度07分54.8秒 東経135度56分12.4秒
エ 北緯35度07分46.7秒 東経135度56分14.0秒

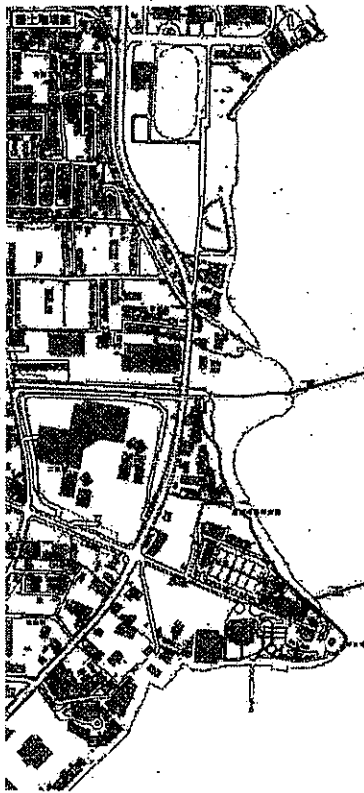
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

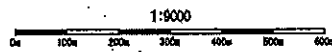
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第116号
 漁場の位置 大津市柳が崎地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域



ア 北緯35度01分51.0秒 東経135度52分07.2秒
 イ 北緯35度01分55.7秒 東経135度52分28.2秒
 ウ 北緯35度01分42.7秒 東経135度52分27.2秒
 エ 北緯35度01分38.2秒 東経135度52分09.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



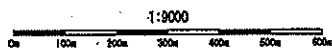
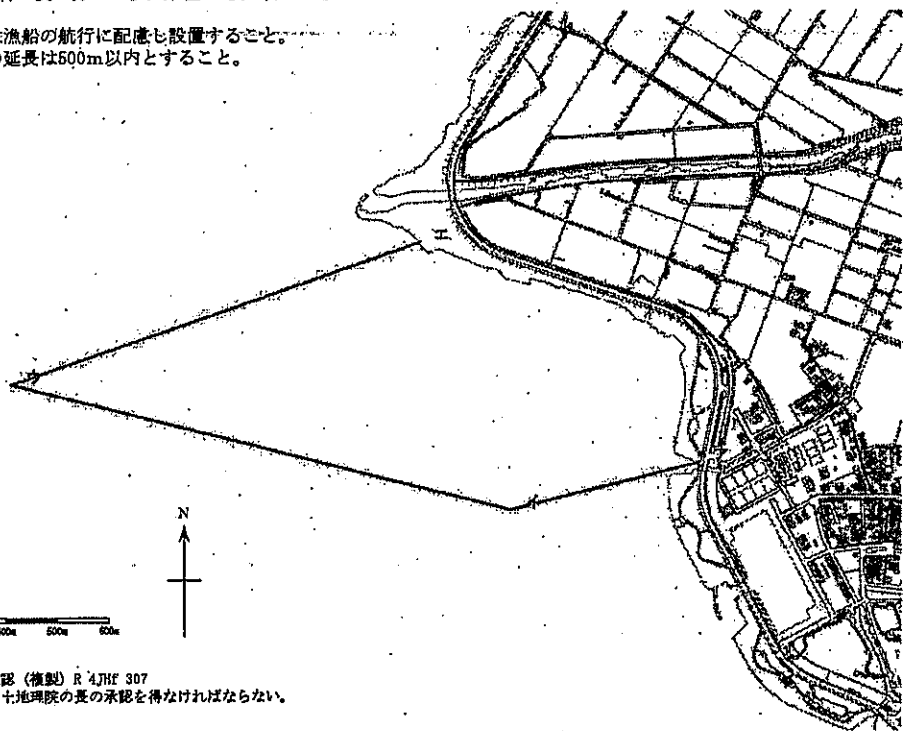
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第117号
 漁場の位置 草津市北山田町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度01分53.9秒 東経135度54分46.8秒
 イ 北緯35度01分51.0秒 東経135度54分32.7秒
 ウ 北緯35度01分58.9秒 東経135度53分54.9秒
 エ 北緯35度02分07.6秒 東経135度54分25.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第118号

漁場の位置 草津市志那町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度03分13.6秒 東経135度55分21.9秒

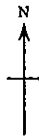
イ 北緯35度03分18.8秒 東経135度55分02.4秒

ウ 北緯35度03分09.0秒 東経135度54分47.2秒

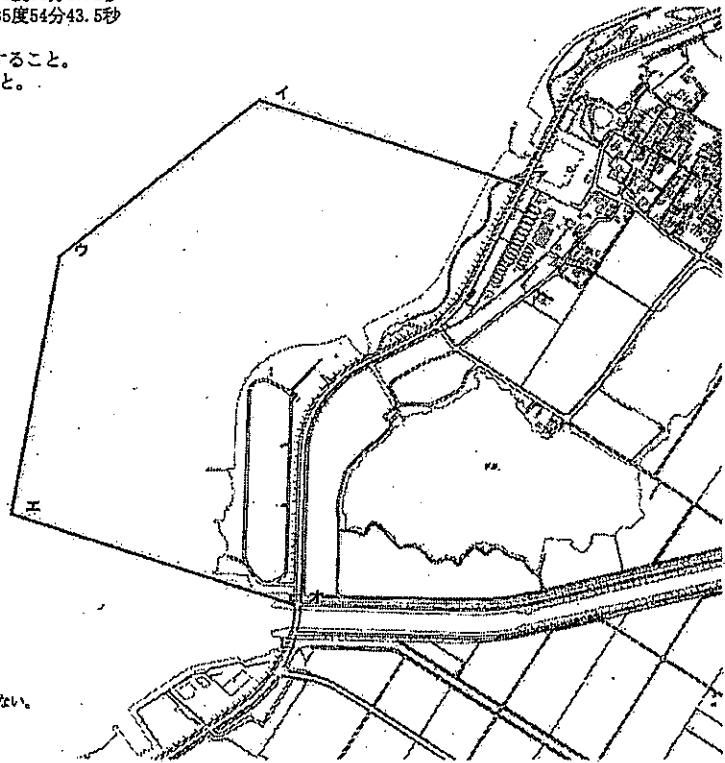
エ 北緯35度02分53.0秒 東経135度54分43.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

1:9000
0m 100m 200m 300m 400m 500m 600m



測画法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第119号

漁場の位置 草津市下寺町、志那中町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度03分27.0秒 東経135度55分38.9秒

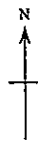
イ 北緯35度03分34.0秒 東経135度55分25.4秒

ウ 北緯35度03分52.1秒 東経135度55分28.9秒

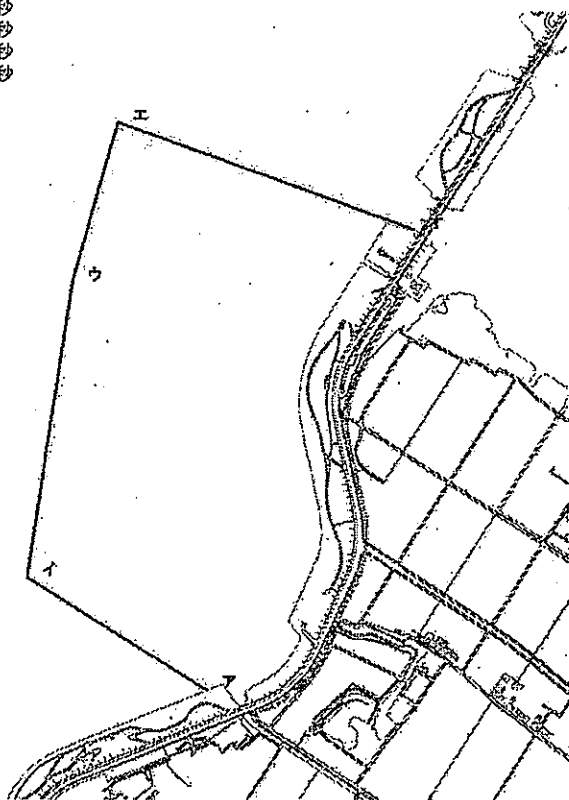
エ 北緯35度04分02.1秒 東経135度55分32.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

1:9000
0m 100m 200m 300m 400m 500m 600m



測画法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

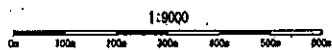
免許番号 共第120号

漁場の位置 草津市下物町地先

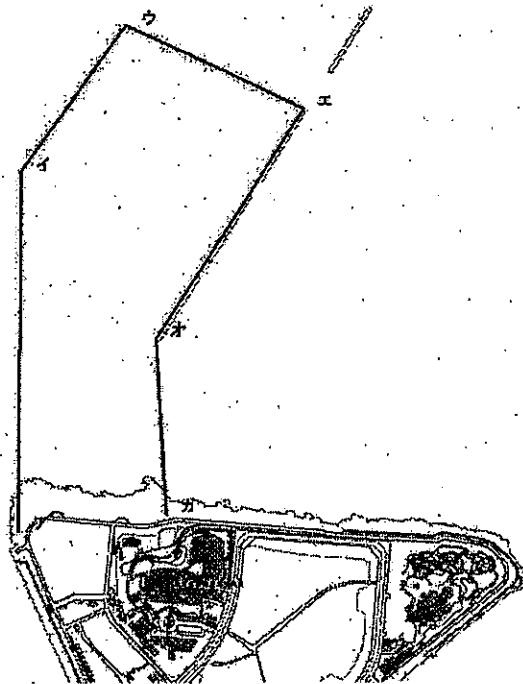
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度04分30.4秒 東経135度55分54.0秒
 イ 北緯35度04分52.8秒 東経135度55分54.1秒
 ウ 北緯35度05分01.8秒 東経135度56分01.9秒
 エ 北緯35度04分56.6秒 東経135度56分15.4秒
 オ 北緯35度04分42.4秒 東経135度56分04.3秒
 カ 北緯35度04分31.4秒 東経135度56分05.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

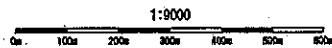
免許番号 共第121号

漁場の位置 守山市水保町地先

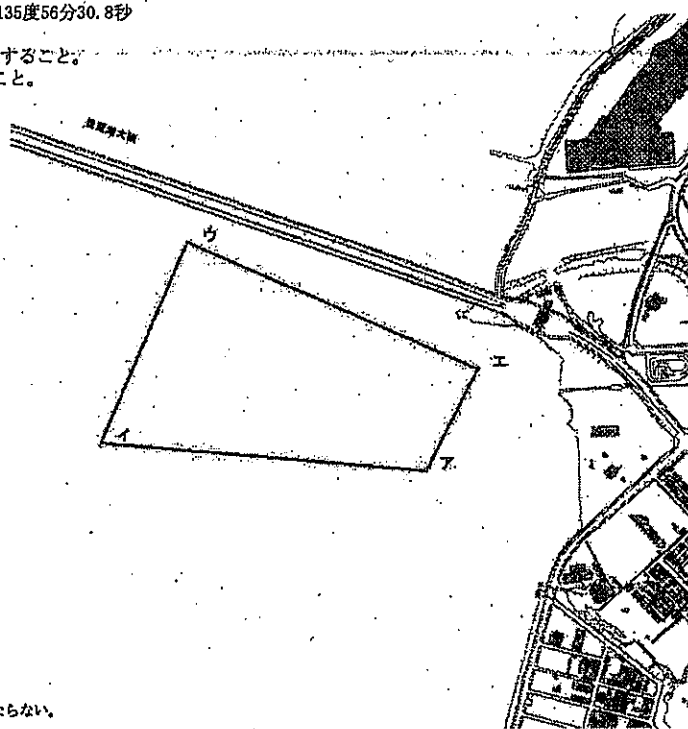
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度06分59.0秒 東経135度56分26.9秒
 イ 北緯35度07分00.8秒 東経135度56分02.3秒
 ウ 北緯35度07分13.2秒 東経135度56分08.7秒
 エ 北緯35度07分05.3秒 東経135度56分30.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

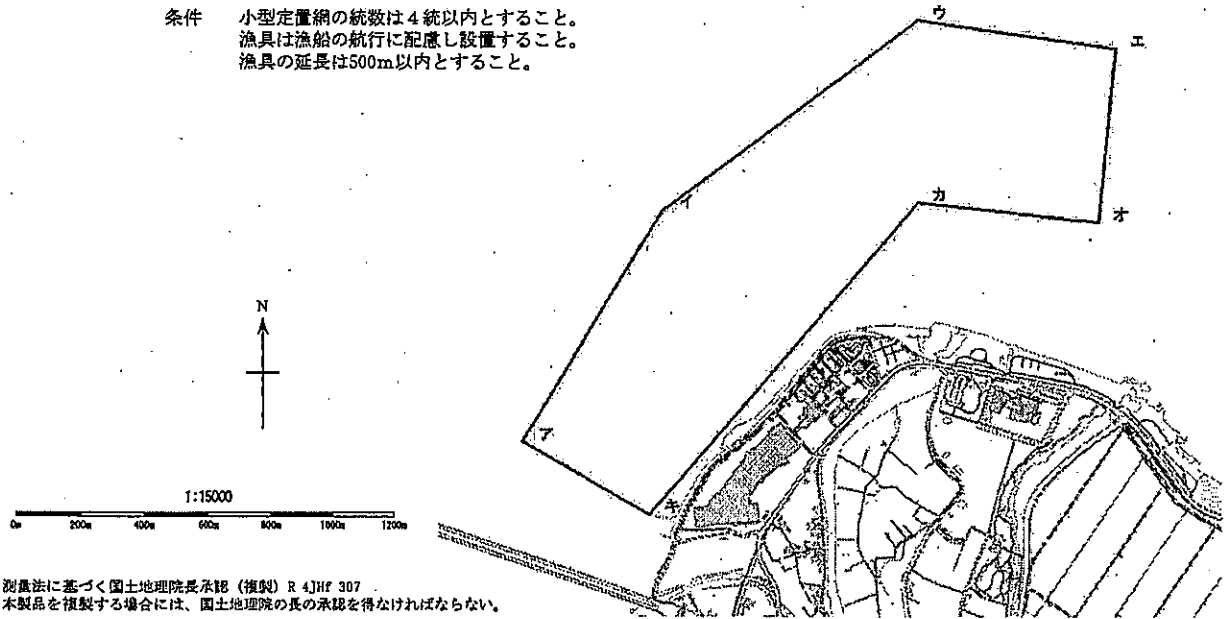
免許番号 共第122号

漁場の位置 守山市今浜町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア	北緯35度07分26.4秒	東経135度56分15.8秒
イ	北緯35度07分50.6秒	東経135度56分33.6秒
ウ	北緯35度08分10.1秒	東経135度57分05.5秒
エ	北緯35度08分07.2秒	東経135度57分30.3秒
オ	北緯35度07分49.2秒	東経135度57分28.2秒
カ	北緯35度07分51.3秒	東経135度57分05.6秒
キ	北緯35度07分18.8秒	東経135度56分31.7秒

条件 小型定置網の統数は4統以内とすること。
漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

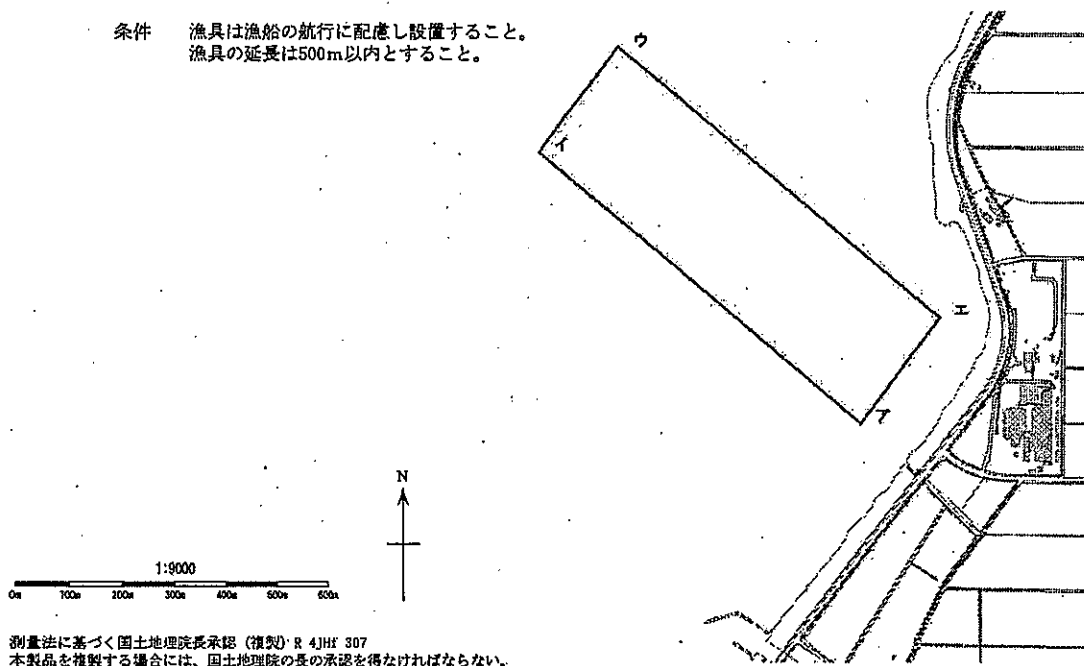
免許番号 共第123号

漁場の位置 野洲市吉川地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア	北緯35度07分47.0秒	東経135度58分41.1秒
イ	北緯35度08分03.7秒	東経135度58分16.9秒
ウ	北緯35度08分10.2秒	東経135度58分22.8秒
エ	北緯35度07分53.5秒	東経135度58分47.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



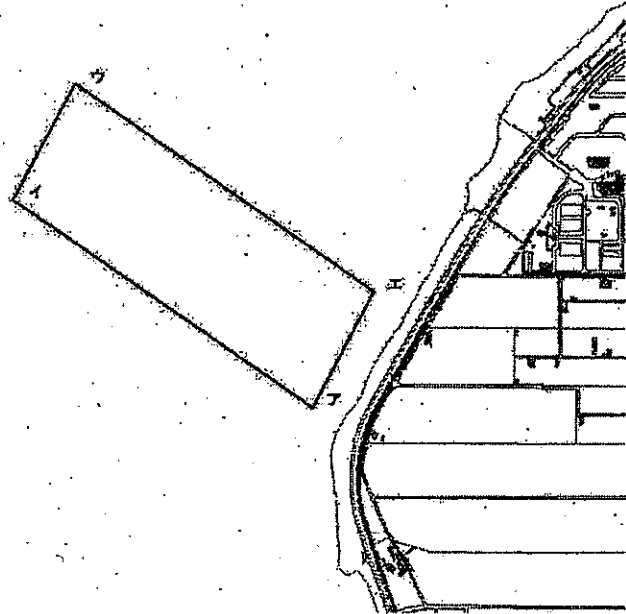
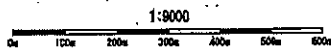
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第124号
 漁場の位置 野洲市吉川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分09.7秒 東経135度58分44.8秒
 イ 北緯35度08分22.8秒 東経135度58分22.1秒
 ウ 北緯35度08分29.9秒 東経135度58分26.7秒
 エ 北緯35度08分16.9秒 東経135度58分49.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



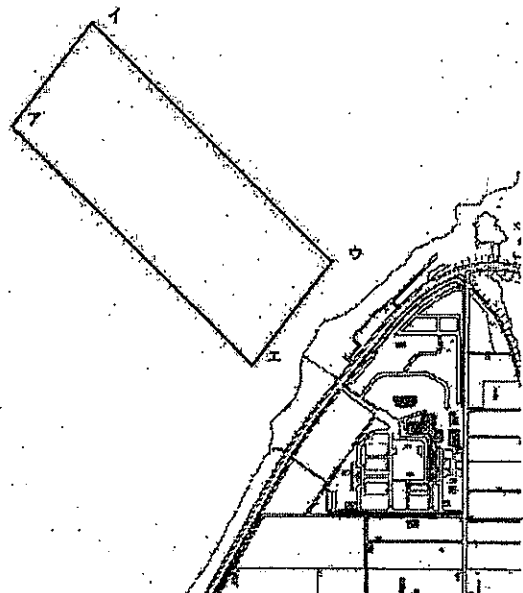
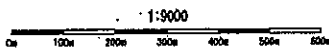
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第125号
 漁場の位置 野洲市吉川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分42.1秒 東経135度58分36.7秒
 イ 北緯35度08分48.6秒 東経135度58分42.8秒
 ウ 北緯35度08分33.6秒 東経135度59分00.9秒
 エ 北緯35度08分27.2秒 東経135度58分54.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



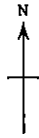
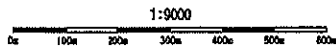
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

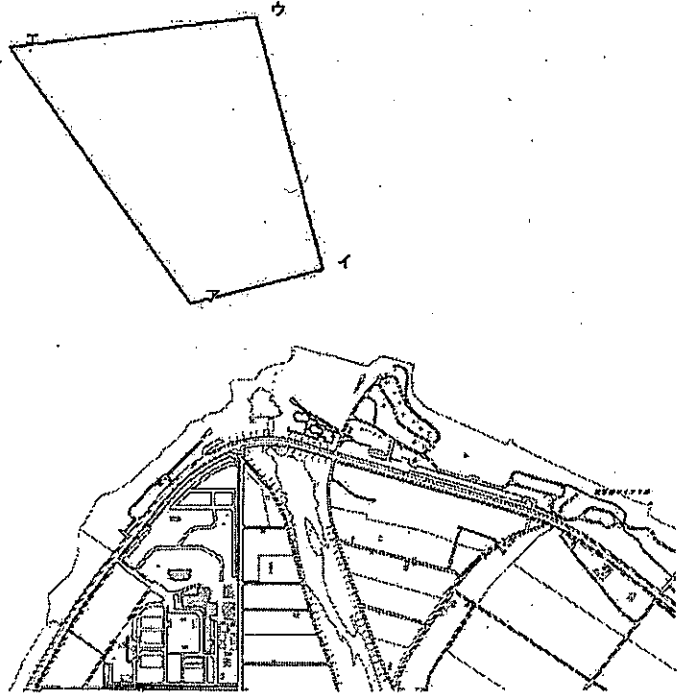
免許番号 共第126号
漁場の位置 野洲市吉川地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分41.9秒 東経135度59分07.2秒
イ 北緯35度08分44.0秒 東経135度59分17.2秒
ウ 北緯35度08分59.7秒 東経135度59分12.0秒
エ 北緯35度08分57.8秒 東経135度58分53.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHR 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

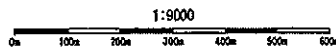


第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

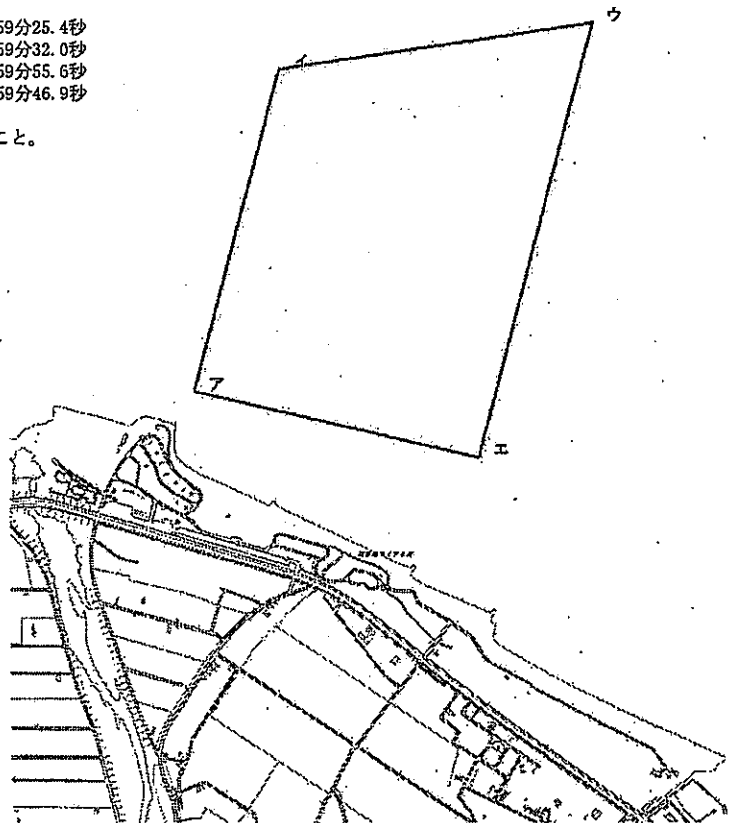
免許番号 共第127号
漁場の位置 野洲市吉川、菖蒲地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分40.1秒 東経135度59分25.4秒
イ 北緯35度09分00.1秒 東経135度59分32.0秒
ウ 北緯35度09分03.0秒 東経135度59分55.6秒
エ 北緯35度08分36.0秒 東経135度59分46.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHE 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

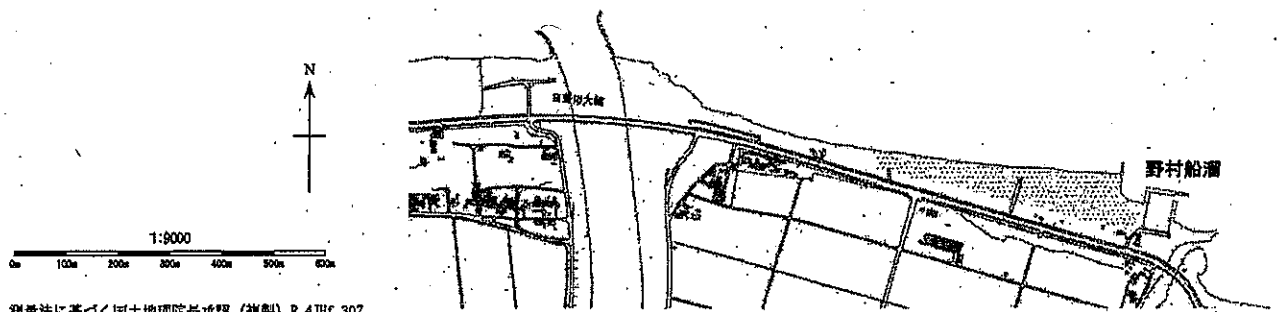


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第128号
 漁場の位置 近江八幡市佐波江町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度09分00.3秒 東経136度01分58.8秒
 イ 北緯35度09分19.7秒 東経136度02分00.9秒
 ウ 北緯35度09分20.3秒 東経136度01分52.2秒
 エ 北緯35度09分00.9秒 東経136度01分50.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



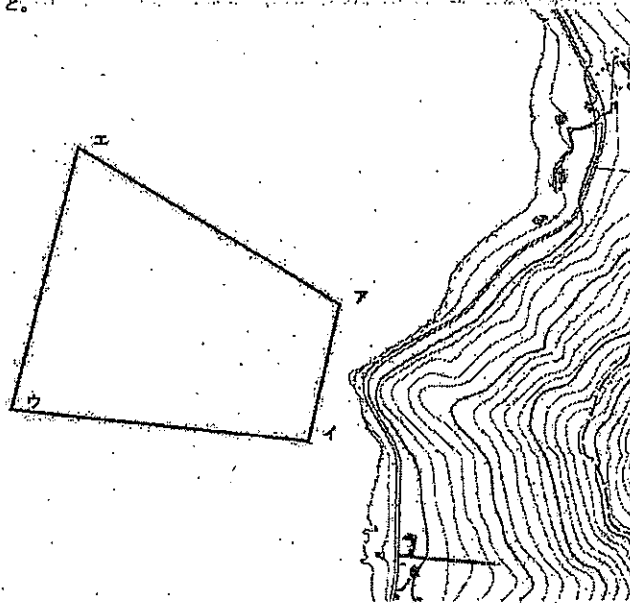
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第129号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分20.9秒 東経136度03分31.1秒
 イ 北緯35度10分12.5秒 東経136度03分28.8秒
 ウ 北緯35度10分14.4秒 東経136度03分06.4秒
 エ 北緯35度10分30.6秒 東経136度03分11.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第130号

漁場の位置 近江八幡市白王町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

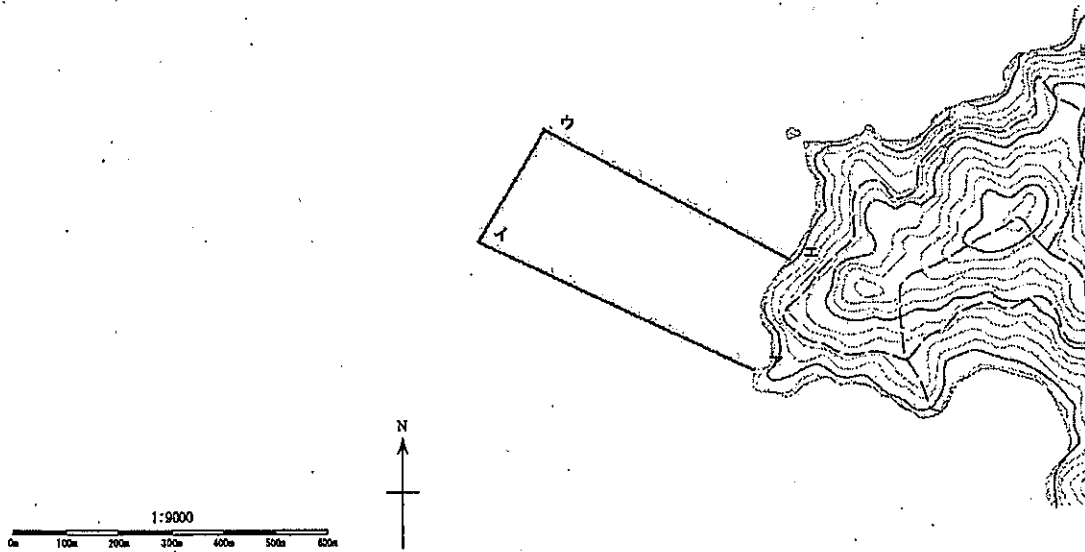
ア 北緯35度11分56.3秒 東経136度05分01.1秒

イ 北緯35度12分04.3秒 東経136度04分40.3秒

ウ 北緯35度12分11.2秒 東経136度04分45.4秒

エ 北緯35度12分03.1秒 東経136度05分03.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第131号

漁場の位置 近江八幡市沖島町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

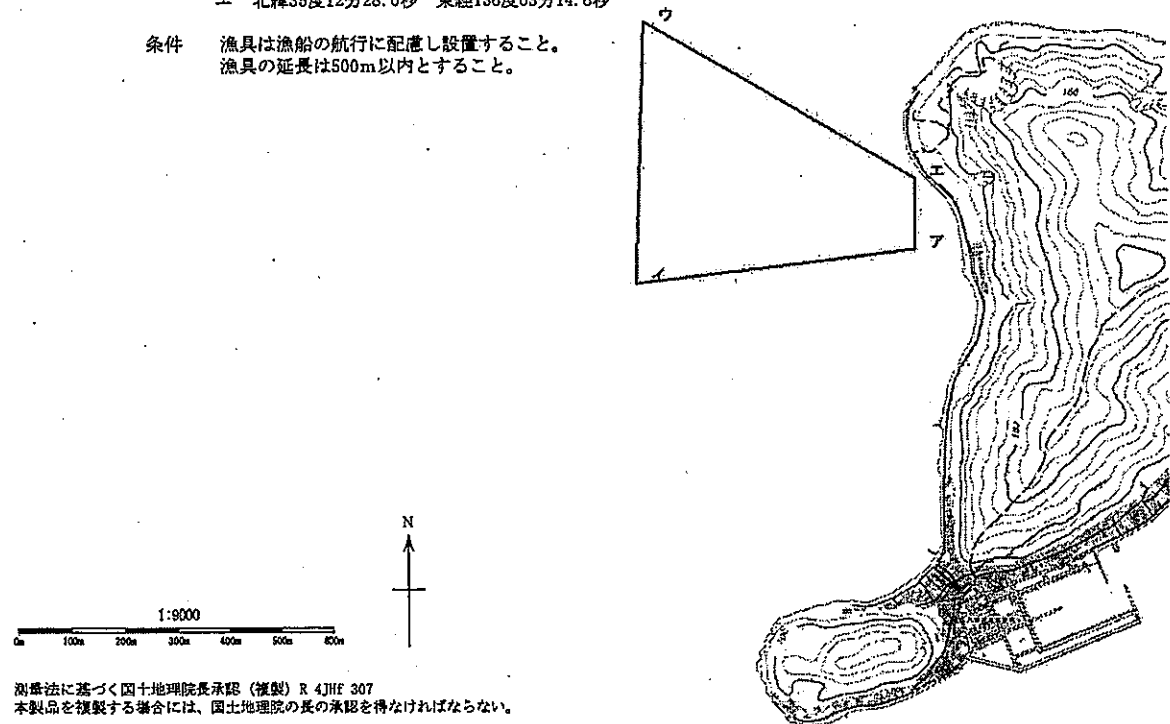
ア 北緯35度12分23.6秒 東経136度03分14.6秒

イ 北緯35度12分21.5秒 東経136度02分53.4秒

ウ 北緯35度12分37.7秒 東経136度02分54.0秒

エ 北緯35度12分28.0秒 東経136度03分14.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第132号

漁場の位置 近江八幡市沖島町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

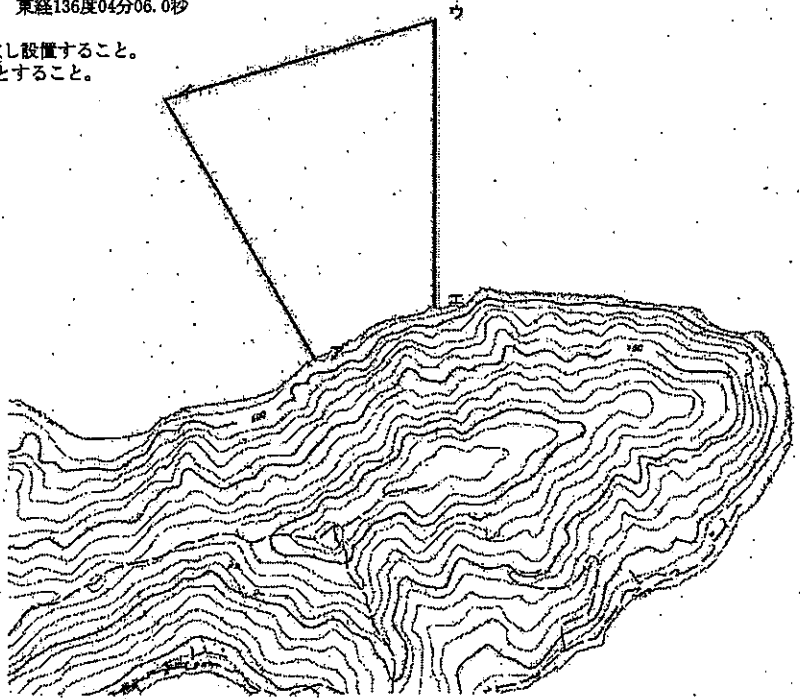
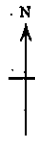
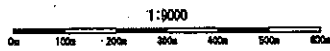
ア 北緯35度12分38.8秒 東経136度03分57.0秒

イ 北緯35度12分55.2秒 東経136度03分45.5秒

ウ 北緯35度13分00.0秒 東経136度04分06.0秒

エ 北緯35度12分42.1秒 東経136度04分06.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第133号

漁場の位置 東近江市栗見新田町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

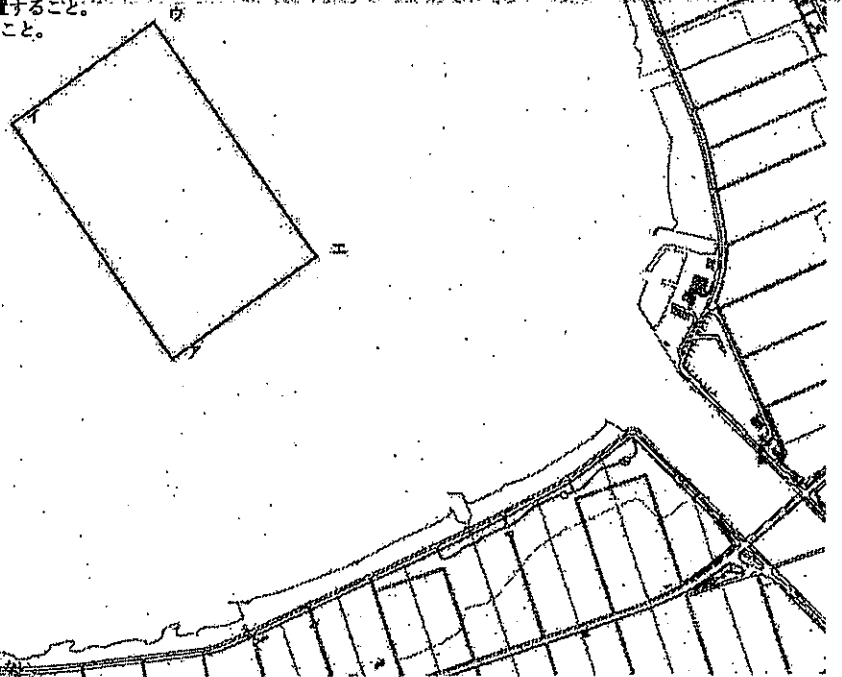
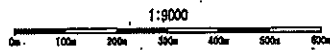
ア 北緯35度12分21.0秒 東経136度05分59.1秒

イ 北緯35度12分35.7秒 東経136度05分46.8秒

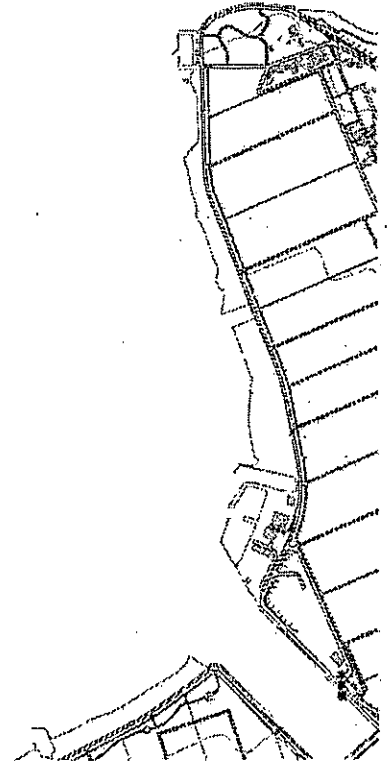
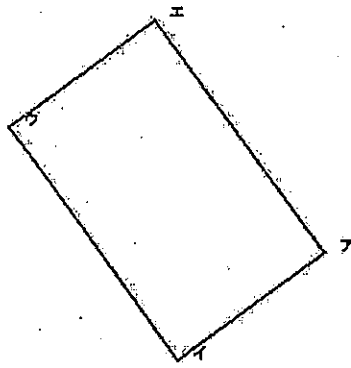
ウ 北緯35度12分42.0秒 東経136度05分57.8秒

エ 北緯35度12分27.3秒 東経136度06分10.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

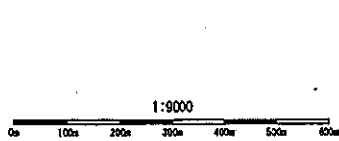


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第134号
 漁場の位置 東近江市栗見出在家町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

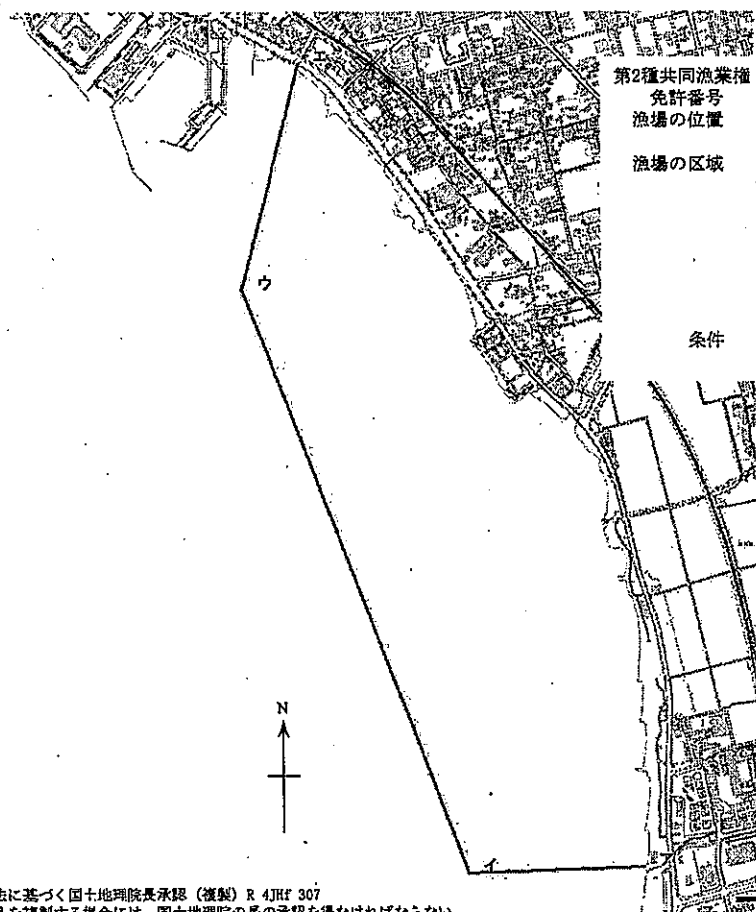
ア 北緯35度12分51.1秒 東経136度06分08.3秒
 イ 北緯35度12分44.4秒 東経136度05分57.1秒
 ウ 北緯35度12分59.0秒 東経136度05分44.3秒
 エ 北緯35度13分05.7秒 東経136度05分55.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

国土庁資料

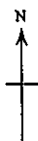


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第135号
 漁場の位置 長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平方町、朝日町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

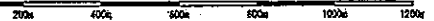
ア 北緯35度21分17.5秒 東経136度16分39.9秒
 イ 北緯35度21分17.1秒 東経136度16分22.1秒
 ウ 北緯35度22分04.9秒 東経136度15分59.5秒
 エ 北緯35度22分23.8秒 東経136度16分05.3秒

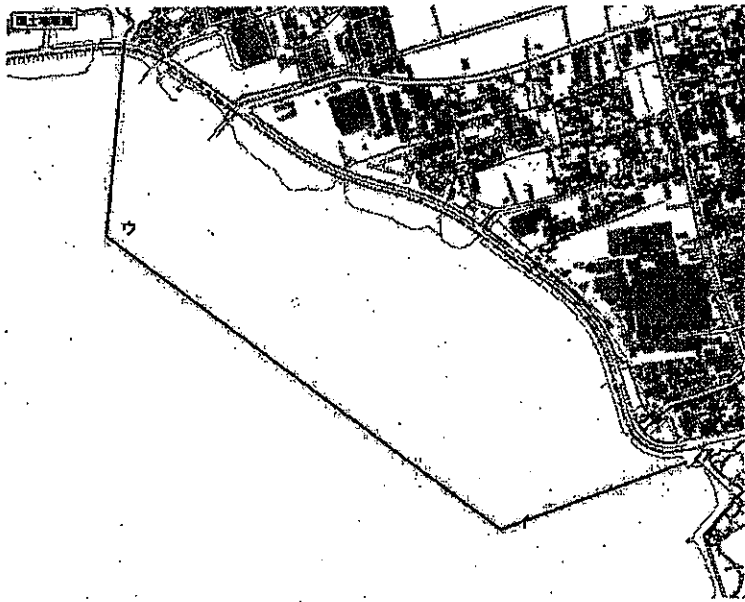
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



1:12000

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。





第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

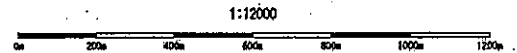
免許番号 共第136号
 漁場の位置 長浜市公園町、南呉服町、
 祇園町、相模町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ
 線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度22分39.1秒 東経136度15分34.3秒
 イ 北緯35度22分33.6秒 東経136度15分15.7秒
 ウ 北緯35度22分58.0秒 東経136度14分35.6秒
 エ 北緯35度23分14.2秒 東経136度14分37.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

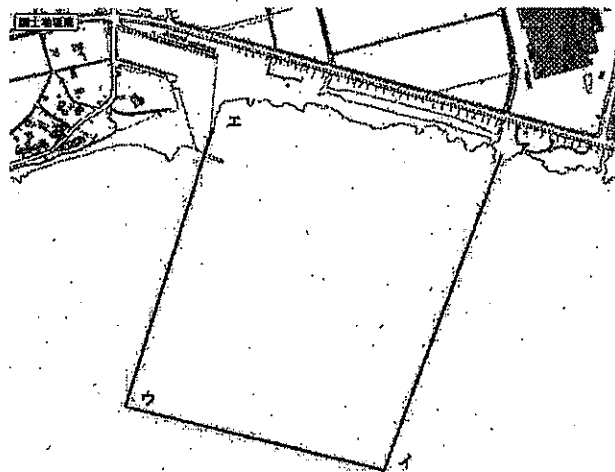


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第137号
 漁場の位置 長浜市南浜町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度23分13.0秒 東経136度13分58.4秒
 イ 北緯35度22分53.6秒 東経136度13分49.7秒
 ウ 北緯35度22分57.5秒 東経136度13分29.9秒
 エ 北緯35度23分14.7秒 東経136度13分36.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



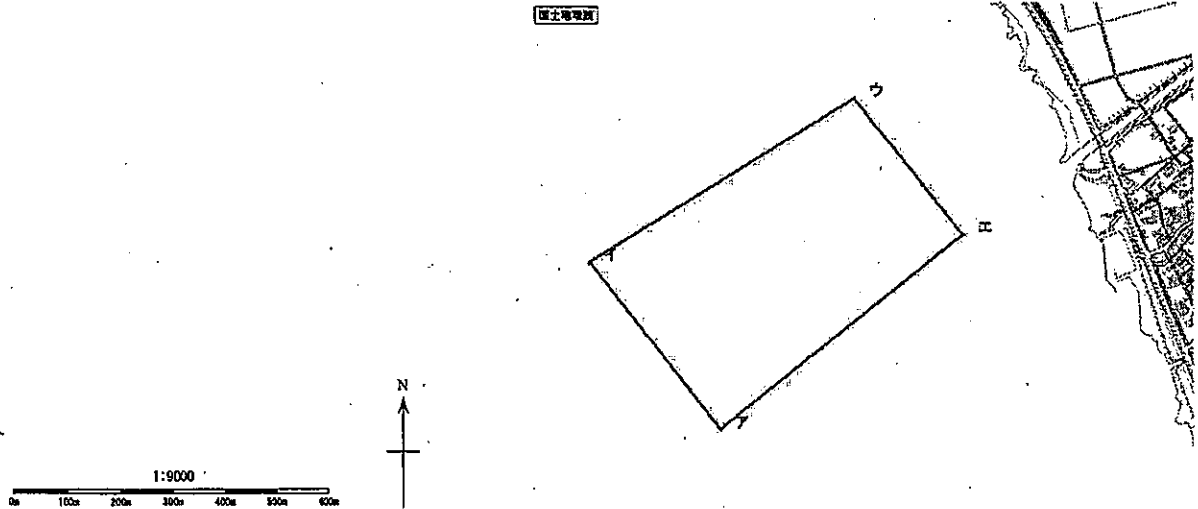
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第138号
漁場の位置 長浜市八木浜町、下八木町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度23分57.9秒 東経136度12分23.6秒
イ 北緯35度24分08.4秒 東経136度12分13.7秒
ウ 北緯35度24分18.6秒 東経136度12分33.9秒
エ 北緯35度24分10.1秒 東経136度12分42.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



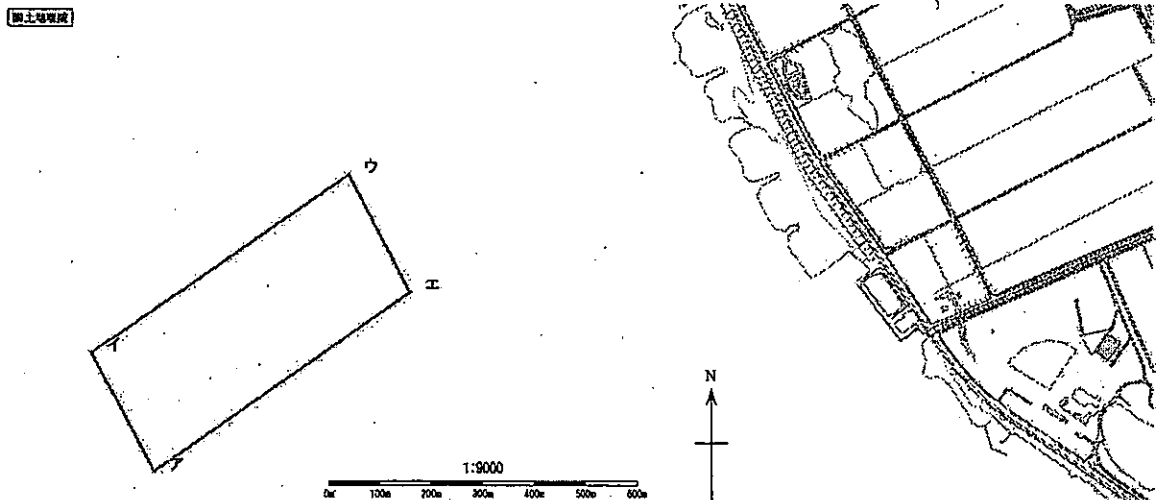
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第139号
漁場の位置 長浜市安養寺町、益田町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

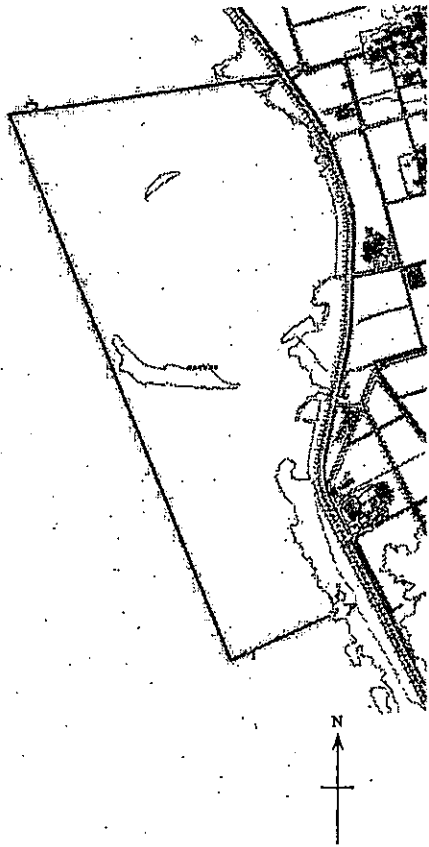
ア 北緯35度24分41.9秒 東経136度11分16.7秒
イ 北緯35度24分49.2秒 東経136度11分12.1秒
ウ 北緯35度25分00.3秒 東経136度11分31.7秒
エ 北緯35度24分52.9秒 東経136度11分36.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

国土院製



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第140号
 漁場の位置 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度25分23.0秒 東経136度11分47.6秒
- イ 北緯35度25分19.4秒 東経136度11分37.6秒
- ウ 北緯35度26分04.8秒 東経136度11分15.2秒
- エ 北緯35度26分07.9秒 東経136度11分42.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1:12000



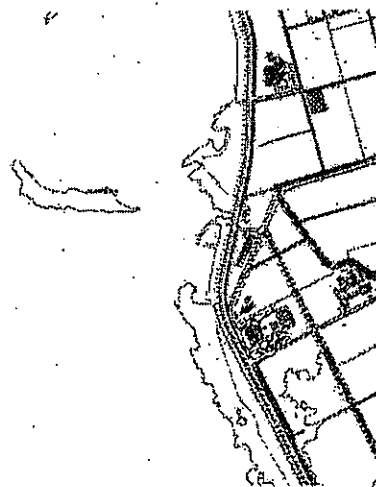
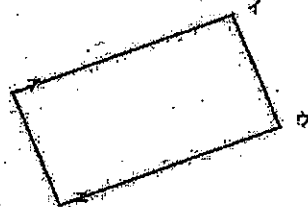
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第141号
 漁場の位置 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

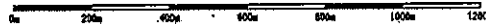
- ア 北緯35度25分37.2秒 東経136度10分36.2秒
- イ 北緯35度25分43.5秒 東経136度10分58.7秒
- ウ 北緯35度25分34.1秒 東経136度11分03.5秒
- エ 北緯35度25分27.8秒 東経136度10分41.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

国土院製



1:12000



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

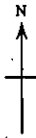
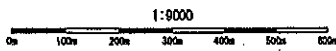
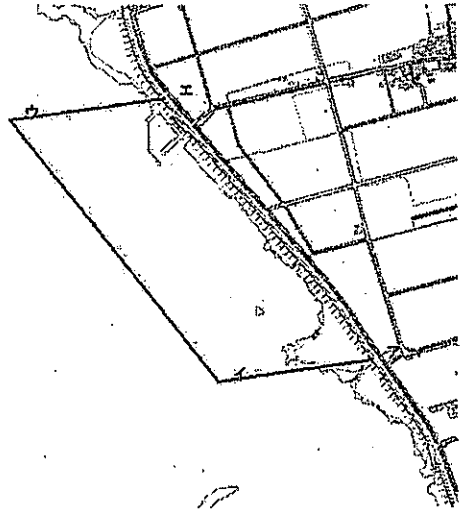
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第142号
 漁場の位置 長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度26分07.9秒 東経136度11分42.7秒
 イ 北緯35度26分06.6秒 東経136度11分30.9秒
 ウ 北緯35度26分22.8秒 東経136度11分15.1秒
 エ 北緯35度26分24.2秒 東経136度11分26.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

国土院



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

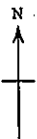
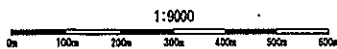
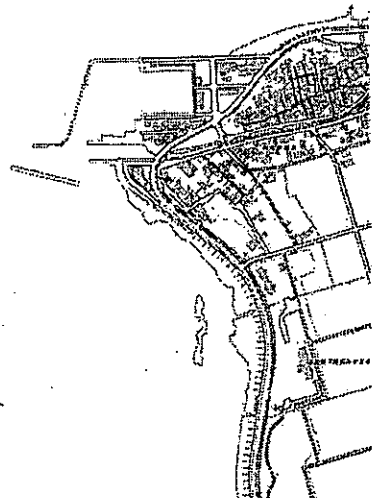
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第143号
 漁場の位置 長浜市湖北町尾上地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度26分46.9秒 東経136度10分23.8秒
 イ 北緯35度26分55.3秒 東経136度10分24.3秒
 ウ 北緯35度26分55.3秒 東経136度10分48.1秒
 エ 北緯35度26分46.9秒 東経136度10分47.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

国土院



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第144号

漁場の位置 長浜市湖北町尾上地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

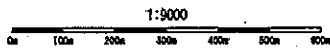
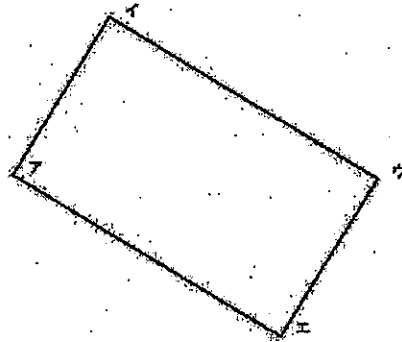
ア 北緯35度27分19.7秒 東経136度10分31.7秒

イ 北緯35度27分29.4秒 東経136度10分39.0秒

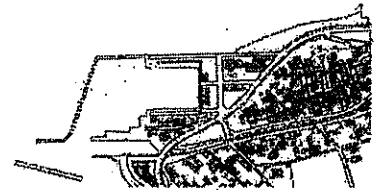
ウ 北緯35度27分19.4秒 東経136度10分59.4秒

エ 北緯35度27分09.6秒 東経136度10分52.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第145号

漁場の位置 長浜市高月町片山地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度27分40.4秒 東経136度11分23.6秒

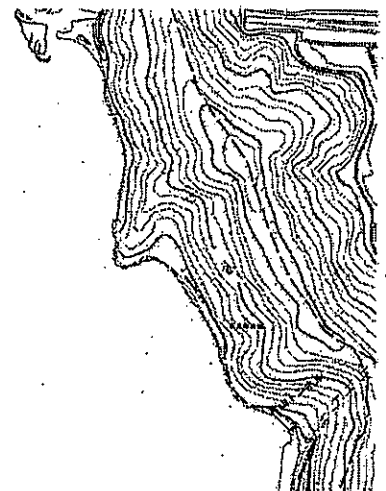
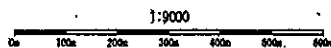
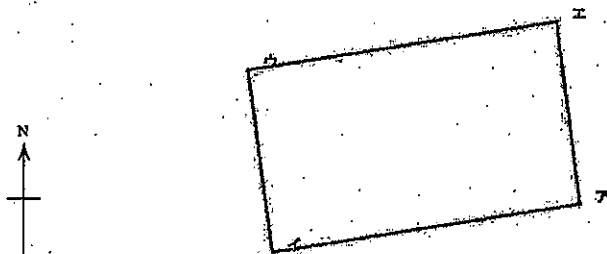
イ 北緯35度27分37.4秒 東経136度11分00.1秒

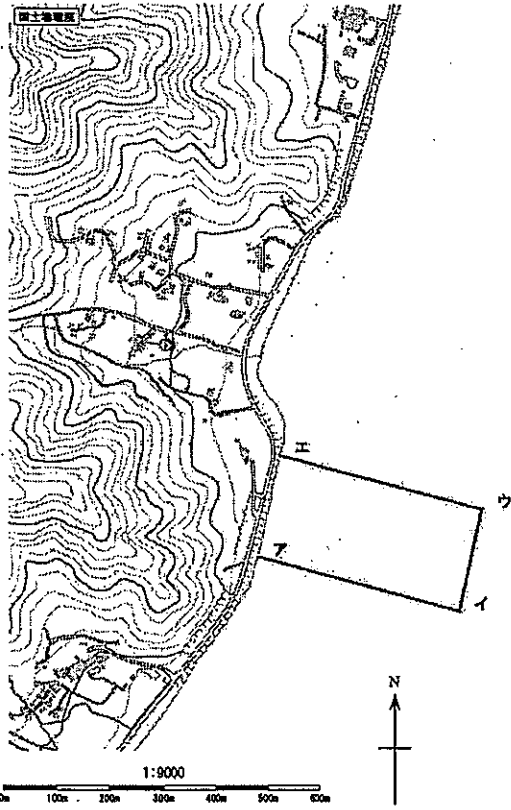
ウ 北緯35度27分48.7秒 東経136度10分58.3秒

エ 北緯35度27分51.7秒 東経136度11分21.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

湖北町





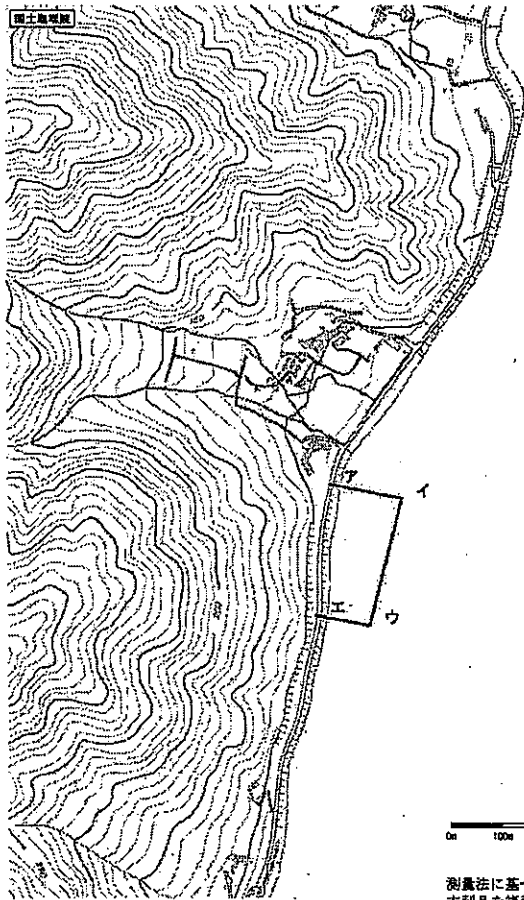
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第146号
 漁場の位置 長浜市西浅井町大浦地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度28分15.4秒 東経136度06分38.4秒
- イ 北緯35度28分12.0秒 東経136度06分53.7秒
- ウ 北緯35度28分18.3秒 東経136度06分55.4秒
- エ 北緯35度28分21.7秒 東経136度06分40.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



1:9000
 0m 100m 200m 300m 400m 500m 600m

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第147号
 漁場の位置 長浜市西浅井町大浦地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度27分59.4秒 東経136度06分25.5秒
- イ 北緯35度27分58.5秒 東経136度06分31.0秒
- ウ 北緯35度27分50.7秒 東経136度06分28.5秒
- エ 北緯35度27分51.3秒 東経136度06分24.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

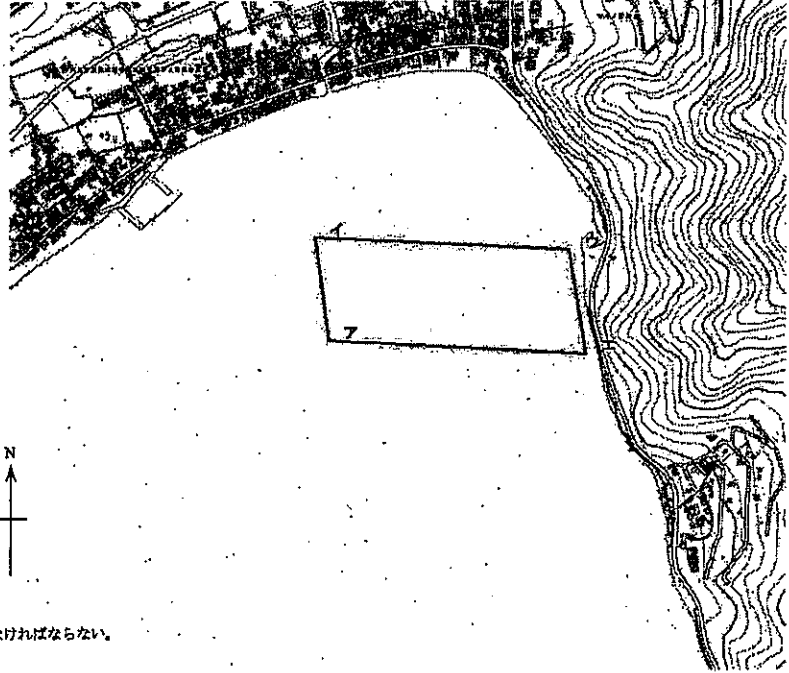
免許番号 共第148号

漁場の位置 高島市マキノ町海岸地先

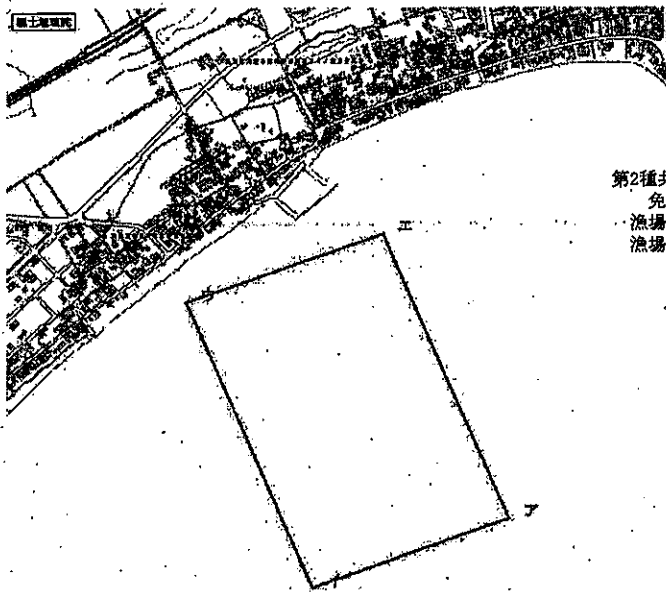
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度27分35.5秒 東経136度04分30.9秒
- イ 北緯35度27分41.9秒 東経136度04分29.8秒
- ウ 北緯35度27分41.0秒 東経136度04分49.2秒
- エ 北緯35度27分34.6秒 東経136度04分50.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第149号

漁場の位置 高島市マキノ町海岸、マキノ町西浜地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度27分23.8秒 東経136度04分32.9秒
- イ 北緯35度27分19.5秒 東経136度04分17.8秒
- ウ 北緯35度27分37.3秒 東経136度04分08.2秒
- エ 北緯35度27分41.6秒 東経136度04分23.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

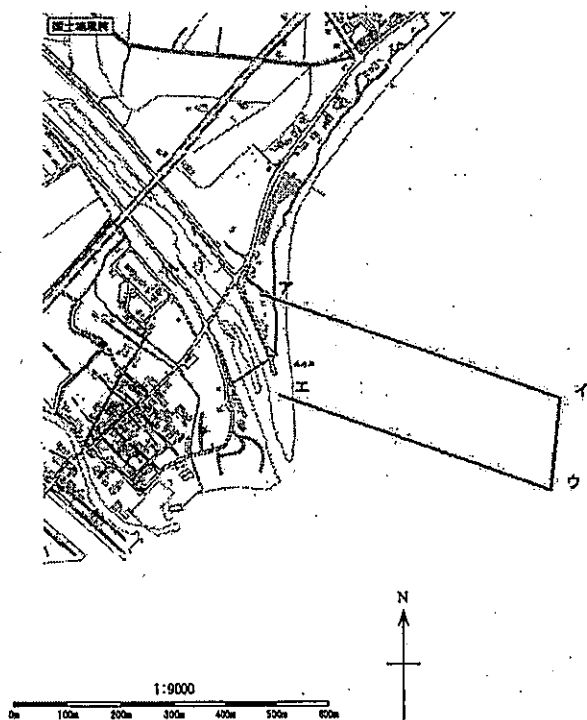
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第150号
 漁場の位置 高島市マキノ町知内地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度27分08.9秒 東経136度03分34.9秒
 イ 北緯35度27分02.4秒 東経136度03分57.3秒
 ウ 北緯35度26分56.7秒 東経136度03分56.6秒
 エ 北緯35度27分02.6秒 東経136度03分36.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



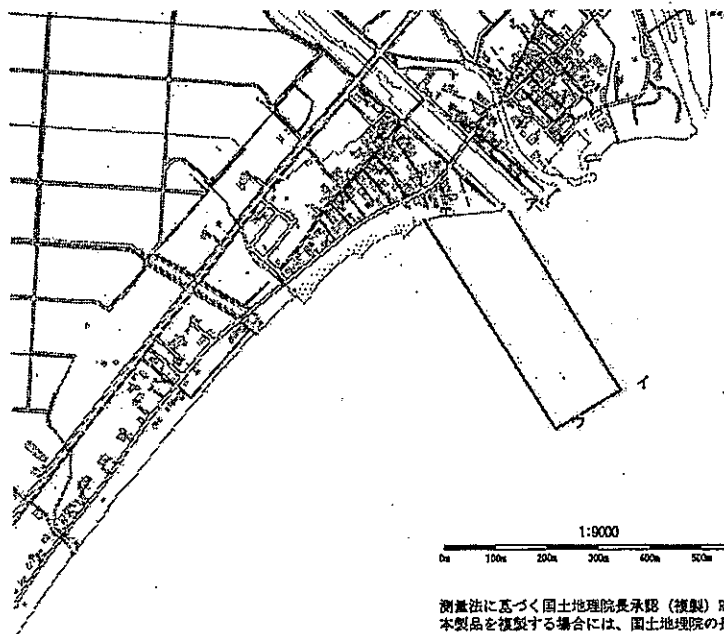
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第151号
 漁場の位置 高島市マキノ町知内地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度26分52.3秒 東経136度03分21.9秒
 イ 北緯35度26分41.3秒 東経136度03分30.3秒
 ウ 北緯35度26分38.8秒 東経136度03分25.2秒
 エ 北緯35度26分51.8秒 東経136度03分15.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



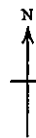
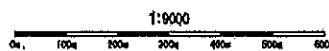
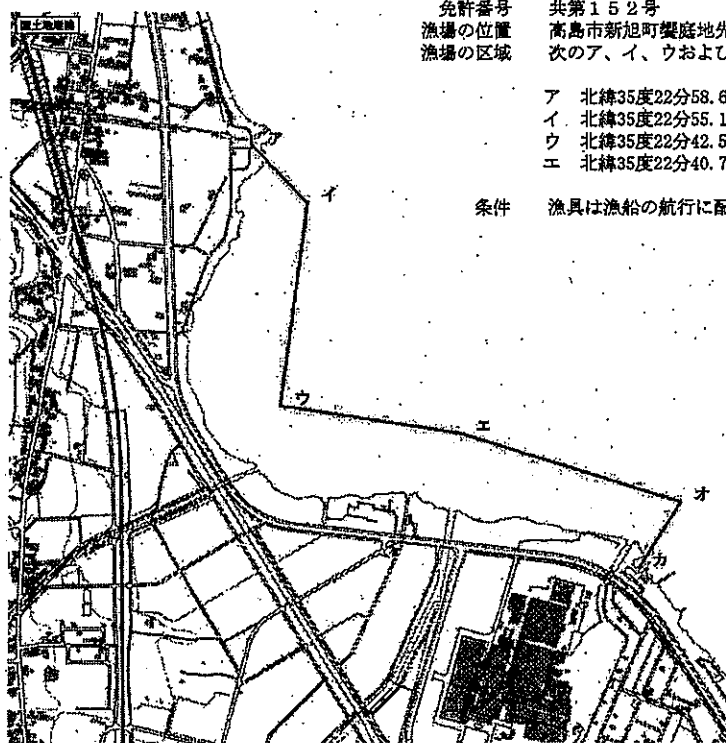
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第152号
 漁場の位置 高島市新旭町蟹底地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度22分58.6秒 東経136度02分13.2秒
 イ 北緯35度22分55.1秒 東経136度02分17.3秒
 ウ 北緯35度22分42.5秒 東経136度02分15.4秒
 エ 北緯35度22分40.7秒 東経136度02分29.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



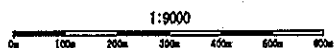
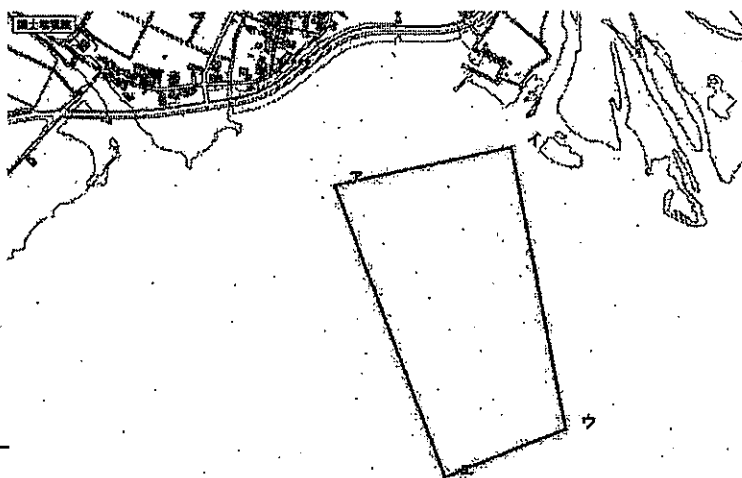
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

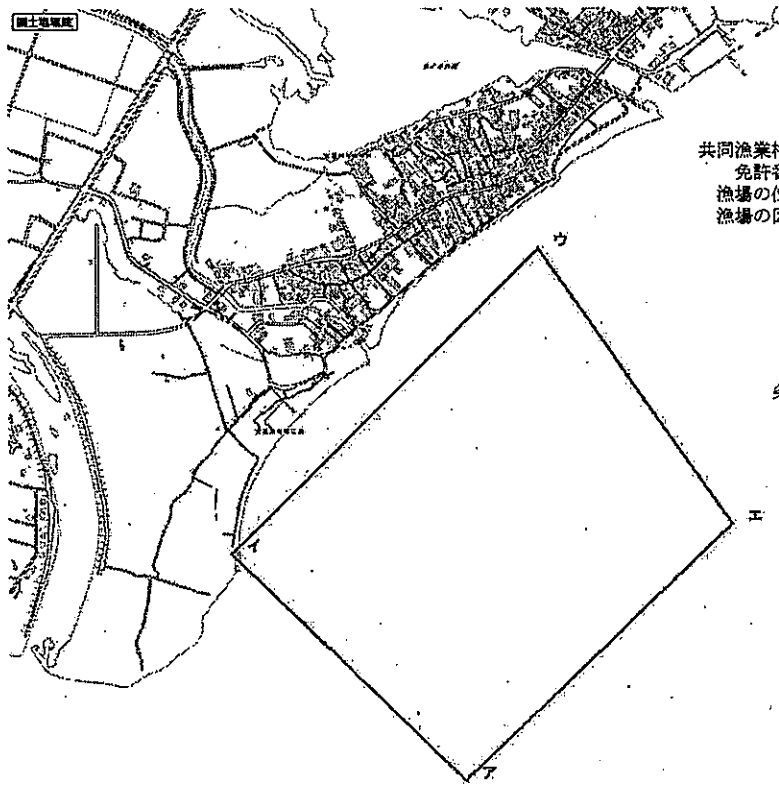
免許番号 共第153号
 漁場の位置 高島市安曇川町南船木地先
 漁場の区域 のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度18分55.0秒 東経136度03分58.0秒
 イ 北緯35度18分57.4秒 東経136度04分11.5秒
 ウ 北緯35度18分39.9秒 東経136度04分15.6秒
 エ 北緯35度18分36.9秒 東経136度04分06.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

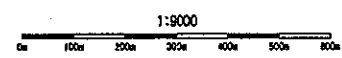


共同漁業権漁場図

免許番号 共第154号
 漁場の位置 高島市安曇川町横江浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度18分04.6秒 東経136度03分10.8秒
- イ 北緯35度18分15.5秒 東経136度02分48.7秒
- ウ 北緯35度18分34.5秒 東経136度03分12.0秒
- エ 北緯35度18分17.2秒 東経136度03分26.7秒

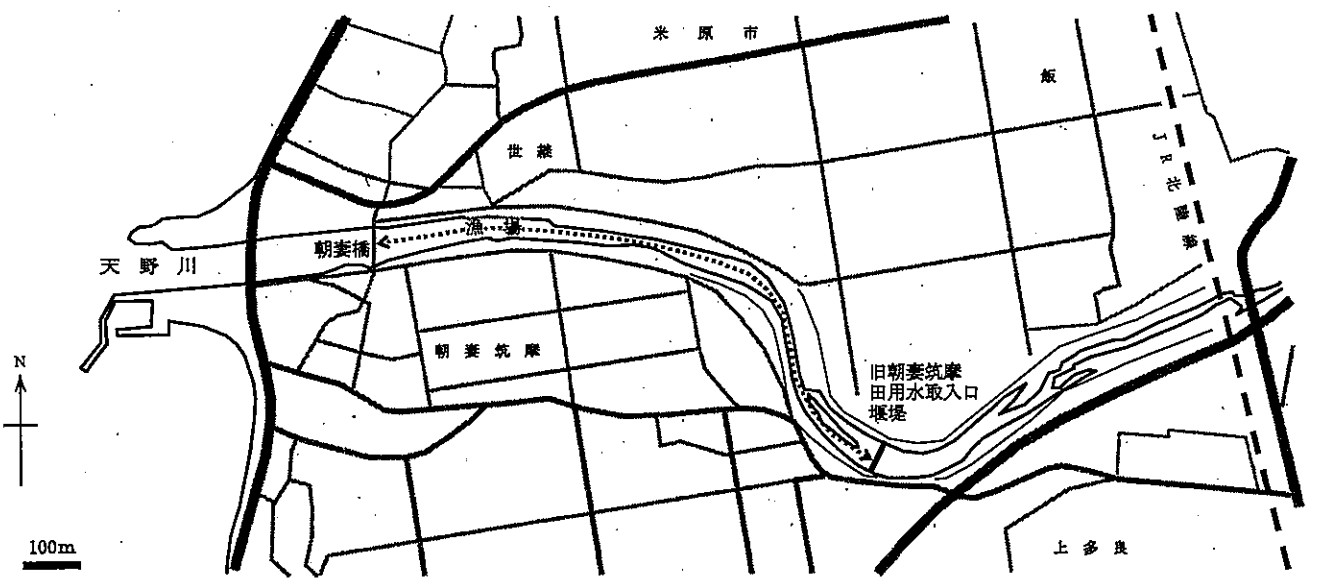
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



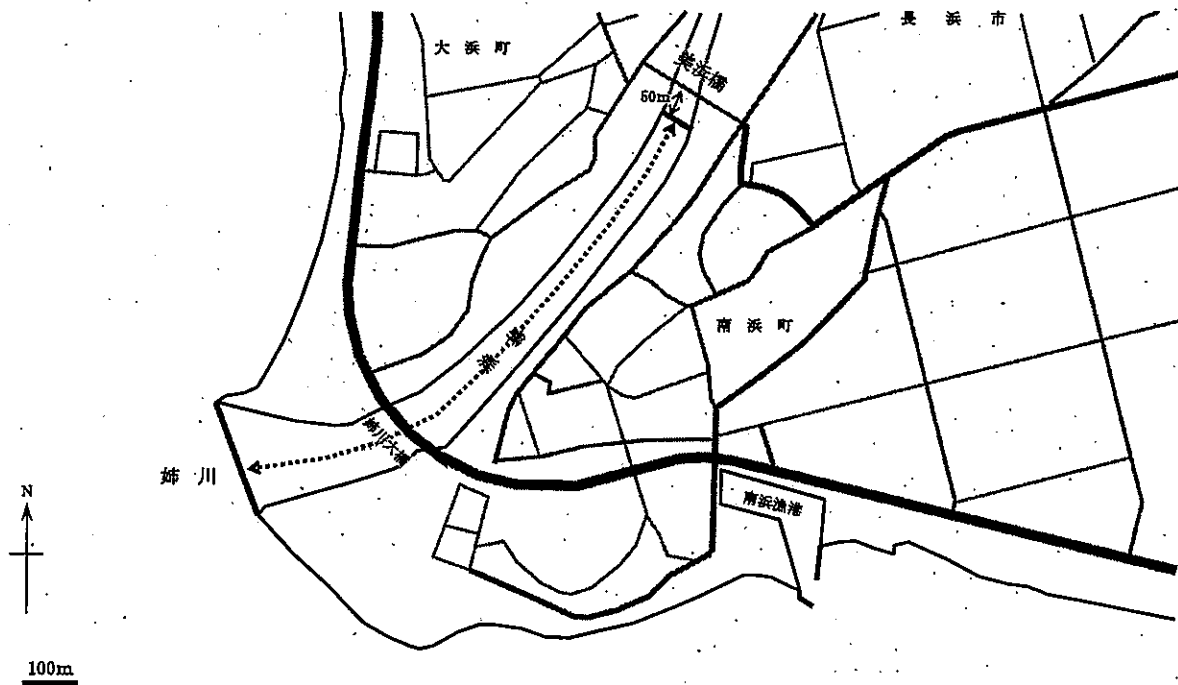
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）漁場図

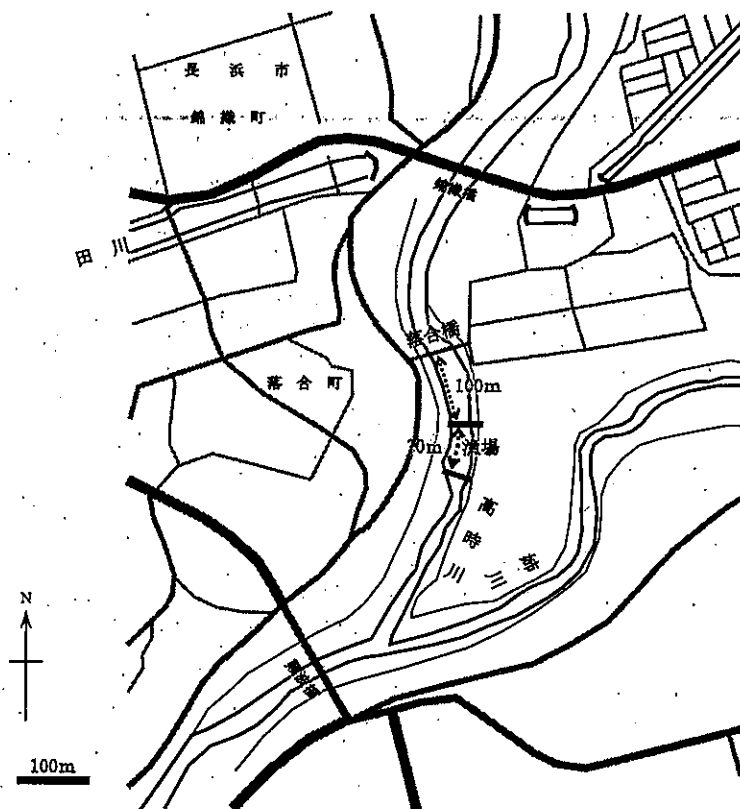
免許番号 共第201号
 漁場の位置 米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川
 漁場の区域 天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上資を撤去すること。



第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）漁場図
 免許番号 共第202号
 漁場の位置 長浜市南浜町地先姉川
 漁場の区域 姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）漁場図
 免許番号 共第203号
 漁場の位置 長浜市落合町地先高時川
 漁場の区域 高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



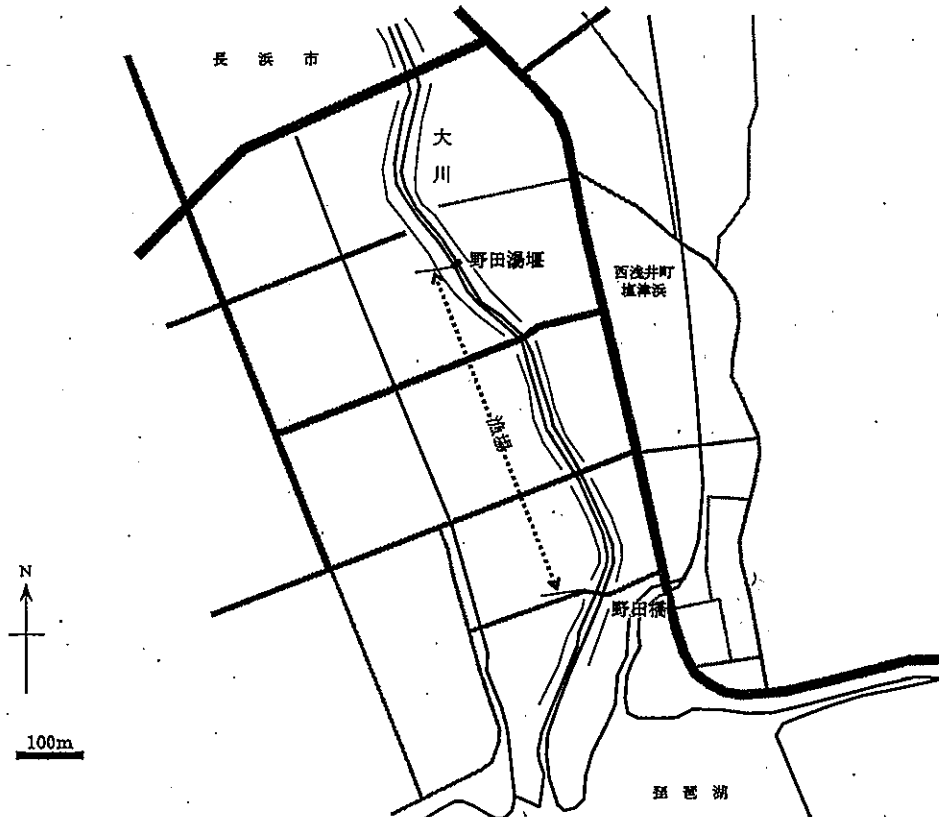
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第204号

漁場の位置 長浜市西浅井町塩津浜地先大川

漁場の区域 大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河原地先に設置された田用水野田湯堰から下流同市西浅井町塩津浜地先野田橋までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上罟を撤去すること。



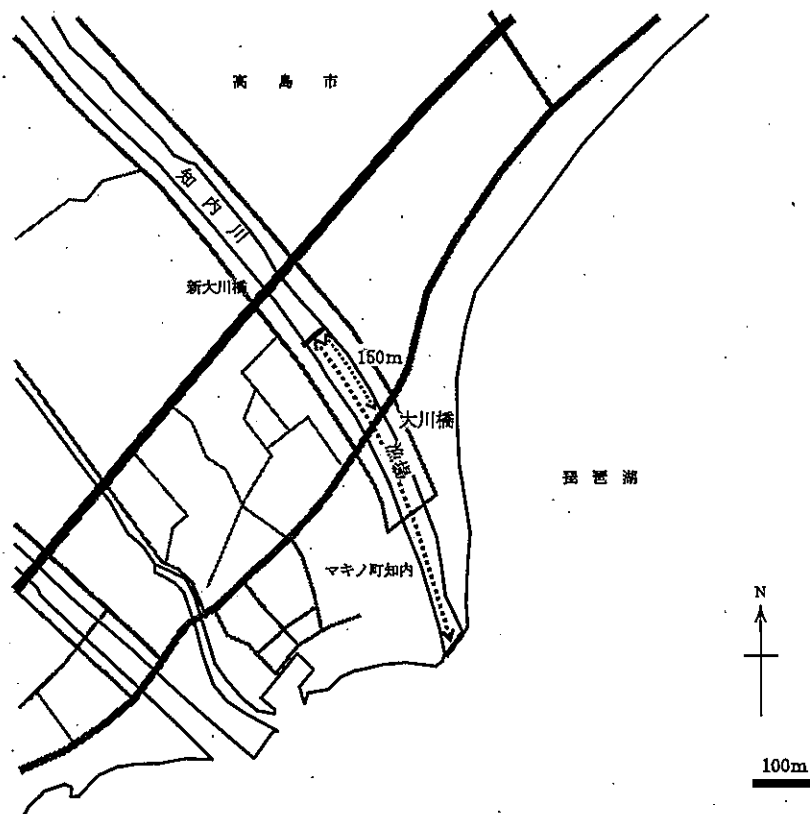
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第205号

漁場の位置 高島市マキノ町知内地先知内川

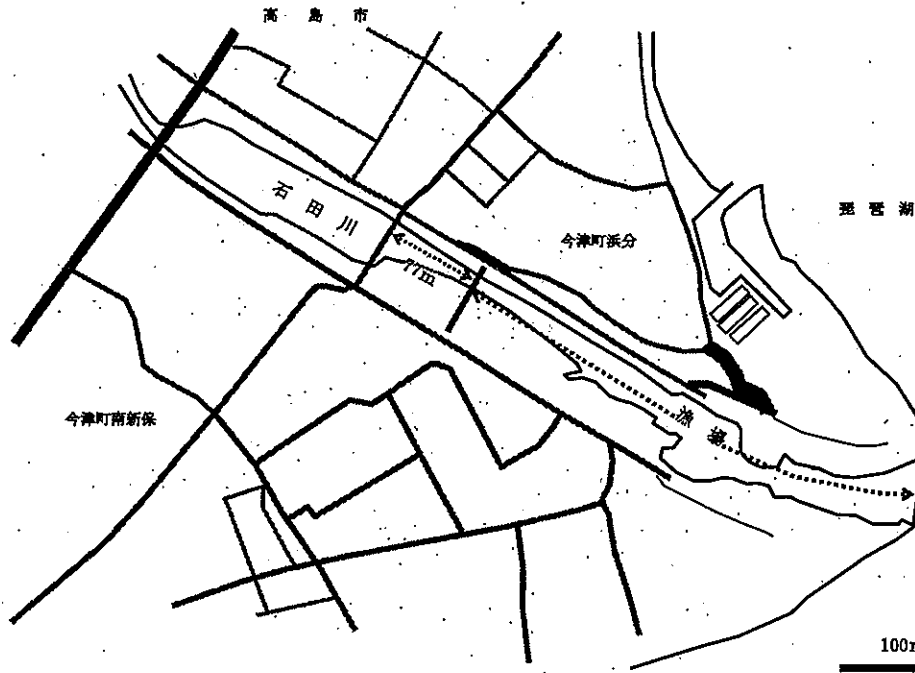
漁場の区域 知内川筋、高島市マキノ町知内地先、県道海津今津線の大川橋の上流150mから下流川尻までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上罟を撤去すること。



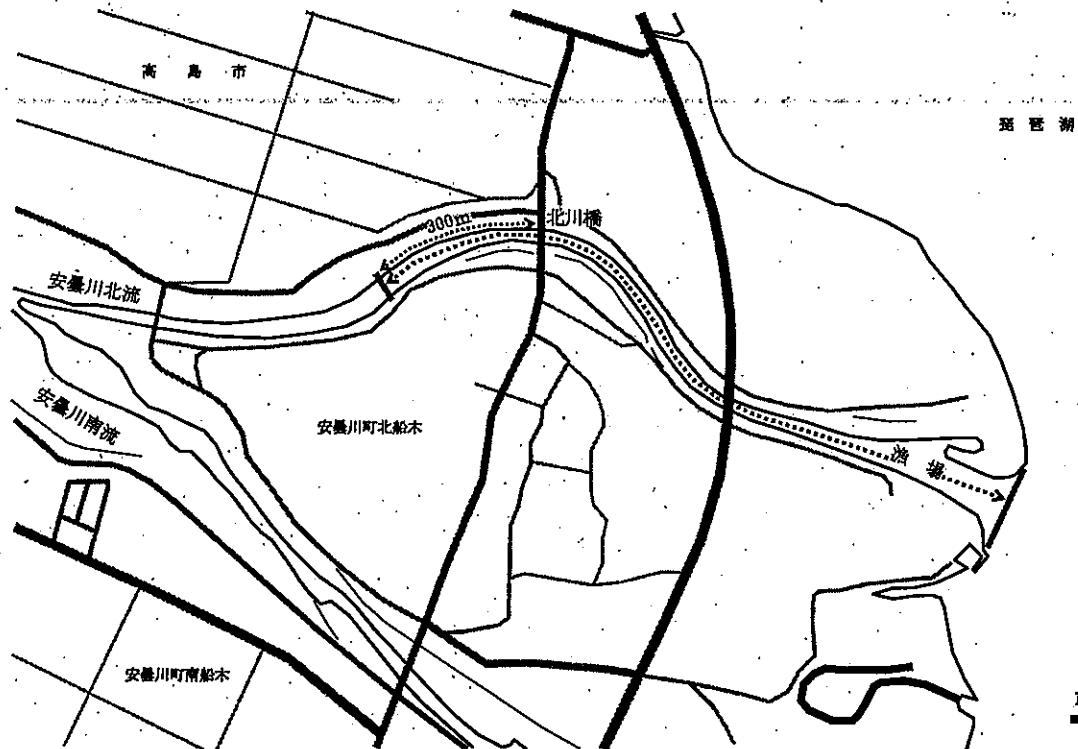
第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）漁場図

免許番号 共第206号
 漁場の位置 高島市今津町浜分地先石田川
 漁場の区域 石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜分橋の下流77mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



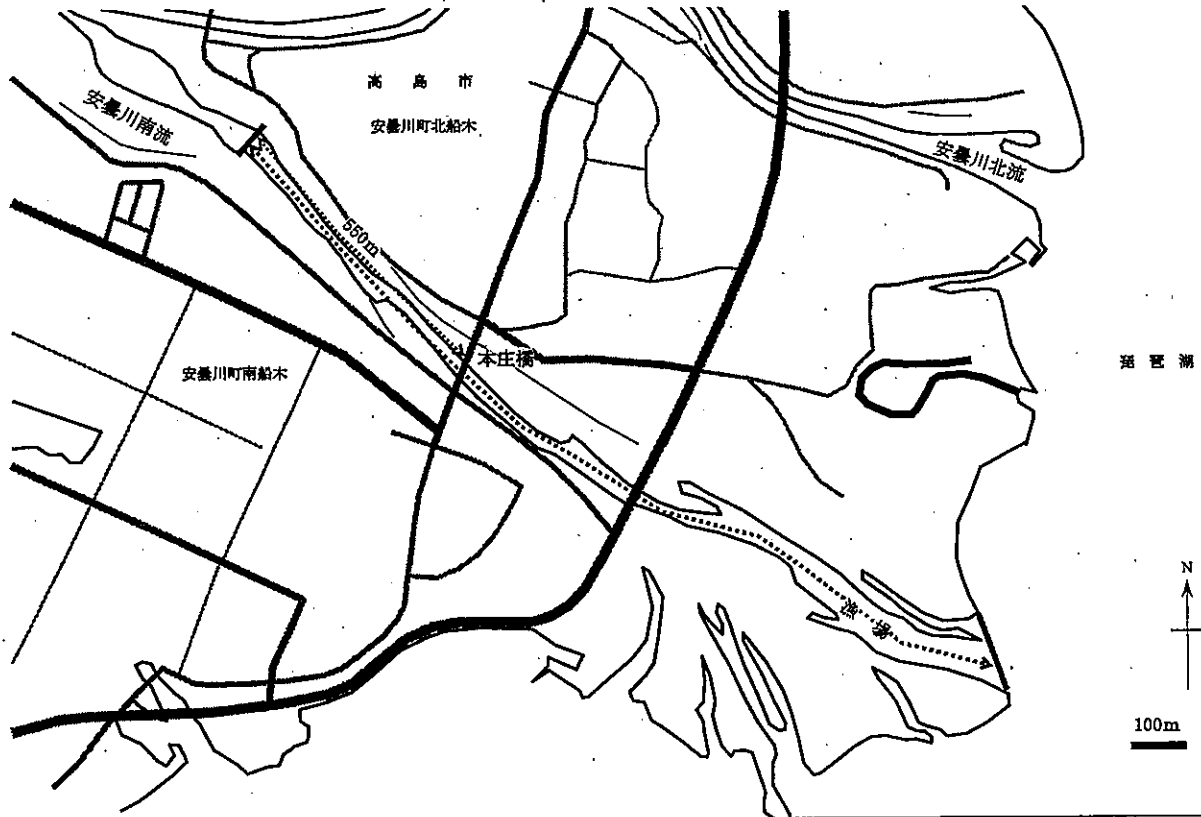
第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）漁場図

免許番号 共第207号
 漁場の位置 高島市安曇川町北船木地先安曇川（北流）
 漁場の区域 安曇川（北流）筋、高島市安曇川町北船木地先、北川橋の上流300mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ30,000尾以上をやなの上流へ放流すること。



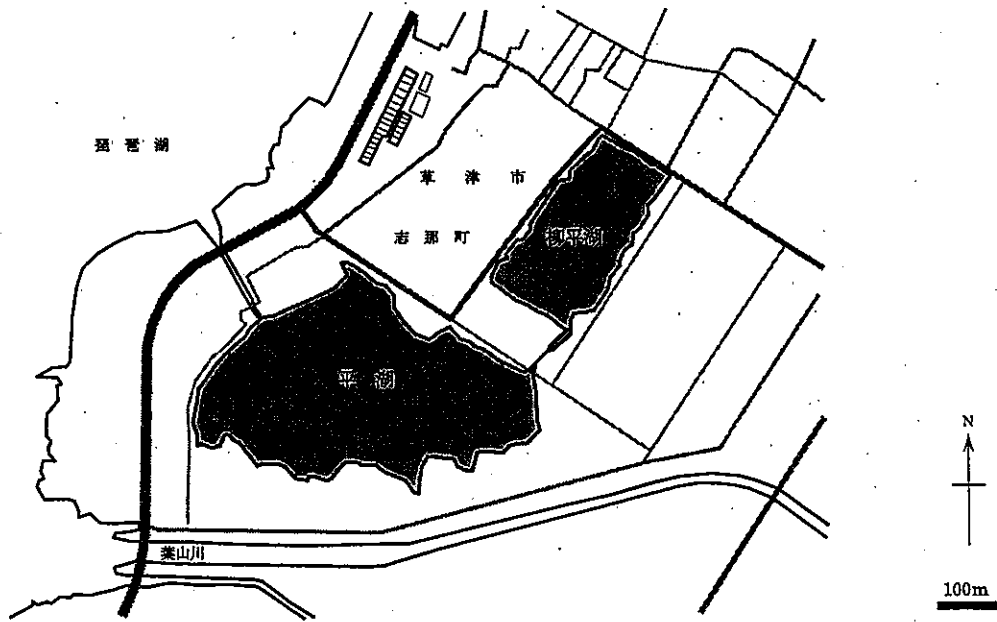
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業) 漁場図

免許番号 共第208号
 漁場の位置 高島市安曇川町北船木、安曇川町南船木地先安曇川 (南流)
 漁場の区域 安曇川 (南流) 筋、高島市安曇川町北船木地先、本庄橋の上流550mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ70,000尾以上をやなの上流へ放流すること。



第5種共同漁業権 (こい、ふな、もろこその他雑魚漁業) 漁場図

免許番号 共第501号
 漁場の位置 草津市志那町地先 (平湖、柳平湖)
 漁場の区域 草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一円

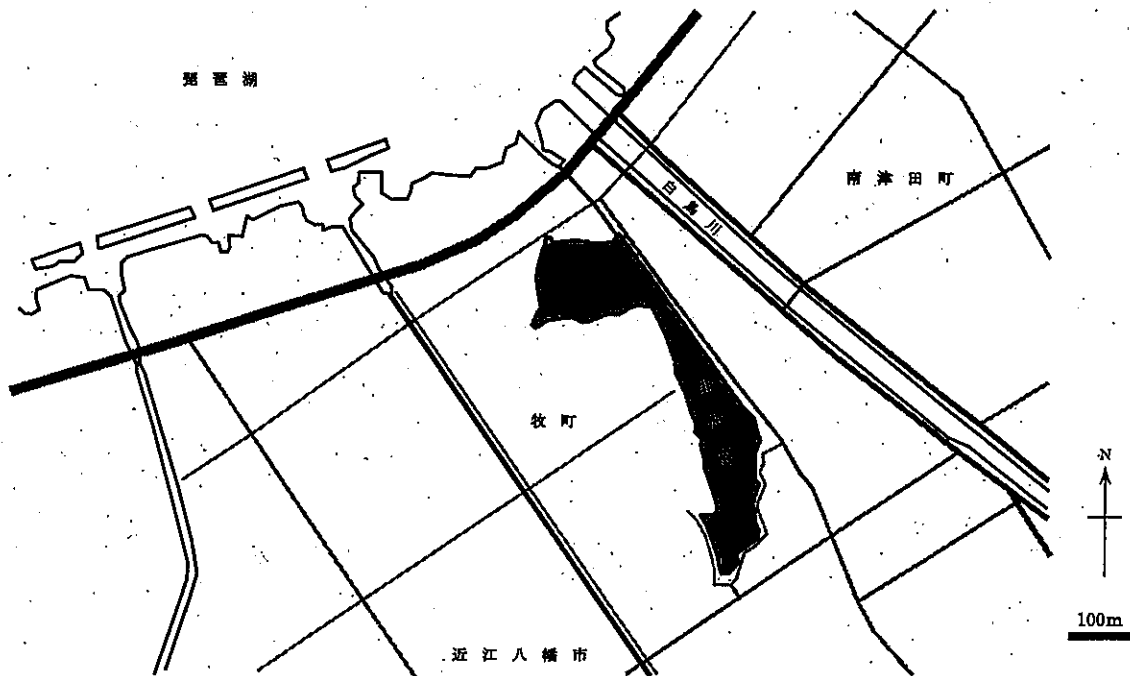


第5種共同漁業権（こい、ふな、もろこその他雑魚漁業）漁場図

免許番号 共第502号

漁場の位置 近江八幡市牧町地先（北沢沼）

漁場の区域 近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼一円および同沼から琵琶湖に通ずる井堰までの水路

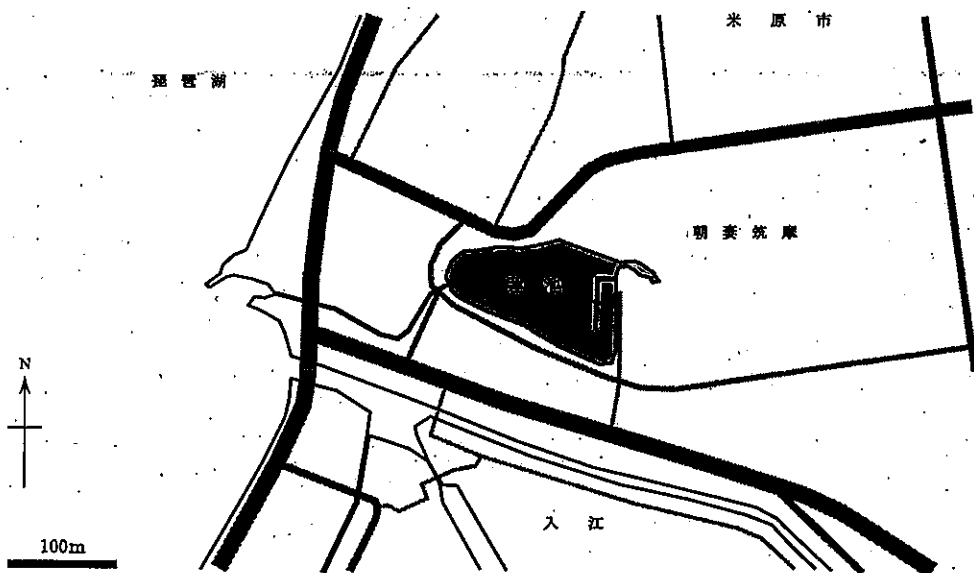


第5種共同漁業権（こい、ふな、もろこその他雑魚漁業）漁場図

免許番号 共第503号

漁場の位置 米原市朝妻筑摩地先（蓮池）

漁場の区域 米原市朝妻筑摩字横霞地先にある通称蓮池一円



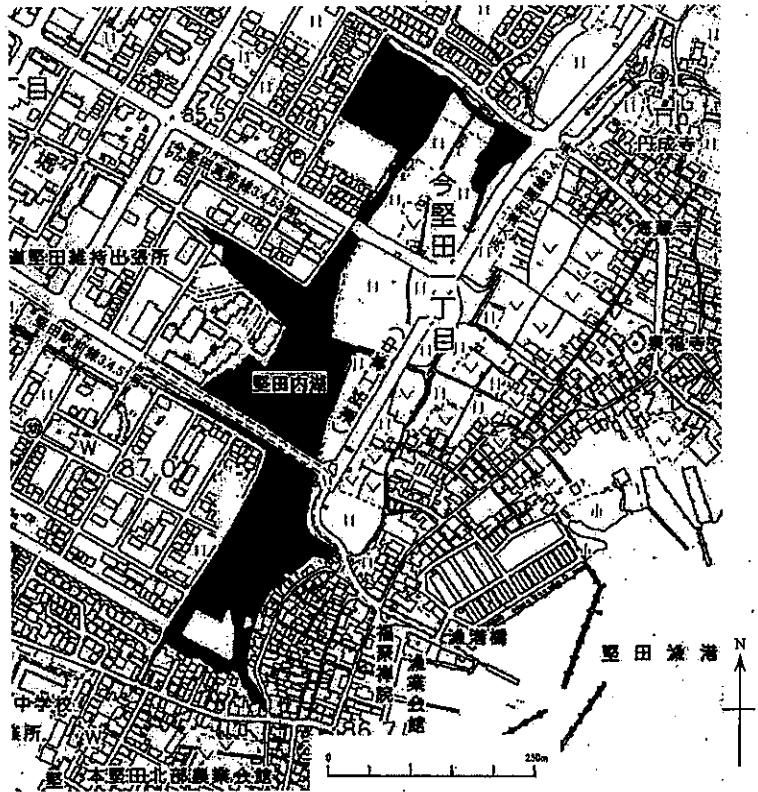
第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第1号
 漁場の位置 大津市本堅田、今堅田地先（堅田内湖）
 漁場の区域 大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4.451号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同3.4.1号浜大津和道線と重複する区域は除く。

除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒
- (イ) 北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒
- (ウ) 北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒
- (エ) 北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒
- (オ) 北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒
- (カ) 北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒
- (キ) 北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒
- (ク) 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒
- (ケ) 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒
- (コ) 北緯35度06分54.7秒東経135度55分16.0秒
- (サ) 北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒
- (シ) 北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒
- (ス) 北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒
- (セ) 北緯35度06分56.6秒東経135度55分13.9秒
- (ソ) 北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒

条件 漁場の使用面積は19,000㎡以内とすること。
 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。

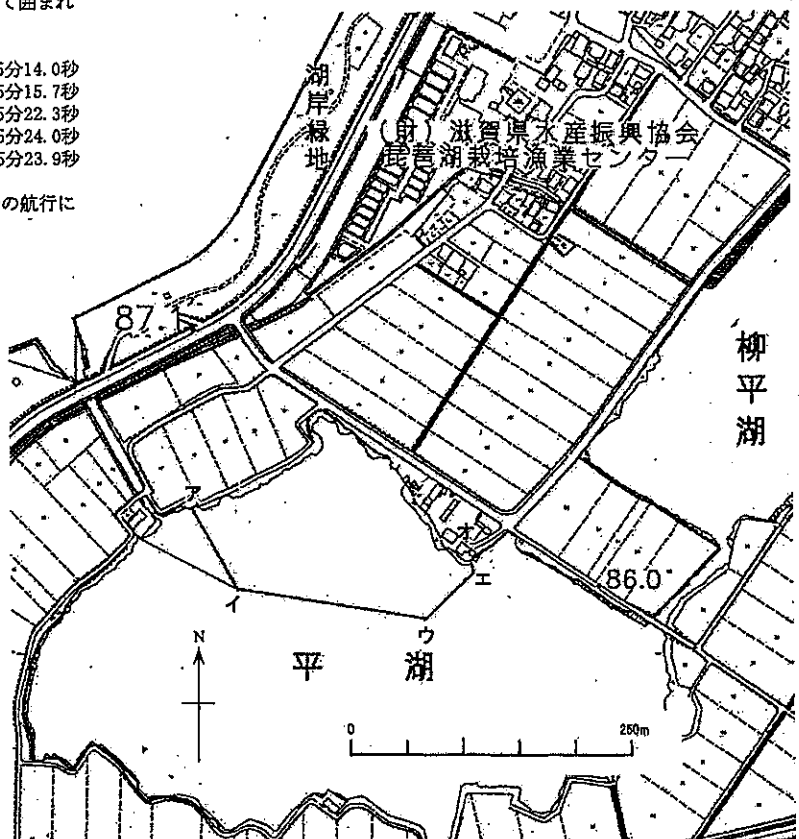


第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第2号
 漁場の位置 草津市志那町地先（平湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
- (イ) 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
- (ウ) 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
- (エ) 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
- (オ) 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒

条件 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第3号

漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）

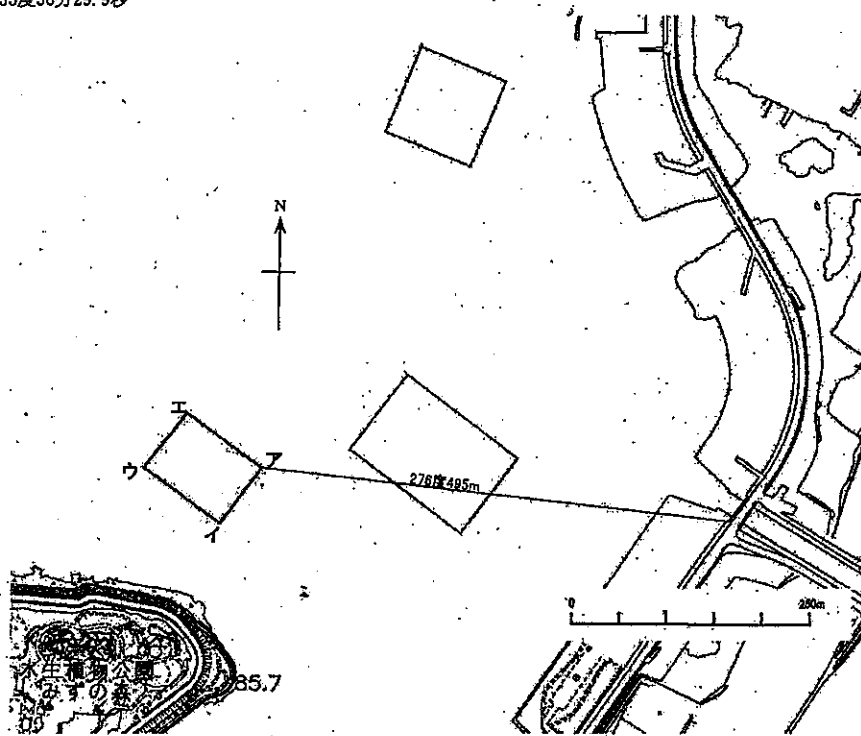
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度04分34.5秒 東経135度56分33.1秒

(イ) 北緯35度04分32.6秒 東経135度56分31.3秒

(ウ) 北緯35度04分34.6秒 東経135度56分28.2秒

(エ) 北緯35度04分36.4秒 東経135度56分29.9秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第4号

漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）

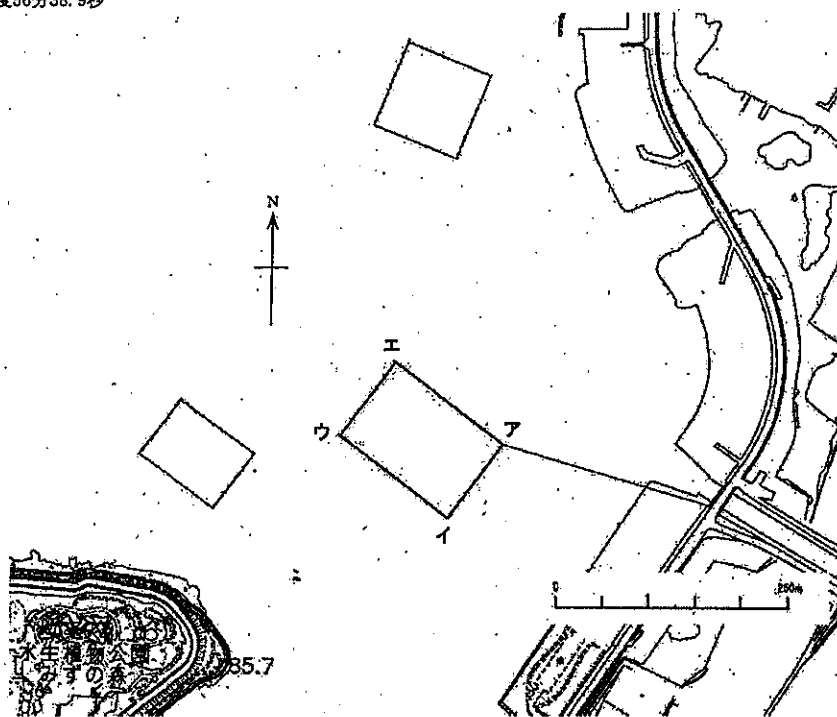
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度04分34.9秒 東経135度56分43.7秒

(イ) 北緯35度04分32.2秒 東経135度56分41.4秒

(ウ) 北緯35度04分35.1秒 東経135度56分36.6秒

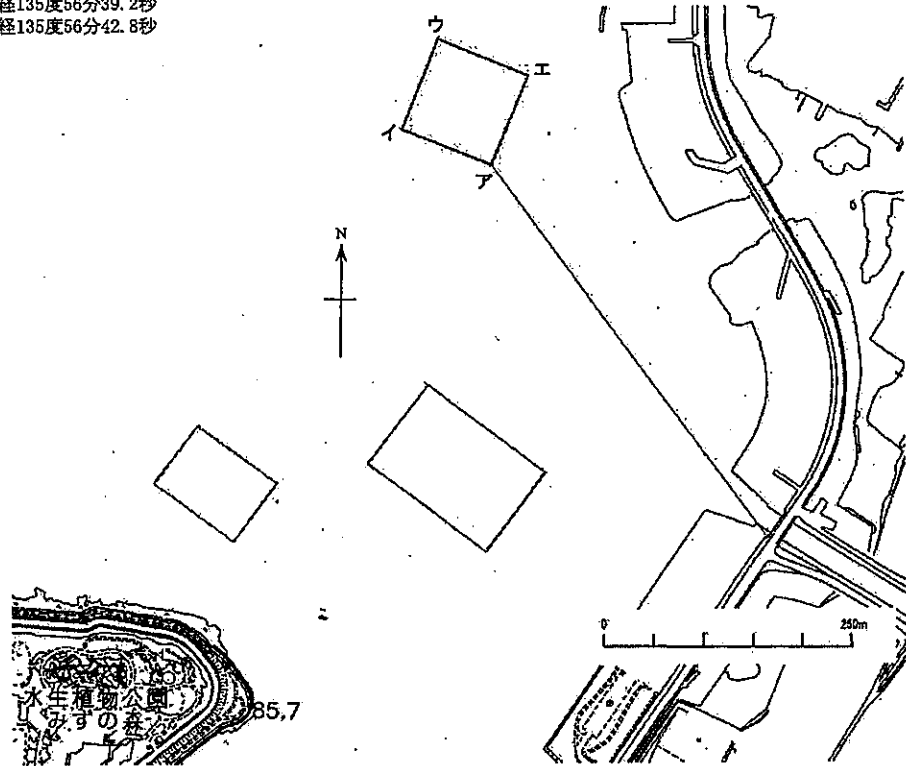
(エ) 北緯35度04分37.7秒 東経135度56分38.9秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第5号
 漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

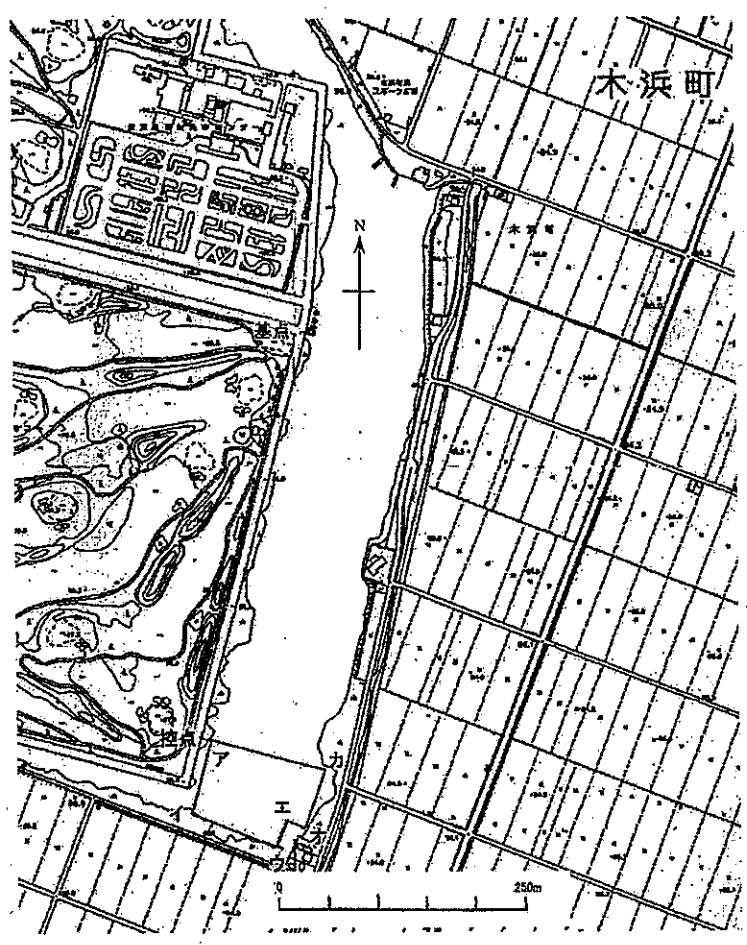
- (ア)北緯35度04分45.0秒東経135度56分41.3秒
- (イ)北緯35度04分46.3秒東経135度56分37.7秒
- (ウ)北緯35度04分49.3秒東経135度56分39.2秒
- (エ)北緯35度04分48.0秒東経135度56分42.8秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第6号
 漁場の位置 守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

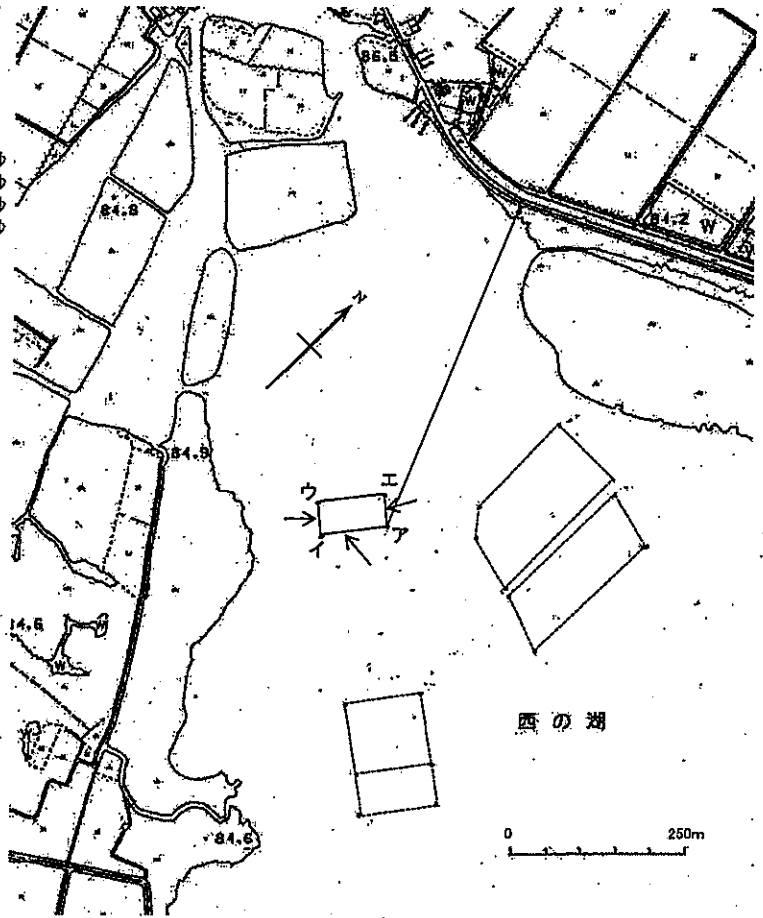
- (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
- (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
- (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
- (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
- (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
- (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第7号
 漁場の位置 近江八幡市円山町地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

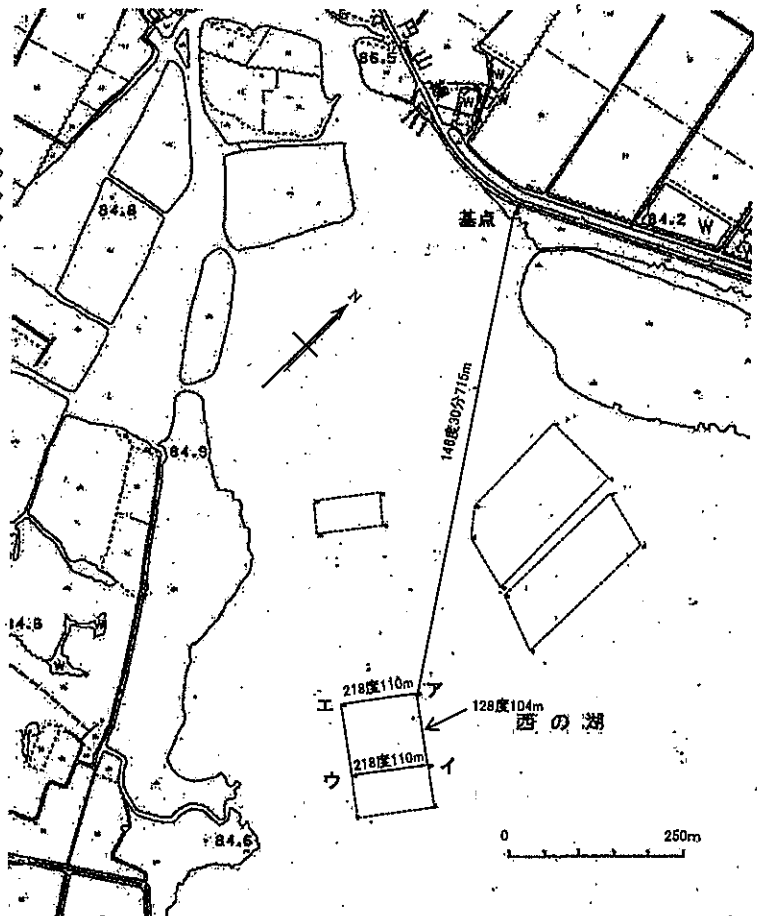
- (ア) 北緯35度09分34.2秒 東経136度06分30.1秒
- (イ) 北緯35度09分31.6秒 東経136度06分27.8秒
- (ウ) 北緯35度09分32.5秒 東経136度06分26.2秒
- (エ) 北緯35度09分35.1秒 東経136度06分28.5秒



共同漁業権漁場図

免許番号 区第8号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

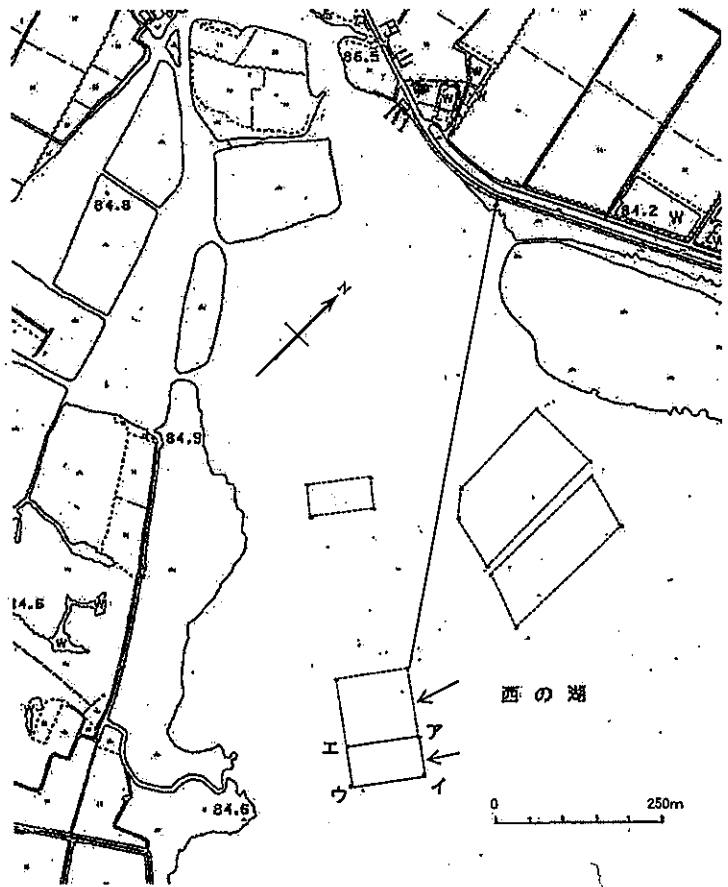
- (ア) 北緯35度09分29.2秒 東経136度06分38.3秒
- (イ) 北緯35度09分27.1秒 東経136度06分41.5秒
- (ウ) 北緯35度09分24.3秒 東経136度06分38.8秒
- (エ) 北緯35度09分26.4秒 東経136度06分35.6秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第9号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

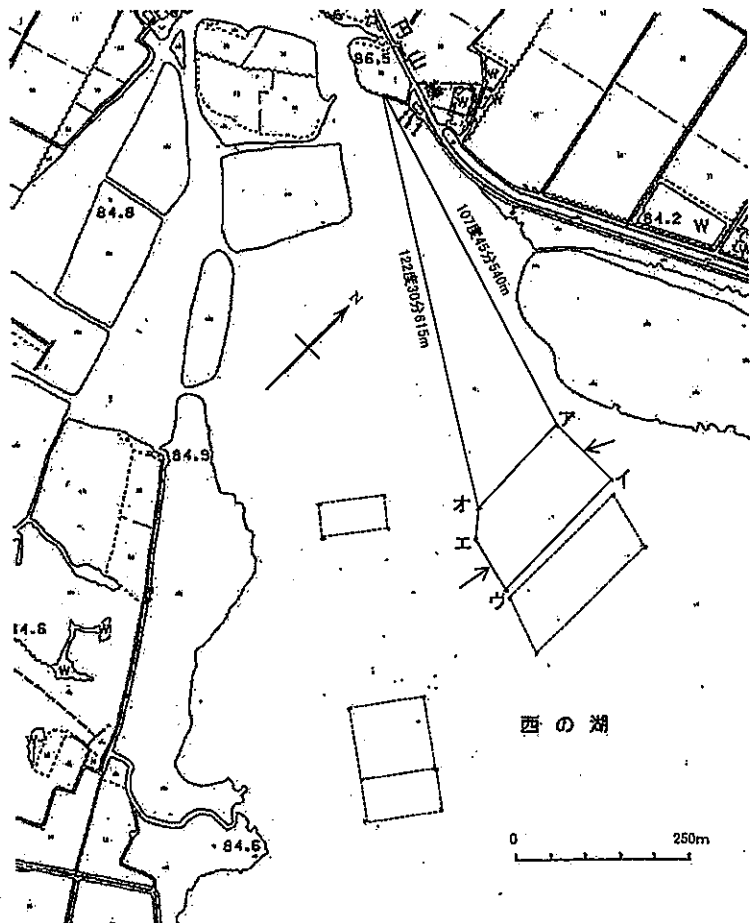
- (ア) 北緯35度09分27.1秒 東経136度06分41.5秒
- (イ) 北緯35度09分26.1秒 東経136度06分43.2秒
- (ウ) 北緯35度09分23.3秒 東経136度06分40.5秒
- (エ) 北緯35度09分24.3秒 東経136度06分38.8秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第10号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

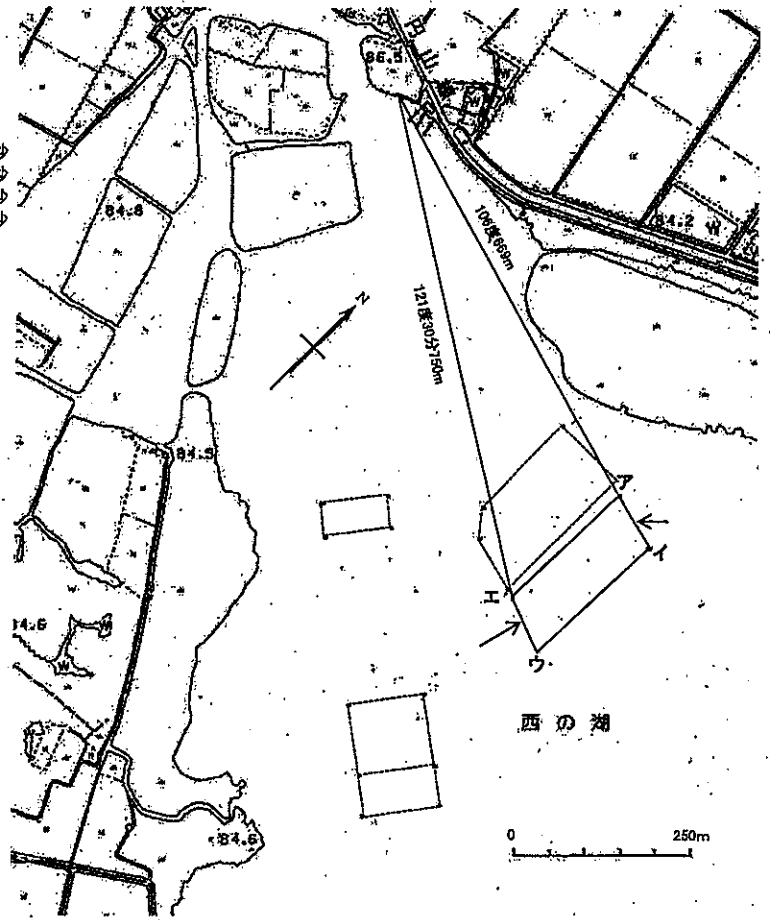
- (ア) 北緯35度09分42.6秒 東経136度06分33.3秒
- (イ) 北緯35度09分42.5秒 東経136度06分37.7秒
- (ウ) 北緯35度09分35.3秒 東経136度06分37.8秒
- (エ) 北緯35度09分36.0秒 東経136度06分34.5秒
- (オ) 北緯35度09分37.2秒 東経136度06分33.5秒



第1種区画漁業権（真珠美殖業）漁場図

免許番号 区第11号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
- (イ) 北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
- (ウ) 北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
- (エ) 北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒

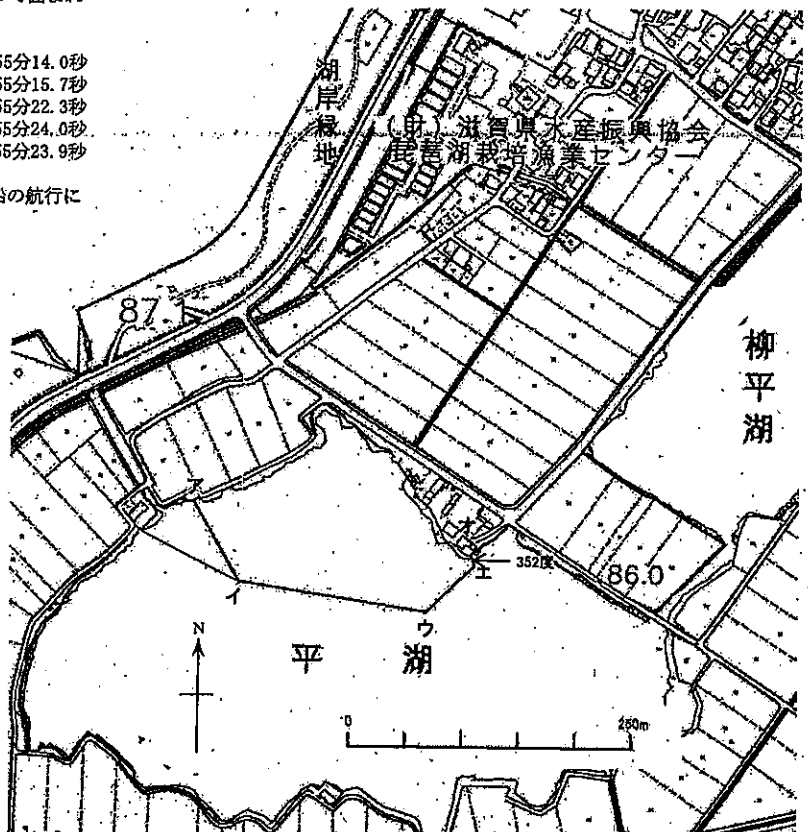


第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図

免許番号 区第201号
 漁場の位置 草津市志那町地先(平湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

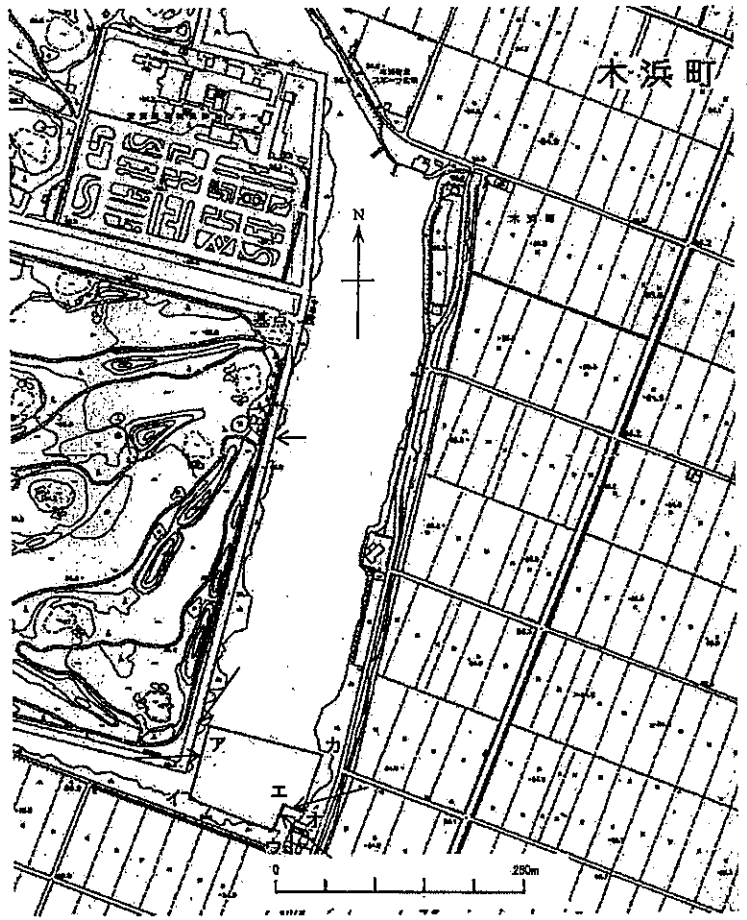
- (ア) 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
- (イ) 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
- (ウ) 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
- (エ) 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
- (オ) 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒

条件 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。



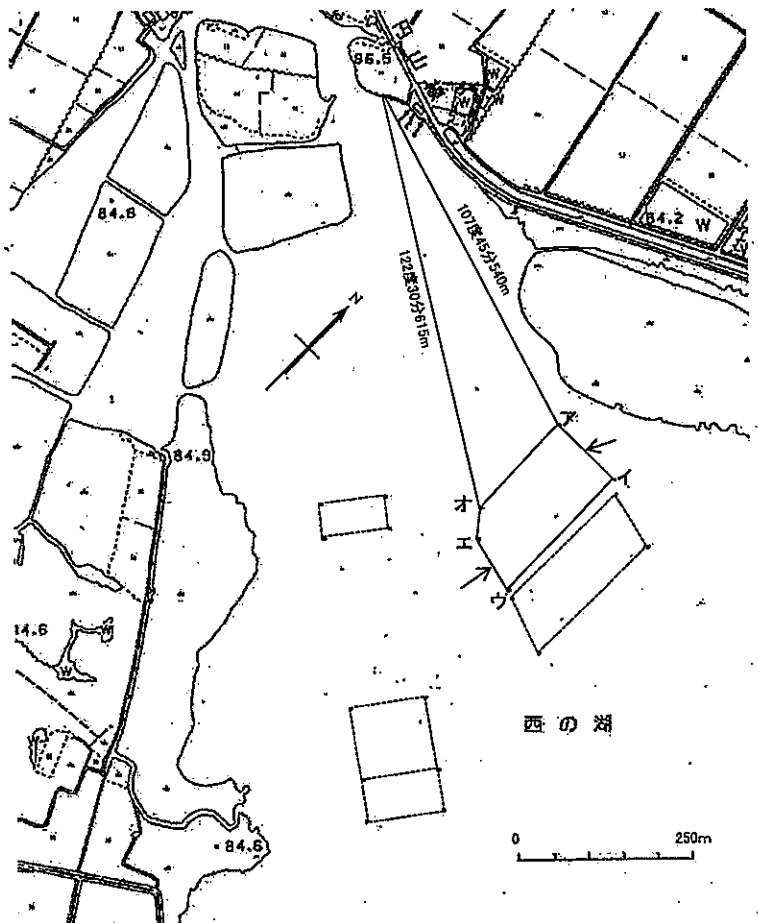
第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図
 免許番号 区第202号
 漁場の位置 守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
- (イ) 北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
- (ウ) 北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
- (エ) 北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
- (オ) 北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
- (カ) 北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒



第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図
 免許番号 区第203号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

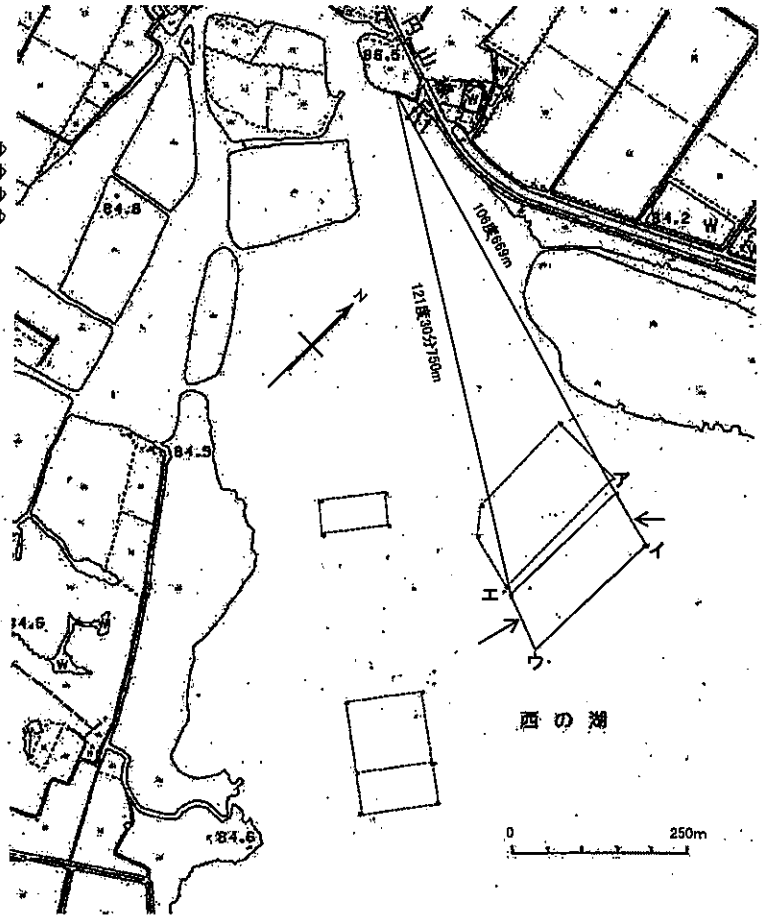
- (ア) 北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒
- (イ) 北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒
- (ウ) 北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒
- (エ) 北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒
- (オ) 北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒



第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図

免許番号 区第204号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

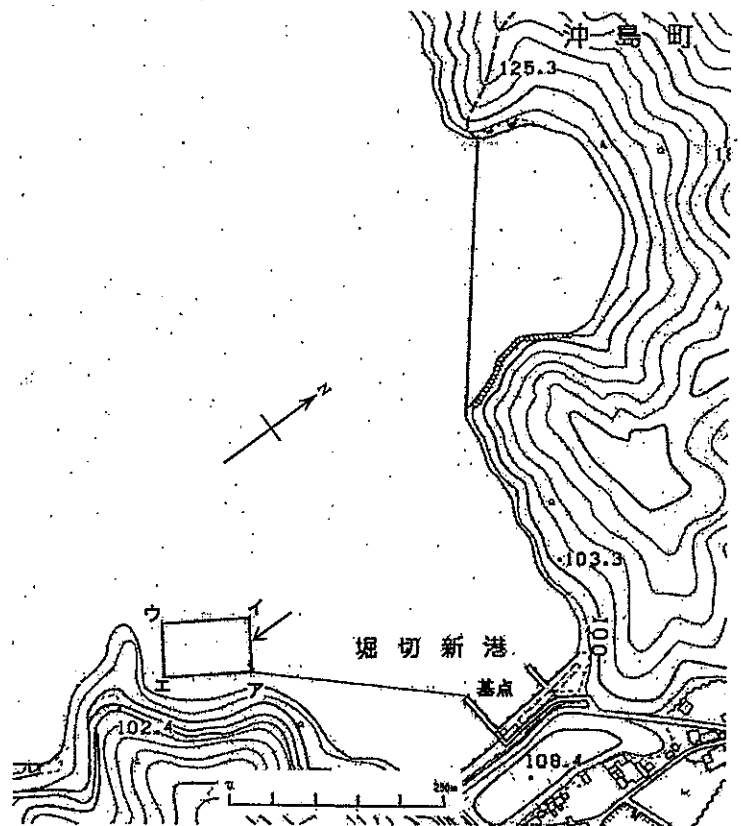
- (ア) 北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
- (イ) 北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
- (ウ) 北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
- (エ) 北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒



第1種区画漁業権（小割式魚類養殖業）漁場図

免許番号 区第1301号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

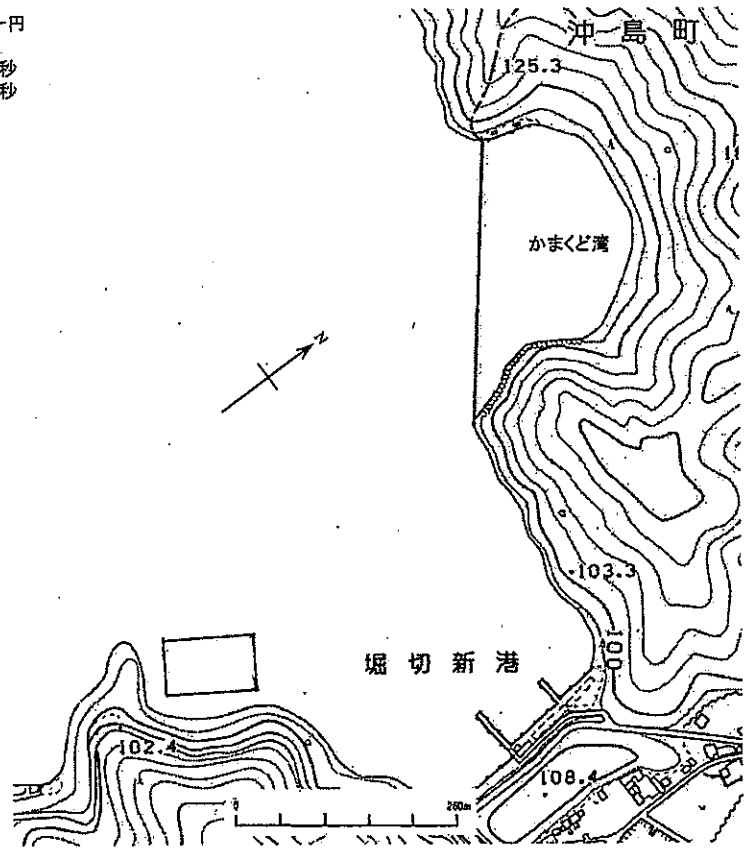
- (ア) 北緯35度11分33.4秒東経136度05分25.4秒
- (イ) 北緯35度11分34.8秒東経136度05分23.5秒
- (ウ) 北緯35度11分32.4秒東経136度05分20.8秒
- (エ) 北緯35度11分31.0秒東経136度05分22.7秒



第1種区画漁業権（小割式魚類養殖業）漁場図

免許番号 区第1302号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のアとイとを結んだ線以北のかまくと湾一円

(ア)北緯35度11分53.3秒東経136度05分14.6秒
 (イ)北緯35度11分46.1秒東経136度05分24.0秒



第1種区画漁業権（小割式魚類養殖業）漁場図

免許番号 区第1303号
 漁場の位置 長浜市西浅井町菅浦地先
 漁場の区域 次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾

(ア)北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒
 (イ)北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒

条件 漁場の使用面積は7,000㎡以内とすること。



第1種区画漁業権 (小割式魚類養殖業) 漁場図

免許番号 区第1304号

漁場の位置 長浜市西浅井町菅浦地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

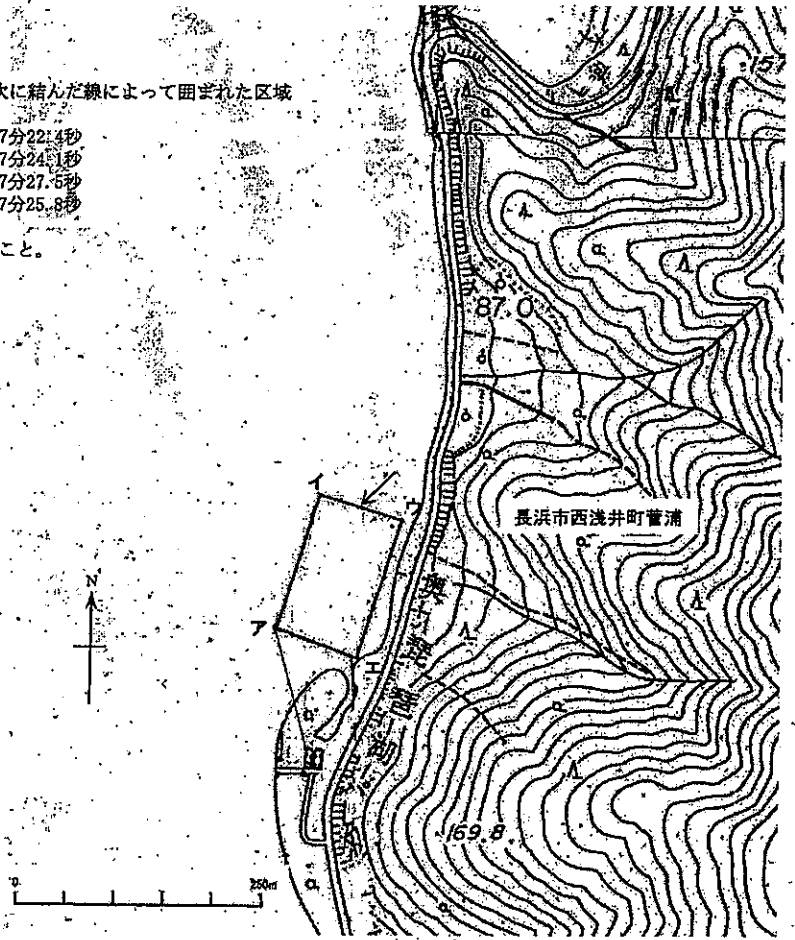
(ア) 北緯35度28分15.8秒 東経136度07分22.4秒

(イ) 北緯35度28分20.5秒 東経136度07分24.1秒

(ウ) 北緯35度28分19.6秒 東経136度07分27.5秒

(エ) 北緯35度28分15.0秒 東経136度07分25.8秒

条件 漁場の使用面積は1,000㎡以内とすること。



琵琶湖海区漁場計画（案）に関する説明資料

1. 漁場計画（案）作成にあたっての検討内容

○現漁業権者の要望に基づき、漁場の活用状況を調査した上で、現行の漁場を計画（案）に含めた。

○それぞれの漁場について、今後の生産性の見込み、行使の見込み、漁場区域の変更や統合を検討した（概要は下表のとおり）。

漁業権の種類および名称			現存する 漁業権数	漁場計画に設 定する漁場数	見直しの概要
共同 漁業 権	第1種	しじみ等漁業	3	3	いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する
	第2種	小型定置網（えり）漁業	93	54	・今後の生産性が見込まれるため存置する漁場49件 ・行使の見込みがなく切り替えをしない漁場35件 ・漁業の効率化のために漁場区域の変更および統合を行う漁場9件 （その結果、計画案では5件）
		やな漁業	8	8	いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する
	第5種（海面）	こい、ふな等漁業	4	3	・今後の生産性が見込まれるため存置する漁場3件 ・行使の見込みがなく切り替えをしない漁場1件
区画 漁業 権	第1種	真珠養殖漁業	11	11	いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する
		簡易垂下式真珠母貝養殖漁業	4	4	
		小割式養殖漁業	4	4	

別添1 漁場位置図

2. 利害関係人の意見徴取について

漁場計画（素案）について利害関係人の意見を徴取したところ、計共第 122 号第 2 種共同漁業権の漁場区域について沖側への拡大に対し、漁船の航行や漁業の支障があるとした意見が 1 件提出された。

計共第 122 号第 2 種共同漁業権の関係者は、同意見を受け漁場の沖側端を現行漁場に合わせ縮小する漁場区域の見直しを提示し、利害関係人との調整が図られた。

3. 公益上の支障の有無について

関係機関と協議し、全漁場について公益上の支障は認められないことを確認した。

別添 2 公益上の支障に関する関係機関との協議結果

4. 適切かつ有効の判断について

漁業法第 63 条第 1 項第 2 号に基づき、本計画に設定する各漁場について適切かつ有効の判断を行った。これまで各漁業者から報告のあった漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告、ヒアリング、現地確認等において、適切かつ有効に活用されていると評価できた漁場 78 件を類似漁業権として設定した。

同様の報告等において複数年の行使が認められない漁場や大幅な変更を伴う漁場 9 件は、非活用漁業権とした。これらの漁場については、海区漁場計画樹立方針に従い、存続期間を 5 年間とするとともに関係する漁業協同組合がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を設定する。

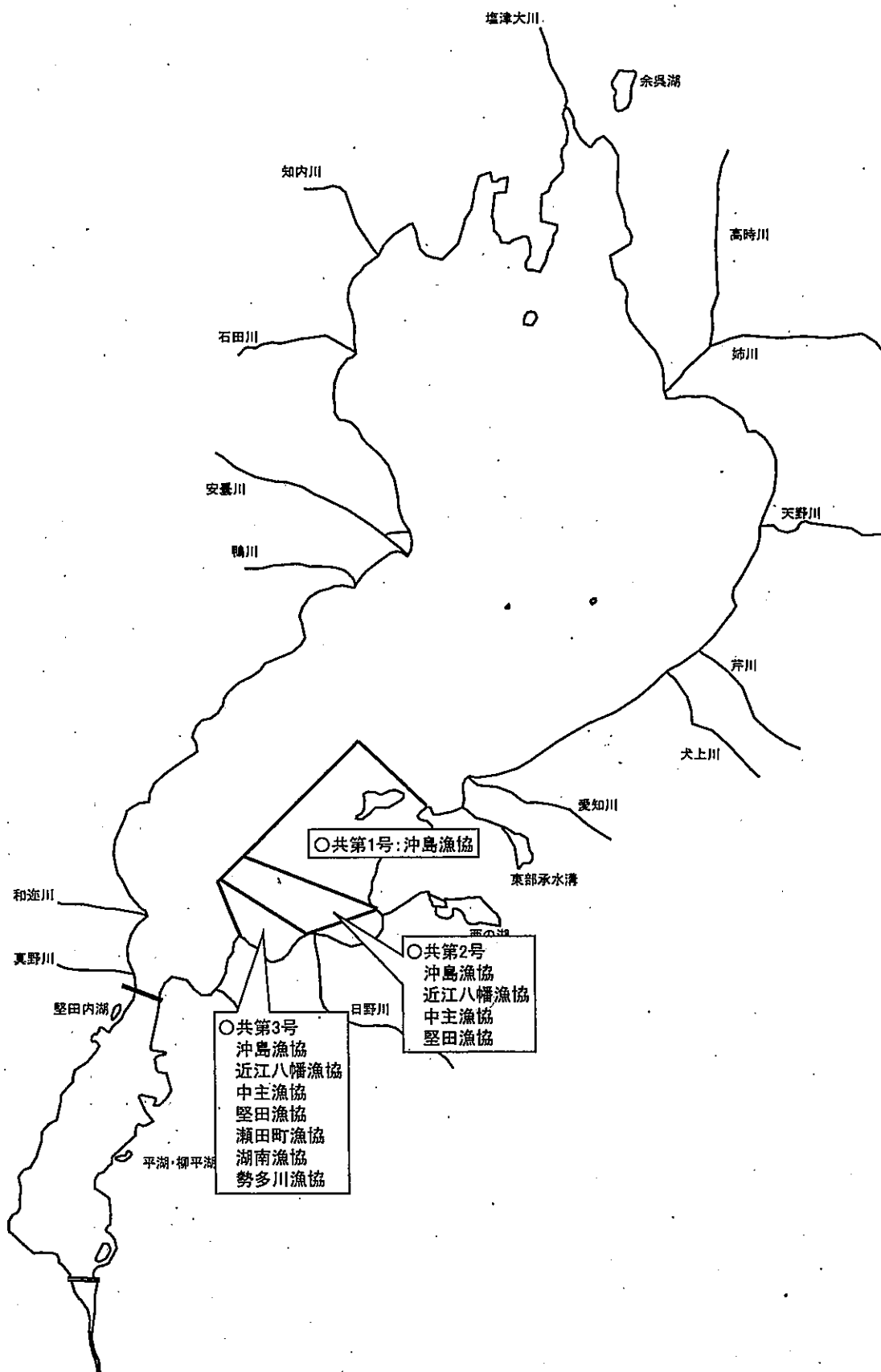
非活用漁業権（いずれも第 2 種共同漁業権小型定置網漁業）

内容	漁場計画の公示番号（現行の漁業者）
複数年の行使が認められない漁場	共第 117 号（山田漁協） 共第 136 号（長浜漁協） 共第 138 号（南浜漁協） 共第 141 号、共第 143 号、共第 144 号（朝日漁協）
大幅な変更を伴う漁場	共第 120 号（玉津小津漁協） 共第 122 号（守山漁協） 共第 135 号（長浜漁協）

別添 3 適切かつ有効の評価一覧表（R3、R4）

第1種共同漁業の位置図

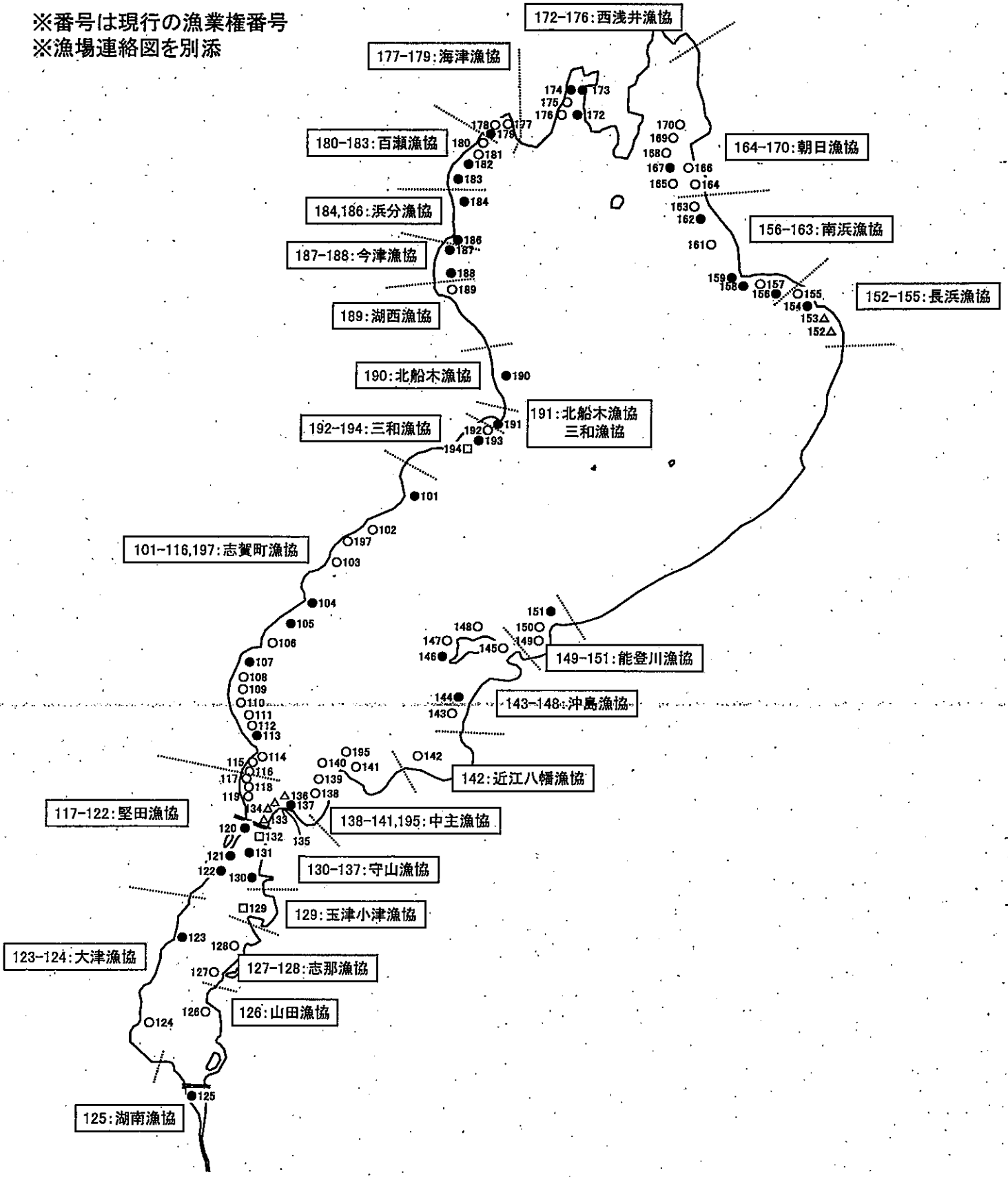
○:現状通り切替



第2種共同漁業(小型定置網漁業)の位置図

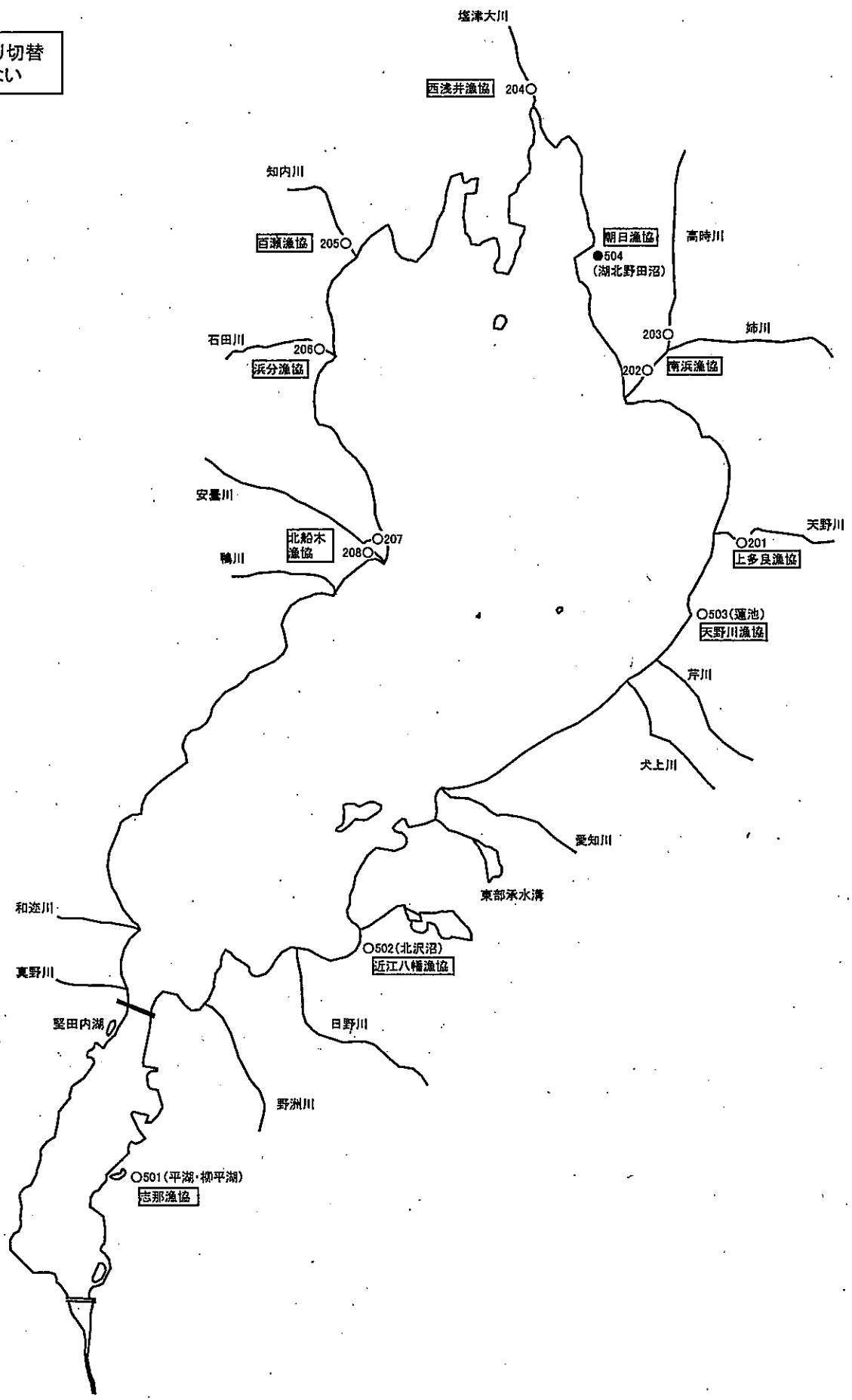
- : 現状通り切替
- △: 漁場を統合
- : 漁場区域を変更
- : 切替しない

※番号は現行の漁業権番号
 ※漁場連絡図を別添

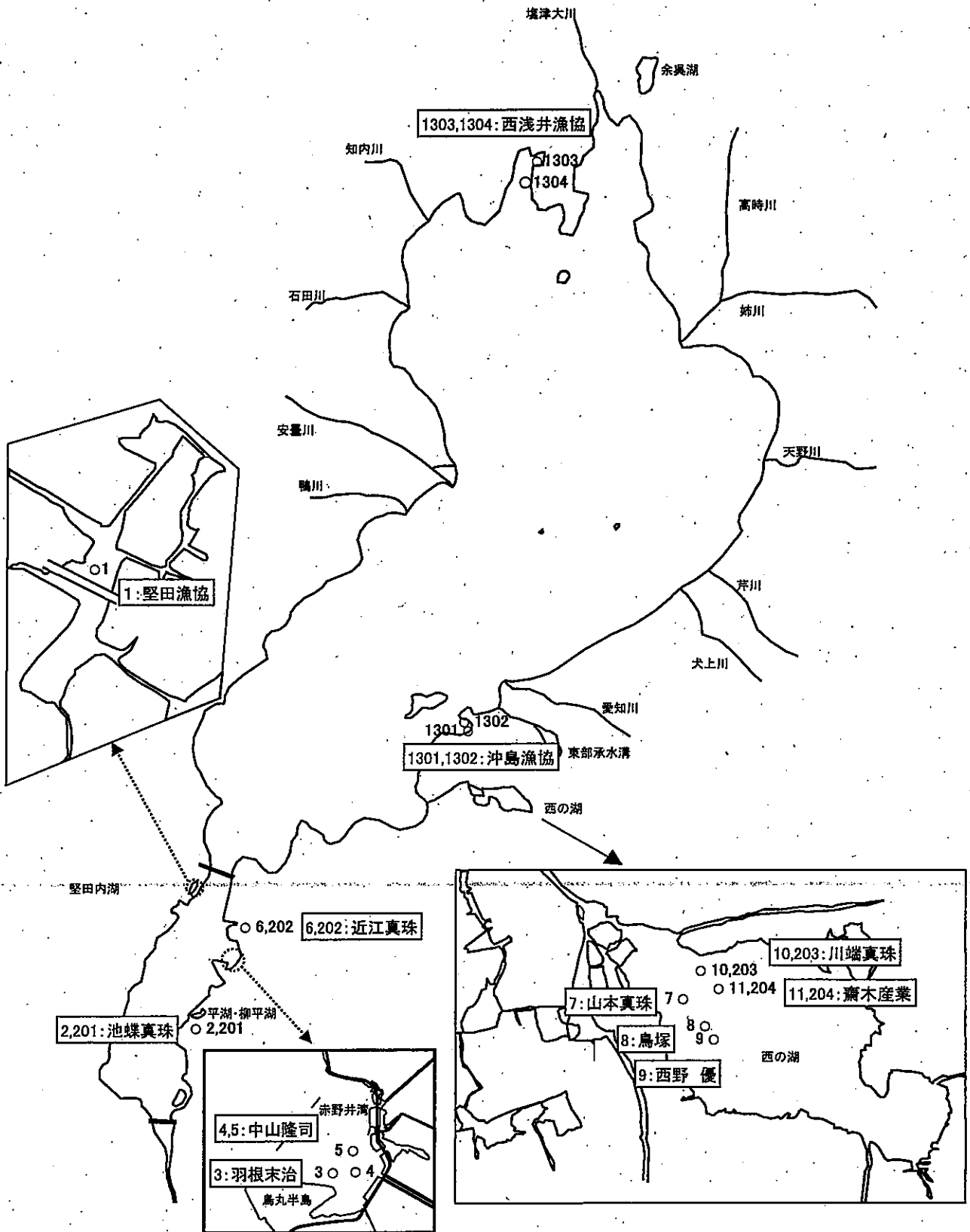


第2種共同漁業(やな漁業)・第五種共同漁業の位置図

○:現状通り切替
●:切替しない



第1種区画漁業(小割式魚類養殖、真珠養殖、真珠母貝養殖)の位置図



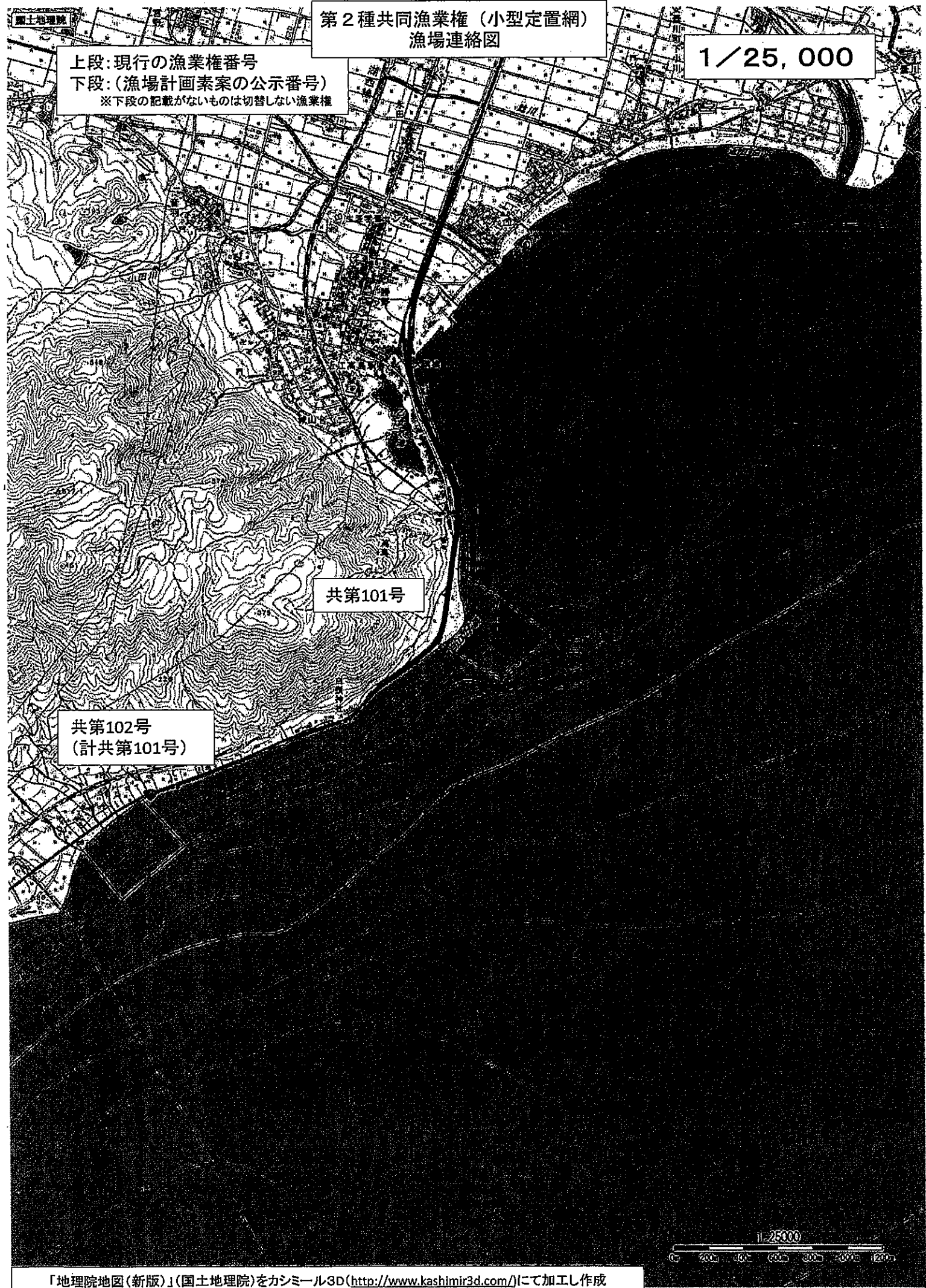
第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

1/25,000

上段：現行の漁業権番号

下段：（漁場計画素案の公示番号）

※下段の記載がないものは切替しない漁業権



共第101号

共第102号
（計共第101号）

1/25000



第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

共第197号
(計共第102号)

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第103号
(計共第103号)

共第104号

共第105号

共第106号
(計共第104号)

1:25000

0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

共第107号

上段：現行の漁業権番号

下段：（漁場計画素案の公示番号）

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25, 000

共第108号
（計共第105号）

共第109号
（計共第106号）

共第110号
（計共第107号）

共第111号
（計共第108号）

共第112号
（計共第109号）

共第113号

共第114号
（計共第110号）

共第115号
（計共第111号）

共第116号
（計共第112号）

共第117号
（計共第113号）

1:25000



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

共第116号
(計共第112号)

共第117号
(計共第113号)

共第118号
(計共第114号)

共第119号
(計共第115号)

共第120号

共第121号

共第122号

次頁に拡大

共第131号

共第130号

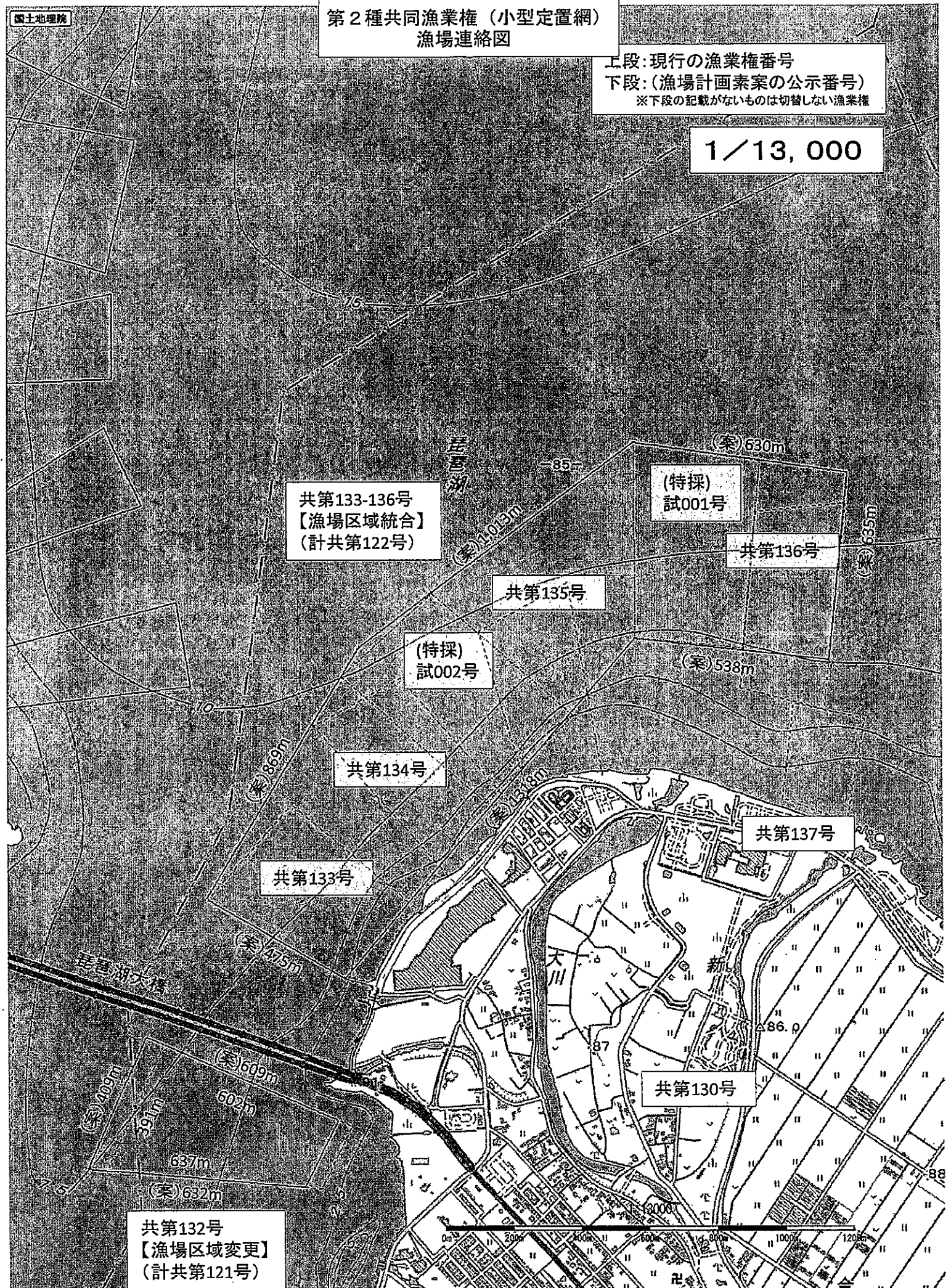
上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 13,000



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

1/25,000

共第121号

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

共第122号

共第130号

共第123号

共第129号
【漁場区域変更】
（計共第120号）

共第128号
（計共第119号）

共第127号
（計共第118号）

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

1/25,000

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

共第124号
(計共第116号)

共第126号
(計共第117号)

大津市

共第125号

大津市

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第195号
(計共第126号)

共第141号
(計共第127号)

共第140号
(計共第125号)

共第139号
(計共第124号)

共第138号
(計共第123号)



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号

下段：（漁場計画素案の公示番号）

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第143号
（計共第129号）

共第142号
（計共第128号）



1:25000
0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第148号
(計共第132号)

共第147号
(計共第131号)

共第146号

共第145号
(計共第130号)

共第144号

共第143号
(計共第129号)

近江八幡市

第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第151号

共第150号
（計共第134号）

共第149号
（計共第133号）

共第145号
（計共第130号）

彦根市

東新田町

江市

近江
幡豆
市

大中の瀬干地

大中の瀬干地

第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000

共第155号
（計共第136号）

共第154号

共第152,153号【統合】
（計共第135号）

582m
597m
1,000m
（案）1,589m

第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第161号
（計共第138号）

共第159号

共第158号

共第157号
（計共第137号）

共第156号

共第155号
（計共第136号）

共第154号



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000

共第169号
（計共第144号）

共第170号
（計共第145号）

共第168号
（計共第143号）

共第166号
（計共第142号）

共第167号

共第164号
（計共第140号）

共第165号
（計共第141号）

共第163号
（計共第139号）

共第162号

第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号

下段：（漁場計画素案の公示番号）

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

長
浜
市

長
浜
市

共第174号

共第173号

共第175号
（計共第146号）

共第172号

共第176号
（計共第147号）

1/25000

0 200 400 600 800 1000 1200m

第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第178号
（計共第149号）

共第177号
（計共第148号）

共第179号

共第180号
（計共第150号）

共第181号
（計共第151号）

共第182号

1:25000

0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第183号

共第184号

共第186号

共第187号

共第188号

共第189号
（計共第152号）

1/25,000



第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第190号

共第191号

共第192号
（計共第153号）

共第193号

共第194号【変更】
（計共第154号）

650m
560m
(案)626m
(案)710m

琵琶湖

-85-

1:25000

0m 200m 400m 600m 800m 1000m 1200m

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧（海区の漁場）

協議先	該当漁場	公益上の支障	その他の意見
農政水産部耕地課長	全て	支障なし	
大津・南部農業農村振興事務所長	大津市、草津市、守山市、野洲市内の漁場	支障なし	
東近江農業農村振興事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	
湖東農業農村振興事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	
湖北農業農村振興事務所長	米原市、長浜市内の漁場	支障なし	
高島農業農村振興事務所長	高島市内の漁場	支障なし	
土木交通部長	普通河川を除く全ての漁場	支障なし	意見1
大津土木事務所長	大津市内の漁場	支障なし	
南部土木事務所長	草津市、守山市、野洲市内の漁場	支障なし	意見1
東近江土木事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	意見1
湖東土木事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	意見1
長浜土木事務所長	米原市、長浜市（旧長浜市、湖北町）内の漁場	支障なし	
長浜土木事務所木之本支所長	長浜市（旧高月町、木之本町、余呉町、西浅井町）内の漁場	支障なし	意見1
高島土木事務所長	高島市内の漁場	支障なし	意見1
大津市長	管内の漁場	支障なし	
長浜市長	管内の漁場	支障なし	
近江八幡市長	管内の漁場	支障なし	
草津市長	管内の漁場	支障なし	
守山市長	管内の漁場	支障なし	
野洲市長	管内の漁場	支障なし	
高島市長	管内の漁場	支障なし	
東近江市長	管内の漁場	支障なし	
米原市長	管内の漁場	支障なし	
(独)水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	全ての漁場	支障なし	意見2
琵琶湖汽船株式会社代表取締役社長	琵琶湖の漁場	支障なし	

漁場計画に対する関係機関の意見一覧（海区の漁場）

意見	協議先	意見の概要
1	土木交通部長 大津土木事務所長 東近江土木事務所長 長浜土木事務所長 （木之本支所） 高島土木事務所長	下記のことについて漁業関係者への指導を願う。 <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物を設置、変更するには河川法の許可が必要であること。 ● 河口部等において漁船が係留、放置されることのないよう適切に保管すること。 ● 公共事業の推進に協力すること。 ● 漁業の実績や意志を十分調査すること。 ● 漁業を廃止するときには、工作物を撤去すること。 ● 申請者が組合要件を満たしているか厳正に審査すること。 ● 現状、河川法違反となっている場合は、工作物の速やかな撤去、適正化を指導すること。
2	(独)水資源機構琵琶湖 開発総合管理所長	<ul style="list-style-type: none"> ● 琵琶湖の水位が低下した場合においても船舶の航行に支障が生じないように航路の浚渫をしているので、配慮願う。

令和3年次 第2種共同漁業権(やな) (行使の状況と漁業法第91条の指導致または報告に関する評価)

1 漁業権2(1)漁業の免許以関係法令を遵守している	2(2)法第72条に規定する「免許」を有している	2(4)漁業権が起る「免許」を有している	2(5)漁業権の管理に支障を及ぼすものがない	2(7)漁業権の行使に支障を及ぼすものがない	2(8)漁業権の行使に支障を及ぼすものがない	3(1)漁業権が可能な期間を有している	3(2)漁業権の全額を有している	3(4)漁業権を有している	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公共工事によるやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	操業日数	操業日数	操業合計 (kg)
共第201号	上野長漁協	○	7	9月10日~8月20日	60		1,270
共第202号	南浜漁協	○	4	9月31日~9月30日			28,240
共第203号	南浜漁協	○	1				8,480
共第204号	西浜井漁協	×					0
共第205号	百瀬漁協	○	10	4月10日~6月27日	78		8,428
共第206号	浜分漁協	○	13	4月3日~8月20日	109		15,800
共第207号	北船木漁協	○	21	9月15日~8月20日	120		53,065
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	9月15日~8月20日	207号合算		115,283

令和3年次 第2種共同漁業権(えり・落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	操業日数	漁獲合計(kg)	1 漁業権2(1)漁業法令第72条に規定する「免許」の有している(注1)	2(2)法第2(4)漁業法令第72条に規定する「免許」の有している(注1)	2(4)漁業法令第72条に規定する「免許」の有している(注1)	2(5)漁業法令第72条に規定する「免許」の有している(注1)	2(7)漁業法令第72条に規定する「免許」の有している(注1)	2(8)漁業法令第72条に規定する「免許」の有している(注1)	3(1)漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	3(3)漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	3(4)漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	4 評価	評価理由	
共第101号	志賀町漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第102号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	101	1,873												
共第103号	志賀町漁協	o	2	1月13日～12月24日	147	3,877												
共第104号	志賀町漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第105号	志賀町漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第106号	志賀町漁協	o	1	1月12日～12月25日	169	1,289												
共第107号	志賀町漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第108号	志賀町漁協	o	1	1月12日～12月25日	152	967												
共第109号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	178	2,151												
共第110号	志賀町漁協	o	1	1月12日～12月25日	152	967												
共第111号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	160	1,130												
共第112号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	160	1,130												
共第113号	志賀町漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第114号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	149	2,702												
共第115号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	178	2,151												
共第116号	志賀町漁協	o	2	1月12日～12月25日	178	2,151												
共第117号	壺田漁協	o	1	1月12日～12月25日	168	5,043												
共第118号	壺田漁協	o	2	1月12日～12月25日	175	8,387												
共第119号	壺田漁協	o	1	1月12日～12月25日	94	2,705												
共第120号	壺田漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第121号	壺田漁協	o	1	1月12日～8月6日	78	2,339												
共第122号	壺田漁協	x	1			0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第123号	大津漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み
共第124号	大津漁協	o	3	5月10日～12月25日	47	847												
共第125号	湖南漁協	x				0												漁やかに行使者を決定するよう助言済み

令和3年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1. 漁業権 の免許 の状況 等	2(1) 漁業 法第90 条第1 項に 基づく 管理の 状況等 の報告 の有無 (注1)	2(2) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注2)	2(4) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注4)	2(5) 資源 管理に 関係し る事項 の発生 の有無 (注5)	2(7) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注7)	2(8) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注8)	3(1) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注1)	3(3) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注3)	3(4) 漁業 法第91 条第1 項に 基づく 漁業 権の 行使 の有無 (注4)	4 評価 理由
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	KAVによるコイ養殖のやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	KAVによるコイ養殖のやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計 (kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	×	2	0	生け簀12張
区第1302号	沖島漁協	×	3	0	生け簀20張
区第1303号	西渡井漁協	○	1	565	生け簀7張
区第1304号	西渡井漁協	○	1	787	生け簀6張

13522

令和3年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指請または勧告に関する評価)

免許番号	免許種別	行使状況	湖上作業		湖上作業		湖上作業		湖上作業		湖上作業		3年以上 経過期間 防敷	1年員出 防敷	2年員出 防敷	3年員出 防敷	4年員出 防敷	5年員出 防敷
			日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数						
区第201号	池田真珠養殖株式会社	○	1	100	18,500	14,500	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
区第202号	近江真珠株式会社	○	1	100	10,000	9,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
区第203号	川端真珠養殖株式会社	○	1	85	3,266	1,800	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
区第204号	福水産漁株式会社	○	1	80	0	1,500	0	15,200	0	15,200	0	15,200	0	15,200	0	15,200	0	15,200
			2		29,866	26,800	8,500	41,003	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

1 漁業権 の免許 取得 後、法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(1)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(2)法第 91条第1項 に基づいて 漁業権を 行使している 漁業者が 漁業権を 行使している 漁業者と 同一の法人 であること を確認している (注2)	2(3)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(4)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(5)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(6)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(7)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(8)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	2(9)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	3(1)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	3(2)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	3(3)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	3(4)漁業 権法第91 条第1項に 基づく事業 の開始後、 その権利を 毎年行使し ている(注1)	4 評価 評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和4年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権2(1)漁業法第90条第1項に 関係法令を遵守している	2(1)漁業法第72条に規定 する「免状」を有している	2(4)漁場 争いが起きている 又は漁場争い の解決に向けて 取り組んでいる	2(5)資源 管理を適切に 実施している	2(7)漁具 や養殖施設を 放置する などして他の 漁業者の漁業 活動を妨げ ていない	2(8)通常 の漁業活動 では認められ ない爆発物 その他危険物 を及ぼす(注2-3-4)	3(1)漁業 や養殖が可能な 期間を相当程度 利用している(注4)	3(3)漁場 の全てを利用 している(注4)	3(4)漁場 を持続的に 利用でき よう、生産 量等の項目 を含む事業 計画書等に 基づき自ら の事業を計 画的に漁業 の生産活動 を行っている	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実証なし (切替希望なしのため指導しない)

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第501号	志那漁協	○	2	10	15.0
共第502号	近江八幡漁協	○	8	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	30	560.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

令和4年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計 (kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	x	2	0	生け養6張
区第1302号	沖島漁協	x	4	0	生け養24張
区第1303号	西浅井漁協	○	1	480	生け養7張
区第1304号	西浅井漁協	○	1	720	生け養6張

1200

1 漁業権2(1)漁業法第91条第1項に の免許以確保法令を遵守して 管理の状況 等(注1)	2(4)漁場 の発生 管理を適切 に実施して いる	2(7)漁具 や養殖施設 を放置する などして他 者の漁業生 産活動を妨 げない	2(8)通常 の漁業活動 では想定さ れない構 造物その他 の施設を 設置する ことによ り、漁業の 生産活動に 支障を及ぼ すおそれ があるもの を除去し ておくこと が求めら れている	3(1)事業 3(2)事業 3(3)事業 3(4)事業	3(3)漁業 3(4)漁業 3(5)漁業 3(6)漁業	4 評価 理由
○	○	○	○	x	x	KHVによるコイ養殖のや むを得ない休業
○	○	○	○	x	x	KHVによるコイ養殖のや むを得ない休業
○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業 者数	湖上作業 日数	0年既得		1年既得		2年既得		3年以上 既得	
					漁獲 量	漁獲 量	漁獲 量	漁獲 量	漁獲 量	漁獲 量	漁獲 量	漁獲 量
区第201号	池原真珠株式会社	○	1	100	14,000	16,500	14,500	0	3,000	0	0	0
区第202号	近江真珠株式会社	○	1	100	2,400	9,000	8,500	7,000	0	0	0	0
区第203号	川端真珠株式会社	○	1	95	2,000	2,400	400	7,200	0	0	0	0
区第204号	齊尔産業株式会社	○	1	80	2	0	1,500	14,900	0	0	0	0

1 漁業権の免許に関する訴訟争いを回避する	2(1) 漁業法第72条に規定する「免許の適格性」を有している	2(2) 漁業法第2(4)項に規定する「免許の適格性」を有している	2(3) 漁業法第2(5)項に規定する「免許の適格性」を有している	2(4) 漁業法第2(6)項に規定する「免許の適格性」を有している	2(5) 漁業法第2(7)項に規定する「免許の適格性」を有している	2(6) 漁業法第2(8)項に規定する「免許の適格性」を有している	2(7) 漁業法第2(9)項に規定する「免許の適格性」を有している	2(8) 漁業法第2(10)項に規定する「免許の適格性」を有している	3(1) 漁業法第3(1)項に規定する「免許の適格性」を有している	3(2) 漁業法第3(2)項に規定する「免許の適格性」を有している	3(3) 漁業法第3(3)項に規定する「免許の適格性」を有している	3(4) 漁業法第3(4)項に規定する「免許の適格性」を有している	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	